

第1回 総務文教委員会記録

1 日 時 平成30年3月15日(木) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 宮澤 一 照
副 委 員 長 阿部 幸 夫
委 員 横尾 祐 子

委 員 佐藤 栄 一
" 村越 洋 一
" 霜鳥 榮 之

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 植木 茂

7 説明員 10名

市 長 入村 明
総務課長 久保田 哲夫
企画政策課長 松岡 由三
財務課長 平井 智子
市民税務課長 小嶋 和善

教 育 長 小林 啓一
こども教育課長 吉越 哲也
生涯学習課長 山本 毅
妙高高原支所長 小林 孝幸
妙高支所長 内田 正美

8 事務局員 4名

局 長 岩澤 正明
係 長 池田 清人

主 査 道下 啓子(午後)
主 事 齊木 直樹(午前)

9 件 名

議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項

議案第19号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算

議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第8号)のうち当委員会所管事項

議案第30号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定について

議案第31号 妙高市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第34号 妙高市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第35号 妙高市総合計画審議会条例の一部を改正する条例議定について

議案第36号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第37号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について

議案第38号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について

議案第39号 妙高市放課後児童クラブ条例議定について

議案第40号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

議案第41号 妙高市新井中央小学校区放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定について

議案第42号 妙高市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例議定について

議案第43号 妙高市妙高高原メッセ条例の一部を改正する条例議定について

議案第56号 損害賠償の額を定めることについて

○委員長（宮澤一照） ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第13号の所管事項及び議案第19号の予算2件、議案第24号の所管事項の補正予算1件、議案第30号、議案第31号、議案第34号から議案第43号の条例議定12件、議案第56号の事件議決1件の合計16件であります。

議案第30号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 最初に、議案第30号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第30号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正を受けまして、個人情報の定義を明確にするほか、指紋データや旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを規定すること、また不当な差別や偏見が生じないように、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などの取り扱いに配慮すべき情報を要配慮個人情報として定義するため条例を改正したいものでございます。

なお、今回の条例改正により、従来と取り扱いが変更となるものではございません。

以上、議案第30号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第30号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第30号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 妙高市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第31号 妙高市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。財務課長。

○財務課長（平井智子） ただいま議題となりました議案第31号 妙高市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、町内会などから集会施設敷地として寄附を受け、無償貸し付けを行っている市有地について、当該団体が地方自治法第260条の2の規定に基づく認可地縁団体になり、引き続き集会施設敷地として利用する目的で返還の申し出があった場合は、無償で譲渡することができる規定を加えるため、条例を改正するものです。財産の管理及び処分については、地方自治法第237条で条例または議会の議決による場合でなければ適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないとされており、返還の申し出があるたびに議会の議決を得る方法もありますが、今後も返還の申し出が想定されることから、条例を改正して迅速に対応したいものであります。

以上、議案第31号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第31号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この改正するわけですが、実際に譲渡の申し出があるからやるのですか、それとも一応先ほど今説明みたいに、今後のことを考えて条例を改正していくのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今回1自治会のほうから集会施設を建てかえるために土地を担保に融資を受けたいので、返還してほしいという申し出がありました。そこで、今回の条例改正を提案させていただいたものであります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） その場合、登記等の手続については、申し出のあった町内会というか、そちらのほうがか全て負担をしていくということになるのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） そのとおりでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そうすると、登記が終わると今後は今までは当然市の土地を無償で借りているんですので、税制面では免除されていたと思うんですけど、今後はそういったものに対しては税制面では課税されていくということになるのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 所有者に対して課税されることとなりますが、用途がいわゆる地域の公民館敷地である場合、妙高市市税条例第42条第1項第1号の規定により、申請により課税免除となります。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第31号 妙高市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案の

とおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 損害賠償の額を定めることについて

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第56号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第56号 損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、1月27日に妙高市大字関川地内の池の平スポーツ広場クラブハウス駐車場で発生した施設管理の瑕疵による事故に係る損害賠償額について、議会の議決を求めるものであります。

今回の損害賠償については、駐車場に駐車中の普通乗用自動車にクラブハウスからの屋根雪が落下したことにより、車両のフロントボンネットとヘッドライトを破損させたことに対する修理費用及びその代車費用であります。このたび相手方との示談協議が調ったことから、損害賠償額として57万1320円を賠償するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第56号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ちょっと場所の確認をさせていただきたいんですが、クラブハウスの前の駐車場、駐車場にはちゃんと白線引いてありますけども、その白線のところに置いておいてそうなったのか、クラブハウスのすぐ前といいますか、近くに置いておいたのか、その辺のところはどういう状況だったんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 駐車場所につきましては、クラブハウス南側建物のすぐ脇ということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 車の台数が多くてそのとこいっぱいだったということになってそうなのか、一応駐車場スペースとしての指定してある場所でない場所ということになると思うんだけど、その辺はどういう位置づけになりますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） もともとですね、駐車場に関しましては、区画線を引いてあるのはごく一部でして、利用者ですね、個人の車で来る場合もありますし、学校等の単位でマイクロバスでお越しになる場合もあるということで、余り区画線をきっちり引いてしまいますと、かえって使いづらくなるということから、区画線については一部しか引いていないということです。建物のその脇についても、ふだん駐車場として利用いただいているという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 雪のないときならね、全然自由でもって、この間も議論ありましたけども、自由でどうってことないんだけど、建屋にはね、その直近のところには落雪注意という看板が幾つも張ってありますよね。そういうものがきちんとあるのに、その近くに置いておいたというのは、これについてはどちらの責任かというのが生じてくると思うんですけども、この辺はどういう位置づけになっていますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 注意喚起のほうはですね、事故発生前までは当然自然落雪方式ですので、落雪方向については表示をしておりましたが、その南側については、私どももそこに雪が落ちてくるということはちょっと考えていなかったものですから、その表示はしてごさいませんでした。この事故を受けて直後にバリケードとか、表示をしてですね、事故の再発防止に努めたということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 落ちてしまったのはという位置づけなんだけど、事故が起きてからそういう看板をつけたという、そういう問題と、当然雪国に暮らしている人間はね、下だけじゃなくて上だってちゃんと注意喚起を当然せんきやいけない、落ちるほどの雪というのは、かなりの雪庇になっていたはずですよ。だから、そうなっていたらそういう危険性というのは予知できるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これそのものについて、この事故そのものについてはどうのこうのということよりも、たまたま車でよかったなということなんですよ。そういうところをきちんと注意しないでいてね、これ人間だったらどうしますかということなんですよ。この補償問題こんな話じゃなくて、やっぱり管理責任が問われてということになりますんでね、これは看板でもってどうのこうのという範疇以外の、それ以前の問題としてね、やっぱり冬場の建屋に対してそのときの気象状況によって雪庇は幾らでも出てくるし、ちょっと緩めば落ちるというのは当然ここで暮らしている人たちは認識しているわけなんで、そういうのはお互いにきちんと対応していくということが今後必要だと思いますのでね、単純に看板だけで済ませるということだけではなくて、やっぱりそういうこともきちんと対応していくというこれが必要だと思うんですよ。

駐車場そのものについては、確かにあそこだけでは非常に少ないという位置づけだと思うんですけども、通常の場合でというか、ことしは特にということになるのか、あるいは冬場になると中学生そのものだってあそこで練習したり、あるいは一般の方も練習したりという、そういうことも想定されるんですけども、そういうときの駐車場としての位置づけは、あれで対応できるのかどうか、その辺の見通しはどうなんですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 駐車場に関しては、通常の練習等の利用であれば、今回整備させてもらった駐車場で賄えるというふうに思っております。先日の国体等ですね、大きな大会になればまた臨時の駐車場の確保が必要になってくると思いますけども、通常は施設周辺の駐車場で足りるというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第56号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第8号）のうち当委員会所管事項

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第8号）のうち当委員会所管

事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） たいだいま議題となりました議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第8号）のうち総務課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出から申し上げます。補正予算書の11ページをお開きください。中段の3款4項1目災害弔慰金等支給事業でございますが、昨年12月14日に妙高高原地域で除雪作業中に亡くなられた方への災害弔慰金として500万円を計上したいものでございます。これは、今冬の豪雪に伴いまして、2月8日に県内に新潟県災害救助条例が適用されたことを受けまして、県内全ての市町村で今冬の雪害により亡くなられた方へ弔慰金が支払われることになったものでございます。さらに、2月14日には同様の地域が災害救助法の適用を受けたことから、法令に基づきまして国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担することとなったものでございます。

次に、歳入について申し上げます。戻っていただきまして、9ページをお開きください。中段の16款1項4目1節災害弔慰金県負担金でございますが、たいだいま御説明申し上げました災害弔慰金の国・県負担分として375万円を計上したものでございます。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 続きまして、市民税務課の所管について御説明申し上げます。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費の2款戸籍住民基本台帳整備事業の314万円は、年度内にマイナンバーカードの交付枚数の確定がせず、自治体ごとの支出額を決定できないため、当該費用を翌年度に繰り越したものであります。

以上でございます。

○こども教育課長（吉越哲也） 続きまして、こども教育課所管分について御説明申し上げます。

4ページをごらんください。第2表繰越明許費のうち10款教育費の小学校大規模改修事業3788万3000円は、新井中央小学校の校舎外壁改修工事について、財源として見込んでいた学校施設環境改善交付金の内定がおくれたことにより、夏休み期間中の工事ができず、校舎北側の一部のみ工事を行い、降雪期を迎えたことから、年度内の事業完了が見込めないため、繰り越し明許を設定することになったものでございます。

以上でこども教育課の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財務課所管事項について御説明いたします。

歳入ですが、8ページ、9ページをごらんください。20款繰越金は、平成28年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第24号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 状況内容を把握していなかったんで、ちょっと説明していただきたいなと思うんです。

災害救助費の関係で、12月14日に作業中に亡くなったということなんですけども、その作業の内容等をちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 作業の概要でございますが、御自宅の脇を除雪機で除雪中にオーガに巻き込まれて亡くな

ったという事案でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、それは個人のお宅の作業中ということでもいいわけですね。公益の関係での作業とは全然関係ないということなんですね。わかりました。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 繰越明許費の関係で教育費なんですけど、夏休みの対応ができなかったということですけど、繰越明許した場合、また30年の夏休みを利用してこの工事をやるということでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 今年度につきましては、校舎全体の今改修になっておりますので、管理棟ですとか、特別教室のほうについては、6月中ぐらいまでに終わらせたいと思っているんですけども、子供の授業をやるような教室については、今議員がおっしゃるとおり夏休みを中心に工事を行いたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第8号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 妙高市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第34号 妙高市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第34号 妙高市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、ことし1月に設立されました一般社団法人妙高ツーリズムマネジメントに市職員を派遣したいことから、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき職員の派遣等に関し必要な事項を定める本条例に派遣をすることができる法人名を規定するため、条例を改正したいものでございます。

なお、実際の派遣に当たりましては、法人と協定書を交わし、給与の支払い、その他の勤務条件などについて具体的な取り決めを行うこととなります。

以上、議案第34号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第34号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この条例は、平成23年の1月1日施行で24年4月1日に改正執行という形になっているんですけど、もともとはこれは国の法律に準じてつくられたものなんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 法律につきましては、派遣できる法人ですとか、派遣できない職員ですとか、定めなければならない事項を条例で定めなさいという規定がございます、それに基づいて条例を制定しているものでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これ今回書きかえますと、一般社団法人の妙高ツーリズムマネジメントだけになってしまうんですけど、それ以外の派遣は考えていないということなのか、また別の団体にそういったことが出た場合に、どのように対応されるのか、お聞きしたいんですが。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 条例のですね、第9条に規定がございます、えちごトキめき鉄道株式会社にこれは公益的というよりも営利会社になるんですけども、派遣できるという規定をさせていただいております。過去に1名をえちごトキめき鉄道に派遣した経緯がございます。今回一般社団法人に派遣したいことから、今回規定をさせていただいたんですが、今後同様なケースが出てくれば、条例を改正させていただいて対応する格好になります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 済みません、9条をよく見ておかなくてここにありましたね。この場合、今回は2条のほうに入って、トキめき鉄道は9条ということになるんですけど、これはどういうことになるんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、えちごトキめき鉄道の関係はですね、営利法人への派遣という仕組みになります。これにつきましては、一旦市を退職して派遣と、そちらで採用になるという格好になりますし、派遣が終わった後また採用するという仕組みがトキめき鉄道の例になります。今回の場合は、公益法人等への派遣ということで、市の職員の身分を持ったまま派遣するという格好になります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それで第2条の2項で除外する職員、先ほど総務課長説明あったんですけど、これ見ると一般職員のみということなんですか、派遣できるのは。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 第2条第2項で派遣ができない職員を定めておるんですが、それは定年延長した職員ですとか、非常勤の職員ですとか、そういうものを定めておまして、基本的には一般の職員という格好になります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 先ほど派遣先と取り決めるということでしたんですけど、この条例にも派遣期間の規定とか、そういったものがないんですが、また人数の規定もないんですけど、そのほうはどのように進められるんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 派遣期間につきましては、法律で一応3年が限度というふうになっていますし、任命権者が認めた場合は、最長5年という規定がございます。今回初めて派遣をするという格好になりますので、1年間派遣をして、状況を確認した中で次年度以降は考えたいというふうを考えております。それと人数につきましては、

1名を考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせて6条に復帰した場合の取り扱いの規定されているんですが、その中で役職の級及び号給については、必要な調整を行うというふうになっているんですけど、この調整ということはどういうことなのでしょう。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 派遣されていた期間について不利益な取り扱いにならないように、市の職員としてその期間もいたという格好での調整をする格好になります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろと聞いていただきましてわかりました。実際にここでの派遣となった場合に、職務内容とそこでの身分的なものはどういう位置づけになりますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在までいわゆるDMOの業務につきましては、妙高市役所の観光商工課の職員が並行して担っていたという経緯がございます。いきなり市の職員が全然かわらないというのはなかなか事業の継続性等で難しいというのがありますので、今考えておりますのは、事務局長という格好で派遣をできないかということで考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、外へ出るということではなくて、事務所にいて事務をメインに行っていくという考え方でよろしいですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 限られた人員になると思いますので、中にばかりいるということではなくて、関係機関のいろいろな調整ですとか、そういうことを担うようになるんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第34号 妙高市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 妙高市総合計画審議会条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第35号 妙高市総合計画審議会条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） ただいま議題となりました議案第35号 妙高市総合計画審議会条例の一部を改正する条

例議定について御説明を申し上げます。

本案は、平成32年度以降のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、第3次妙高市総合計画と喫緊の課題である人口減少の克服に向けた具体的な施策を定めた総合戦略を一体的に策定するため、総合計画審議会の所掌事務と組織に関する規定を改正したいものでございます。

第2条の所掌事務につきましては、現行では総合計画の策定に関する調査及び審議のみとなっておりますが、計画の策定だけでなく、進行管理や評価なども行うため、総合計画に関する調査及び審議に改正するとともに、新たに総合戦略に関することを加えたいものでございます。

第3条の組織につきましては、学識経験者や市民の代表、関係機関の役員、職員など多様な関係者の知見を生かしながら、より効果的で効率的な総合計画を策定するため、総合戦略評価委員会の委員構成と整合を図りたいものでございます。

以上、議案第35号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第35号に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） この第2条の（2）まち・ひと・しごと創生法、この条項を追加する理由についてちょっとよろしくをお願いします。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） これを追加するのはですね、総合計画と総合戦略を一体的につくっていくということで、一体的につくっていくとですね、総合戦略については国の規定がありまして、どういうメンバーでそれを審議するかというのが決められてきておるということで、国の指定する委員を総合計画の審議会のその中に含めるという、そういうことでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、この委員の構成が変わるわけなんですけど、これについては指定されたメンバーそのものを書かれているということですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 基本はですね、総合計画ということで、今までの経緯等もありますので、それプラスですね、国が指定する総合戦略のメンバーを加えるという、そういう意味でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 条例ですと、15名以下というふうになっていると思うんですけども、前回の場合ですね、アドバイザーを抜いて15名の名前が列挙されていたと思いますけれども、今回の想定している委員の人数とそれから新たに公募する市民、これは何名を想定されているのか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 今の予定ではですね、総勢で15名を予定しておりまして、市民公募につきましては、一応3名程度を予定しております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） もう一つ、前回のですね、総合計画の関係で条例にはないんですけども、地域審議委員というのが高原で12名、妙高地区で12名ですかね、入っていたと思うんですけども、その位置づけについて、今回の。

〔「次回って」と呼ぶ者あり〕

○村越委員（村越洋一） 次の総合計画のメンバーの中にこういったものが入ってくるのかどうかということについて。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 一応前回については、合併後10年以内だったということで、高原と妙高地域については、地域審議会というものがあましてですね、その中で要するに総合計画について審議を行ったということですが、今は10年たったということなんで、地域審議会というのがなくなっておりますが、私どもとしてはですね、そのかわりということで、妙高高原とか、妙高地域ですか、そのこの区長連絡協議会とか、自治会連絡協議会ですか、そのところに説明をして、意見をいただいてですね、一応それを総合計画の中に反映を行っていくという、そういう考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 新井地区が入っていないのはどういった理由でしょうか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 新井地域はですね、本庁があるということで、初めから地域審議会を設置を行わなかったという、そういう経緯でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。公募による市民の関係ですけれども、これは応募者の審査方法みたいなもの、どういったお考えをお願いします。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 審査といいますか、一応公募をかけましてですね、いつもそうなんですけれども、そこに参加するお考えですか、そういうものを聞きながら判断していくという、そういうことでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、3人の中で定員というか、想定している中で、5名とか、10名とかいらっしまった場合には、どういうふうにして選んでいくんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 実際に前回は公募したんですけれども、誰もいなかったということで、それで市の中で一応関係団体さんをお願いしたというふうな経緯があります。例えば定員オーバーした場合の扱いということなんですが、先ほどですか、申し上げましたとおりですね、お考え等をいろいろお聞きする中とか、あとほかの委員との関係とか、そういうものをいろいろ調べた中で決めていくという、そういうことでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 人数もわかりましたけども、ここでの事務局体制というのは、どういう位置づけになりますか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 事務局は、当課が一応担うということございまして、基本的には庁内といいますか、市の中にもプロジェクトチームだとか、策定委員会ですか、課長会議ですか、そういうものがあるということで、当課がその辺も全て含めて事務局ということで対応をします。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 企画が中心になって主導になってということになるのかな、年数的にはどのくらいまで見越して、どのような頻度の会議で組み立てしていくのかなというところなんですけども、いつまでの体制でいくのか

なというのをひとつお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 審議会そのものは7回程度ですか、予定しております、平成30年度は4回程度、31年度は3回程度ということで、一応31年度については12月に完成をさせて、議会のほうに議決ということをお願いしたいということで考えております。それで、そのフォローといいますかね、具体的な運用の関係なんですけれども、今回からは総合計画の審議会がですね、評価等ですか、行うということですので、基本的には毎年前年度の事業に関して評価を行っていく、それを今の予定だと5年間の計画をつくるという予定でおりますので、5年間継続を行っていくという、そういう考えでございます。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第35号 妙高市総合計画審議会条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） ただいま議題となりました議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、議案第35号で御説明いたしましたとおり、多様な関係者で組織する総合計画審議会を設置し、計画の策定のほか進行管理や評価などを行い、より効果の高い施策を展開していくため、新たに総合計画審議会の委員を特別職の職員で非常勤のものに位置づけたいものでございます。あわせてその報酬額について、学識経験を有する者与其他委員とは別に定めたいことから、予算の範囲内で市長の定める額と規定したいものでございます。

以上、議案第36号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第36号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 立場の関係などからということで、段階を設けるといことなんです、今前号で説明のあった1、2、3との関係で、段階は3段階くらいを予定しているのか、2段階くらいでもってまとめようとするのか、その辺の考えはいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 報酬の金額はですね、大学教授等が1回1万2000円ということだし、それ以外の方は4700円という、そういうふうな考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今ここで特別職に規定するということですが、今までの取り扱いはどのようになっていたのか、お聞かせ願いたいと思いますが。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 今まではですね、特別に総合計画ということで規定をしていなくてですね、その他ということで一般の1回ですから、4700円のそこに規定がされていたということでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これ費用弁償はどのようになってくるのか、お聞かせ願いたいと思うんですけど。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 費用弁償は、一応旅費ということで規定するということでございますので、一応前回の場合もですね、同じように旅費ということで規定をされてきております。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に対する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第37号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） ただいま議題となりました議案第37号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、平成31年2月1日から住民票等コンビニ交付サービスの導入に伴い、マイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書の交付をコンビニエンスストアでも可能となるようコンビニ交付に関する規定を追加するため、条例改正したいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第37号に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 当市のマイナンバーカードの現在の交付枚数と交付率、それから今後の見込みについてお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

村越委員、時間かかりそうですから、次の質疑ありましたら。

○村越委員（村越洋一） あわせてですね、お聞きしたいんですけども、マイナンバーカードこれ使うことによって、マイナポータルというのが利用できるようになってきていると思うんですね。これについてですね、この30年の1月26日に総務大臣のほうから市町村長宛てにメッセージが出ていまして、子育て関係手続またはマイナポータルで電子申請を行えるようになってきていると。また、オンラインで本人確認ができる公的個人認証機能を活用してコンビニ交付やマイキープラットフォームの利用こういったもの、それからオンラインでの口座開設など、民間サービスの利用が拡大しているということで、どんどん進めてほしいというふうなメッセージが来ています。こういった趣旨の中でですね、私は行政手続の効率化については、非常に市民のメリットばかりではなく、行政のスリム化ということで非常に意義があるというふうに考えているんですけども、妙高市ですね、マイナンバーカードの周知、それから普及についての考えについてお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今ほどのマイナンバーカードの交付状況なんですけど、1月末現在で妙高市におきましては2862枚ということで、人口に占める交付率につきましては8.52%となっております。なお、2月末現在の申請件数につきましては3402件ということで、10.1%ということで妙高市におきましても1割を超えたマイナンバーカードの交付申請が行われているというような状況でございます。

それから、今ほどありました対応なんですけど、基本的には国のロードマップに基づきまして、国におきまして子育てあるいは諸手続におきますライフサービスにおけるワンストップ化ですとか、国が運営をいたしますオンラインサービスのマイナポータルの利便性の向上ですとか、あるいはパソコンだけではなくて、スマホ等を利用したアクセス手段の多様化ということで、国としてもですね、マイナンバーカードの使い勝手をよくする対策をとっているというふうな状況でございます。それを受けまして、妙高市といたしましても、30年度マイナンバーカードのコンビニ交付サービスを新たに始める予定にしておりますし、あわせて子育てワンストップサービスの電子申請につきましても、新年度6月をめどにスタートする予定にしているというふうな状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 私の調べたところでも、妙高市の普及率というか、交付率は微増しているので努力されているなというふうに思います。ですが、全国平均では9.6%ということですから、8.52ということで若干少ないわけですよ。特に多いのは特別区であるとか、そういった非常に積極的に進めているところは多いところは20%、30%とあるわけですよ。そういったところの足を引っ張らないようにしていただきたいなというふうに思います。

今ほどマイナポータルということもお話あったので、関連して伺いたいと思うんですけども、私も実際これ使わせてもらっています。パソコンでもってマイナンバーカードを入れて、非常に個人情報というか、税の情報であるとか、保険の情報であるとか、いろいろ出てきて私は便利だと思っているんですよ。これについてですね、市民がどんな利用状況か、マイナポータルについての把握についてどんなものでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 村越委員、次何か質疑ございますか。

○村越委員（村越洋一） 恐らく問い合わせもないんだろうなという気がするんですけども、やはり使い方が便利に使えるようになるということで、普及を進めているわけですので、例えばそういった問い合わせがあったときには対応しなくちゃいけなくなると思うんですよ。そういう意味で、マイナポータルの使い方が指導できるかどうかについてちょっとお伺いしたいんですけども。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、今現在御承知のとおり自宅のパソコンを使いましてインターネット

に接続する中でですね、マイナンバーカードにあるICチップの公的個人認証をログインする中で、カードリーダーを使いながらですね、個人認証を読み取って利用するということが、基本的には非常に使い勝手がいいのかなということと考えておりますし、国が運営するオンラインサービスというふうな格好になりますので、具体的にはこれから拡大していくのかなということを受けとめてはいますが、現時点では御承知のとおりですね、行政間が持つですね、個人情報の使用履歴を確認するですか、各行政機関が持ちます特定個人情報を確認するといったようなスタートラインの段階かなということ、国としてもですね、新年度におきましては子育てワンストップサービス等が本格的にスタートするということが、順次拡大していくものというふうにご受けとめております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そういったことも含めてですね、デジタルガバメント推進ということで、2020年の3月までに行政手続コストを20%以上削減という目標もありますので、やはり効率化とか、手続の簡略化、こういった意味で非常に大事なことだと思いますので、ぜひ推進のほうよろしくをお願いします。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 印鑑証明ができるということで、非常に便利でいいかと思いますが、コンビニエンスストアということで、全てのコンビニエンスストアでの利用が可能でしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、全てというわけではなくて、一部導入検討中というふうなコンビニもあるというふう聞いておりますが、基本的には全国5万3000件の主要なコンビニにつきましては、利用可能というふう聞いておりますし、そのほかではですね、全国的には一部の郵便局、スーパー等でも利用が可能というふう聞いております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。役所でしますと、印鑑証明1通につき350円かかると思うんですけども、こういった場合の料金のほうの設定はいかがでしょうか。

〔「次に出ている」と呼ぶ者あり〕

○横尾委員（横尾祐子） 済みません、次に聞きます。ありがとうございます。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第37号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第38号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） ただいま議題となりました議案第38号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について申し上げます。

本案は、議案第37号でも御説明申し上げましたとおり、住民票等コンビニ交付サービス事業の導入に伴い、コンビニエンスストアに設置の端末機において、証明書等の交付を受ける場合の手数料を定めたものであります。手数料の設定に当たりましては、県内他市の状況やコスト負担の割合、コンビニ交付に誘導することで、将来的な窓口業務の削減、効率化を目指したいことなど、総合的に勘案した結果、現行の窓口交付の手数料よりいずれも50円安く規定をしたいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第38号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 全てがですね、窓口とコンビニでは50円の差をつけて、今課長説明ありましたように、コンビニに誘導するということになるんですが、そういうことでもって動ける人はいいけども、できる人はいいけどもといったときのこの差というのはね、窓口へ来て手数料かかるからその分だと言えればそれまでなんだけども、市民の目線から見たときに果たしてどうだろうというふうに思うんですけども、その辺はどういう見方をしていますか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にコンビニ交付がですね、窓口より50円安くする考え方ということですが、今現在ですね、県内市の窓口交付手数料につきましては、13市が300円で設定をしております、上越地区の3市が350円で設定をさせていただいております。その他の4市につきましては、300円以下の設定となっているというふうな状況でございます。そういったような状況の中ですね、新しくコンビニ手数料の設定に当たりましては、今年度29年度までに県内市で10市が導入を予定をしております。うち6市が300円と大勢を占めておまして、その他の4市につきましては、それ以下の設定となっております。それからまた、近隣の糸魚川市につきましては、本年の1月15日からコンビニ交付をスタートしておりますが、妙高市と同様にですね、窓口交付より50円安い300円に設定をしております。ちょっと長くなって恐縮ですが、あわせまして実際の交付費用に対しまして、現在の窓口手数料の割合を積算をさせていただきましたところですね、窓口交付費用に対しまして約3割、350円を手数料とさせていただいております。同様にですね、コンビニ手数料につきましても、現在マイナンバーカードの申請数が3400、約1割ということで、5年後2割、6800を想定した上で試算をさせていただきましたところ、交付費用3割を前提に積算したところですね、コンビニの場合につきましては、手数料が300円になったというふうな状況でございます。あわせまして、市の窓口より50円安く設定をさせていただくことによりまして、将来的に市の窓口業務の削減、効率化を図っていききたいという考えに基づきまして、市の窓口よりコンビニ交付を50円安く設定をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今の話の中で、大体の読みができたんですが、1つにはコンビニのほうに誘導して、窓口業務を減らす、そこでもって対応できるようにということで、マイナンバーカードの普及を図る、こういう位置づけになるのかなというふうに思うんですけども、それでよろしいですか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） したがいまして、委員さん今ほどお話しいただいたとおりですね、今後につきましては、いかにマイナンバーカードを普及させるかということで、国のロードマップ等と連動しながらですね、普及のほうを促進を図っていききたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 50円安くという利便性を高めていますが、今度コンビニのほうの対応なんですけど、コンビニに対する手数料というのはどのようになるのか、またその場合のお金の流れはどういうふうになってくるのか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にコンビニ事業者の方につきましては、証明書1通115円の委託料を支払う格好になります。基本的な流れにつきましては、簡単な利用につきましては、コンビニの窓口で証明書の交付機器と言われるキオスク端末が全国のコンビニに設置をされるというような格好になりますが、基本的には国の地方公共団体情報システム機構が設置をするガイドラインに基づきまして、個人情報適切な管理のもとですね、自動交付ですとか、手数料の入金あるいは照会、その他手数料から委託料を差し引いて銀行への振り込み業務などをコンビニ側のほうで対応するといったような格好になります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 済みません、もう一点だけお願いします。

一番心配されるのは、コンビニでもってこのマイナンバーカードを使ってなんですけども、普及するという形の中で、もうなれている人というかね、そういう人はいいんですけども、そうでなくて行ってあそこでもじもじしてあれだこれだという形をとるような形の中で、流出するというかね、保護の関係ですね、この辺のところはそういう人は余り行かんだろうとは思いますが、ただそういう心配もあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今ほどお話をさせていただきましたが、機構とですね、通知によりますガイドラインに基づきまして、セキュリティー対策を基本的には強化するというふうに、対応するというふうな格好になっております。全体的なコンビニ交付に当たってのセキュリティー対策につきましては、大きく4点、全体のほうでちょっとお話しさせていただきますけども、まず通信の安全性につきましては、専用の通信ネットワークを利用してですね、通信の暗号化を図っていくといったようなこと、あとは証明書データの不保持をするということで、税率ということで地方情報団体システム機構のある証明書交付センターのシステムと各店舗のコンビニのキオスク端末ということで、証明書発行時の証明書データにつきましては、それぞれ保持しないということで、印刷した段階で全て証明書データを消去するという、それから改ざん防止ということで、従来と同様にですね、けん制文字ですとか、スクランブル画像等その他の改ざん防止をしていくということ、それから防止ということで、画面及び音声での対策を講ずるということ、それから使い勝手の関係なんですけども、現在コンビニのに設置をされている証明機器と同様の使い勝手ということで、一般の皆さん方につきましては、暗証番号をマイナンバーカードを御持参いただきまして、4桁の暗証番号を入力することによりまして、利用が可能ということで、通常の御利用形態の中で対応ができるのかなというふうには考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 使い勝手がいいという形の中で、ちょっと心配という形になってくるのがね、今いろんなケースの中でもって詐欺問題があるんですよね。よくわからないでもって行って、そういうところでって詐欺の被害をこうむるなんていう、そういうことはあり得ないというパターンになりますか、その辺どうでしょう。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的には個人情報を取り扱うということで、国のほうとしましても、いろいろな制約

を課しております。あわせまして、妙高市におきましても、今回コンビニのシステムを制度を導入するに当たりましては、さまざまな関係部局への許認可申請あるいは専用回線に対する対応あるいはテスト等を踏まえながらですね、厳格に対応するというのを各店舗の業者の方あるいはコンビニの会社の皆様方、あるいは国の関係機関含めまして、とにかくそこら辺については徹底を図っていくということで、厳しく対処したいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） ちょっと戻っちゃうんですけども、先ほど横尾委員さんの質疑の中で、全国で5万3000件の対応店舗があるという話だったんですけども、実際妙高市はどこになるんですか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 市内につきましては、セブン—イレブンとローソンで市内9店舗が対象になります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。

あともう一点ですね、料金の関係なんですけど、妙高市については400円ということでしたね、戸籍謄本の場合。いろいろ調べたんですけども、窓口より50円安いということになってるんですけども、中にはですね、これ少くない割合で100円下げているところもあるんですよ。そういったことで利便性を非常にアピールしている、利便性というか、コスト面でアピールしていると思うんです。あと住民票の写し、それから印鑑登録証明書、これについてはですね、これも安いところはないんですけども、窓口で200円から300円、端末の場合で150円から200円というところもあってですね、私実は印象として妙高市そんなに安くないなというか、逆に言えば高いなと思ったんですけど、その辺どんなお考えですか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今ほど委員さんお話いただいたとおりですね、全国的には窓口より半額ということで、窓口の業務の効率化等を図る中でですね、利便性も検討したいということで、大きく差をつけておられる自治体も数多く存在するというふうな状況ではございますが、まずはスタート地点ということで、マイナンバーカードを普及させる中で、その状況を見きわめながらですね、手数料のあり方につきまして、さらに市の効率化、行政の業務の削減等も見きわめながらですね、料金設定につきまして、今後とも検討を図ってまいりたいというふうには考えております。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第38号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議事整理のため、30秒休憩いたします。

休憩 午前11時04分

○委員長（宮澤一照） 休憩を解いて会議を続けます。

議案第39号 妙高市放課後児童クラブ条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第39号 妙高市放課後児童クラブ条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第39号 妙高市放課後児童クラブ条例議定について御説明申し上げます。

本案は、現在新井中央小学校区放課後児童クラブを除く7つの放課後児童クラブについては、妙高市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱に基づき、地域または団体に補助金を交付して運営しておりますが、新年度からは国の要綱に基づき市が実施主体となり、補助金から委託に切りかえて放課後児童クラブを運営するため条例を新たに制定するものであります。また、事業内容には特に配慮を必要とする子供への対応などを追加するほか、クラブの延長、早朝利用時間を拡大することも定めております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第39号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今回市が運営主体となるというこのメリットというか、効果はどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 1つにおきましては、これまでクラブの申し込みについては、補助金でしたので、各クラブごとに申請をしていただいた部分がありますが、今度から市のほうに直接来ることになります。最近の例えば状況ですと、特に多少配慮の必要なお子さん等の情報については、市のほうでは園のほうから随時持っているものがありますので、そういったものを踏まえて委託先のクラブにこういった状況であるということもお伝えできるということもありますし、それから補助金で今までどうしても運営しておりましたので、年度末、それから年度頭については、補助金の申請を団体からしていただくことと、年度末はその取りまとめの実績報告もお願いしなきゃいけなかったところがありますが、そちらについてもある程度簡素化が図れるということで、運営方にとってもメリットがあるというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そうすると、実際の現場というのは今と変わらない形なのか、どのように進めていくのか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 実際の運営ということだと思いますので、委託事業になりましても、従来運営をお願いしてきた団体のほうに委託をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと、使用料が設定されているんですけど、この使用料の設定根拠をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 使用料につきましては、これまでクラブが徴収しておりました利用料金と全く同額で

ございます。今回延長のほうだけがふえましたけど、これまで30分だったものが1時間になりましたので、30分単位という形で新たに制定をさせていただいているものでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと後に出てくるんですけども、議案第41号で中央小学校のクラブを規定されているんですが、この条例と一緒にしない理由というのは何かあるんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 中央小学校区の放課後児童クラブにつきましては、専用の施設をつくったときに指定管理者制度を導入するということがありまして、先に条例制定がされております。それ以外のクラブについては、従来どおり補助金でやっていたところがあります。今回条例改正におきましても、実は総務の法制執務のほうと1つにできないかという相談をしたんですけども、やはり指定管理者制度をとって、なおかつ開放もすることを可能になっている施設とそうではないクラブの委託では、1つにできないということで、このような条例の提案の仕方になっております。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第39号 妙高市放課後児童クラブ条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第40号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第40号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、これまで子供のための教育、保育給付を受給するために保護者が市町村から受けている認定内容を証明する支給認定証について、その発行が自治体の事務負担になっている等の指摘を受け、これを任意交付とするほか、条例中の引用条項に誤りがあったことから、条例を改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第40号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 誤りがあったからということで説明を受けたんですけども、もうちょっと課長具体的にこうだというのをお願いできますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） この引用条項なんですけども、もとの法律のほうについては、附則事項のほうですね、国の法律は附則についても何条、何条と附則を定めているんですが、市の条例は項でしか定めないというルールがありまして、それを当時条例を制定するときに、附則には項しかないのに何条というふうに定めてしまったというのがあって、それでその違いだけということで今回誤りを訂正させていただきたいというものでございます。ちなみにこれについては、例規の機能をよく見ていくと、実はそういった指摘が出てくるようなことが今回わかりまして、大変申しわけなかったんですけども、条と項の定めを直させていただきたいというものでございます。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第40号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 妙高市新井中央小学校区放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第41号 妙高市新井中央小学校放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第41号 妙高市中央小学校区放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、現在指定管理で開設している新井中央小学校区放課後児童クラブについて、国の要綱にあわせて事業の内容に特に配慮を必要とする子供への対応や家庭と学校、園との連絡調整などの規定を新たに追加するとともに、クラブの利用時間について早朝及び延長時間を拡充し、働く保護者の負担軽減を図るため改正するものであります。なお、事業内容の追加やクラブの利用時間の拡充につきましては、先ほどの議案第39号と同内容であります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第41号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 第4条の関係ですが、説明のどこにあるんですけど、6項に家庭、小学校、保育園及び認定こども園との連絡調整、ここは保育園、認定こども園の子供も児童クラブ対応でもって預かるというか、活動するというか、そういうことになるんですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） そういうことでございまして、あくまでお預かりするのは小学校の児童ということになります。ただ、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな御家庭のお子さんの状況を知るために、こども園のほうでも、園のほうでも情報を持っておりまして、そういったものについて連絡調整をよくして放課後児童クラブ

での預かりをきちっとしていきたいという考え方でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これは、ほかの児童クラブも同じということになりますよね、そういう点ではね。そういう意味ですね。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） この内容については全て同じ内容でという考え方でございます。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第41号 妙高市新井中央小学校区放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 妙高市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第42号 妙高市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第42号 妙高市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、水上地区のコミュニティー活動の拠点として、旧吉木小学校跡地に整備を進めている水上コミュニティセンターについて、施設の設置及び管理に関する事項を定めるものであります。あわせて、市例規の統一化を図るため、これまで別表で表記していた施設の名称、位置について、本則中の表記に変更したいことから、条例を改正するものであります。

なお、本施設については、工事の進捗状況等により開設日を定めたいため、条例の施行日は規則に委任するものであります。また、新たな施設の整備により、これまで水上地区の拠点として利用されてきた就業改善センターを廃止するため、当該条例をあわせて廃止するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第42号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今の課長のほうで工事の進捗状況という話だったんですけど、今後の建物のスケジュールをお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 一応新たな施設の開設は、10月ということで目標に進めております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 10月開設ということになると、当然この施設は指定管理をされていくと思うんですが、その議案は多分じゃ9月議会なのか、6月議会なのかという感じがするんですけど、指定としてはどこをお考えなんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 指定管理者の候補につきましては、今回新しい施設の開設を廃止します就業改善センターの指定管理者でもありますし、水上地区のコミュニティー活動を担う団体として、水上モデルコミュニティ推進協議会、こちらを予定しております。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第42号 妙高市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 妙高市妙高高原メッセ条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第43号 妙高市妙高高原メッセ条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第43号 妙高市妙高高原メッセ条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年10月から妙高高原支所の機能を妙高高原メッセに移転するに当たり、4月以降市が直接妙高高原メッセの管理を行いたいことから、条例の一部を改正するものであります。現行条例では、妙高高原メッセの管理は指定管理者が行うこととしており、指定管理者を指定しない場合の条文を定めていないことから、新たに附則に規定するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第43号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第43号 妙高市妙高高原メッセ条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算のうち、総務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。予算書の25ページをお開きいただきたいと思います。上段の9款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金は、陸上自衛隊関山演習場施設の固定資産税相当分が国から交付されるものでございます。

少し飛びまして、45ページをお開きください。上段の16款1項4目1節のうち事務移譲交付金は、県から移譲を受けた各種事務の処理件数などに応じて交付されるものでございます。

51ページお開きください。中段の16款2項6目2節電源立地地域対策交付金は、水力発電所のある市町村に対し、県を通じて交付されるもので、消火栓や消防車両、消防団員の編み上げ安全靴の整備などの消防施設整備事業に充当しております。

53ページをお開きください。上段の16款3項1目3節選挙委託金は、平成31年4月に予定されております県議会議員選挙事務に対する県からの委託金でございます。

次に、歳出について申し上げます。77ページをお開きください。下段の2款1項1目職員能力開発事業では、職員の専門性や管理職員のマネジメント力の向上、さらには市民や団体等との協働によるまちづくりに対する意識醸成などを図るため、職員の主体性を基本とした能力開発を進めてまいります。また、新たに一般社団法人地域経営推進センター主催の人材マネジメント研究会に職員を派遣し、全国の自治体職員とともに考え、学び、構想力、行動力を持つ職員の育成を図ってまいります。

83ページをお開きください。下段の協働型地域コミュニティ創出事業では、自治の担い手である地域コミュニティの維持、再生を図るため、妙高市地域コミュニティ振興指針に基づき、地域課題の解決や地域のこしに向けた活動の支援を行います。また、地域活動を支援する補助制度の窓口を統合するほか、地域サポート人と市民活動支援センターとの協働により、地域コミュニティへの支援を強化いたします。

89ページをお開きください。下段の2款1項2目広報・広聴活動推進事業でございますが、市民が市の取り組みや生活に必要な情報をいつでも取得できるよう、市報みょうこうやホームページ、妙高チャンネルなどを連動させた情報発信に取り組みますとともに、誰もが情報通信技術を活用できる環境づくりを目指し、関連情報の発信を強化いたします。また、多くの市民の御意見や要望を市政に反映するため、市長への手紙やパブリックコメントを実施するとともに、スマートフォンなどの携帯端末を利用した情報収集システムを災害時の被害状況も把握できるように機能を拡充してまいります。

少し飛びまして、109ページをごらんください。中段の2款1項13目妙高出会いサポート事業では、独身者の結婚の希望をかなえるため、多彩な出会いの機会を創出するとともに、身近な地域や職場で結婚に向けた働きかけや出会いの仲介を行うボランティアの活動を通じて、地域ぐるみで結婚を応援する意識醸成を図ってまいります。

111ページをお開きください。中段の2款1項18目庁舎周辺整備事業では、市役所庁舎の西側駐車場の拡張整備工事を行うとともに、既存の懸垂幕三角塔を西側駐車場に移設し、市役所利用者の利便性向上と市民への告知機能の充実を図ってまいります。

少し飛びまして、121ページをお開きください。127ページまでの2款4項の選挙費でございますが、1目で選挙管理委員会に係る経費のほか、2目で来年4月の県議会議員選挙、3目と4目では10月の市長選挙及び市議会議員補欠選挙に係る経費を計上いたしました。

大きく飛びまして261ページをお開きください。上段の9款1項1目常備消防費でございますが、上越地域消防事務組合の運営費に加え、消防救助活動の拠点となります（仮称）消防本部・上越北消防署の整備に係る分担金等を計上いたしました。

263ページをお開きください。中段の9款1項2目コミュニティ防災組織育成推進事業でございますが、自主防災組織が災害時に必要な活動ができるよう、地域が整備する防災資機材や防災士資格取得費用に対する支援を行うとともに、防災士、防災リーダーを対象にした研修会を行います。

265ページをお開きください。上段の9款1項3目消防施設整備事業では、消防車両や小型動力ポンプの更新、消火栓の新設、改良や器具置き場の改築のほか、消防団員に編み上げ安全靴を購入するなど、消防団の装備の充実と消防水利の整備を図ってまいります。

267ページをお開きください。下段の9款1項4目無線デジタル化事業でございますが、災害情報などの伝達手段であります防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式へ設備の更新を行います。

最後に大きく戻りまして、7ページをお開きください。第2表継続費でございますが、今ほど御説明申し上げました無線デジタル化事業につきましては、規模の大きな工事となりますことから、平成30年度、31年度の2カ年にわたる継続費を設定させていただきたいものでございます。事業費といたしましては、総額12億1550万円を見込んでおりまして、そのうち30年度分は4億8620万円となっております。

以上で総務課所管の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 続きまして、企画政策課所管事項について御説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。予算書の58、59ページをごらんいただきたいと思います。上段の19款1項7目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金は、昨年12月に制定した基金条例と施行規則に基づき、スポーツやコミュニティ振興に関する施設の管理運営事業に充当するため繰り入れるものでございます。

予算書の62、63ページをごらんください。下段の21款5項3目1節雑入の企画政策課のうち、新市町村振興宝くじ市町村交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が配分されるものでございます。その下の市町村振興宝くじ基金交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金を原資とする基金交付金が配分されるものでございます。

続きまして、70、71ページをごらんいただきたいと思います。上段の22款1項1目1節企画債のえちごトキめき鉄道安定経営支援補助金は、県と沿線3市で締結した並行在来線への投資・支援スキームに基づき、平成29年度にえちごトキめき鉄道が納付した固定資産税と都市計画税に相当する額及び平成29年度において交付税相当額から起債に係る利息額を差し引いた額の合計額を限度として、同社へ補助金として支出するに当たり、その財源として市債を活用するものでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。予算書の86、87ページをごらんいただきたいと思います。2款1項1目一般管理費の中段、秘書用務は主に市長などの旅費や交際費でございます。

続きまして、96、97ページをごらんいただきたいと思います。6目企画費の中段、総合計画等評価・策定事業は、

平成32年度以降の将来像やそれを実現するための施策等をまとめた第3次総合計画の策定に向け、総合計画審議会を設置するとともに、市民まちづくり意識調査や地域力創造アドバイザーの招聘、ワークショップなどを通じ、これまでの施策の評価と今後の施策の検討などを進めるものでございます。

その下から98、99ページにかけての地方創生推進事業は、人口減少対策を初め、地域の強みや特徴を捉えたまちづくりを進めるため、地域力創造アドバイザー制度を活用し、中心市街地の新たな魅力づくりなど、重要課題の解決に向けた指導、助言を受けるほか、若者の斬新や意見を生かすためのわかもの会議や新たな事業の創出に向けた調査研究を行うものでございます。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財務課所管事項の主な項目について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算書22、23ページをごらんください。上段、2款地方譲与税は、地方揮発油税及び自動車重量税などの各譲与税で、法令に定める配分方法により市町村に譲与されるものです。

3款から25ページ、8款までの利子割交付金からゴルフ場利用税交付金、次のページの自動車取得税交付金については、いずれも都道府県税の一部が市町村に対しそれぞれの交付基準に応じて交付されるものです。

次に、25ページ、中段の10款地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う住民税の減収分の補填のために交付されるものです。

11款地方交付税のうち普通交付税は、市町村合併による特例措置の終了による段階的削減などにより、前年度比約8700万円、1.6%の減額と見込みました。

少し飛びまして、57ページをお開きください。下段、18款1項4目妙高山麓ゆめ基金寄附金は、従来のインターネットなどでのPRに加え、新たに東京メトロが発行するフリーペーパーを通じたPRを実施するとともに、2つの事業についてガバメントクラウドファンディングに取り組むなど、歳入確保に努めてまいります。

その下の19款1項1目財政調整基金繰入金は、予算の財源調整のため11億円を取り崩し、一般会計に繰り入れるものです。

その下の2目市債管理基金繰入金は、市債の償還のため2億円を取り崩し、一般会計へ繰り入れるものです。

59ページをお開きください。上段、5目妙高山麓ゆめ基金繰入金は、4つのツーリズムに関する各種事業に充当するため、基金から繰り入れるものです。

その下の20款繰越金は、平成29年度からの繰越金です。

次に、71ページをお開きください。22款市債は、対象となる事業の財源確保のため、合併特例債や過疎対策事業債などを予定しているものです。

73ページをお開きください。8目臨時財政対策債は、国が地方交付税の財源不足に対処するため、地方自治体に地方債を発行させ、後年度にその元利償還金が地方交付税で措置されるものです。

次に、歳出について申し上げます。83ページをお開きください。中段、2款1項1目入札制度検討事業は、検討委員会を開催するための経費です。

続いて、89ページをお開きください。中段の一般管理事業（財務課）につきましては、入札制度の見直しにより、新年度より試行的に制限つき一般競争入札を行うためのシステム改修費用を含む借り上げ料、保守委託料などを計上しております。

91ページをお開きください。下段の2款1項3目財政管理費につきましては、公会計におけるバランスシートなどの財務書類を作成するための委託料、システムサーバーの使用料などを計上しております。

続きまして、95ページをお開きください。下段の2款1項5目財産管理事業につきましては、旧吉木小学校川上分校だった川上公会堂について、老朽化のため川上地区で新たな集会施設を別の地区所有地に建設することから、施設の解体撤去費を計上しております。

少し飛びますが、109ページをお開きください。下段、2款1項16目妙高山麓ゆめ基金事業は、寄附金や利子の基金への積立金、寄附者への謝礼や送料、フリーペーパーなどの広告宣伝などの事務経費でございます。

大きく飛びまして、335ページをお開きください。上段、12款公債費の1目元金には、定時償還のほか繰上償還1億円を含んで計上しております。

その下の2目利子は、市債の利子償還金であります。

以上で財務課所管の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 続きまして、市民税務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。予算書14ページをお開きください。市税収入総額は、前年度予算比3%減の44億5052万2000円を計上いたしました。個人市民税は、給与所得の改善は見られるものの、生産年齢人口の減少などの影響から、全体で対前年度比0.3%の減と見込みました。法人市民税は、市内の主要企業などで業績が回復基調で推移することが見込まれることから、対前年度比9.4%増と見込み、市民税全体では対前年度比1.4%増で計上いたしました。

次に、下段から16ページにかけての固定資産税では、市内の主要企業で設備投資に伴う償却資産の増収が見込まれる一方、地価の下落や評価がえによる在来家屋の減価などに伴う土地、家屋の減少や企業振興奨励条例の支援策として、課税免除額の増額が顕著なため、全体では対前年度比5.4%の減で計上いたしました。

次に、16ページ下段から20ページの軽自動車税では、課税台数の減少や税率の低い軽課税率が適用される新車への買いかえが進むと見込み、対前年度比0.9%の減で計上いたしました。

次に、20ページ中段の市たばこ税は、引き続き健康志向などによる販売本数の減少を見込み、対前年度比3.9%の減で計上いたしました。

次に、入湯税は引き続き外国人スキー客等のインバウンド効果などに伴う税収が期待される一方、旅館の休、廃業、経営不振による入湯客数の減少などが見込まれることなどから、対前年度比2.4%減で計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。107ページをお開きください。下段の行政窓口サービス向上事業では、親切丁寧な窓口対応や休日、夜間の延長窓口サービスを実施するとともに、多様な市民相談に対応できるよう引き続き市民総合相談室に消費生活相談員を配置し、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、109ページの人権啓発活動事業では、市民一人一人の人権意識を高め、差別のない明るい社会を実現するために、女性や子供、障がい者などの分野別の人権施策を着実に推進するとともに、第3次人権教育・啓発推進基本指針策定のために市民アンケートを実施してまいります。

次に、117ページ下段から119ページの市税徴収確保対策事業では、徴収嘱託員や関係課と連携した早期催告による初期滞納の解消を図るとともに、新潟県地方税徴収機構と連携した積極的な滞納整理を進めてまいります。また、引き続き長期、高額滞納に対する滞納整理を進め、年次的に滞納者数、滞納額の削減に努めてまいります。

次に、119ページ下段から121ページの戸籍住民基本台帳整備事業では、引き続き国や関係機関と連携して、マイナンバーカードの交付を行ってまいります。

最後に、121ページ中段の住民票等コンビニ交付サービス事業では、マイナンバーカードを利用してコンビニエンストアで戸籍、住民票、税、印鑑などの証明書の取得が可能となる交付サービスを平成31年2月1日をめぐりに導

入し、さらなる市民の利便性の向上に努めてまいります。

以上で市民税務課所管の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也）　続きまして、こども教育課所管事項の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。予算書の35ページをごらんください。下段の15款1項3目1節小学校費負担金の新井北小学校増築事業費負担金は、新井北小学校の特別教室の増築等工事に係る国からの負担金です。

次に、45ページをごらんください。下段の16款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援新制度に基づき実施する各種子育て支援事業に対する交付金であります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。まず、147ページをごらんください。中段の3款2項1目早期療育施設「ひばり園」運営事業では、保護者の児童に対する障がいの受容や療育の必要性に対する理解を深めるため、臨床心理士の配置を拡充し、保護者に対して適切な療育方法の指導や助言をしてまいります。また、ベビープログラム（BP）やノーバディーズパーフェクト（NP）などの講座を開催し、保護者同士のつながりを深めるとともに、子育てに対する自信を持たせて育児不安の解消を図ります。

151ページをごらんください。下段のみんなで子育て応援事業では、和田にじいろこども園の開園に伴い、4月から園内で開設する子育て広場を新たに加えたほか、平成29年度から実施しております学用品等のリユースの品目の拡充に努めてまいります。

153ページをごらんください。上段の子ども・若者育成支援事業では、子ども・若者支援専門員を配置し、不登校、ひきこもりなどにより支援が必要な子供や若者を自立した社会生活の実現に向けた支援を行います。また、不登校傾向の若者に対して、民間施設のふらっとほーむを活用した居場所を提供することにより、ひきこもりの防止、解消を図ります。同じページの下段、認定こども園・保育園運営事業では、引き続き安全で安心な保育サービスを提供するため、新たに保育士確保対策補助金を創設し、不足している保育士の確保を図ります。

次に、少し飛びまして、159ページをごらんください。上段の統合園舎新設事業（第三・斐田南・矢代）では、先般の全員協議会でも御説明しましたが、保育園・幼稚園整備構想に基づき統合整備に取り組みます。平成33年4月の開園に向け、平成30年につきましては、地質調査、設計競技等を行う予定です。

2つ飛びまして、下段の放課後児童クラブでは、今年度を実施しました長期休業中の学習支援や食事支援を引き続き実施し、児童の学習習慣の定着と自立を図ります。また、新井北小学校区放課後児童クラブを和田コミュニティセンターから旧和田保育園へ、妙高小学校区の放課後児童クラブを関山のコミュニティセンターから妙高小学校にそれぞれ移転し、狭隘な施設環境の改善などを図ります。

続いて、教育費になります。飛びまして275ページをごらんください。中段の10款1項1目のいじめ・不登校対策推進事業では、適応指導教室の開設やインターネットの危険性や安全な利用方法などを啓発するための講演会、いじめ防止等に向けて関係機関の連携などを目的としたいじめ防止連絡協議会の開催などを行います。また、各学校との連携強化やいじめ、不登校などの課題解決を図るため、新たにスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒、保護、教職員への支援を図ってまいります。

次に、277ページをごらんください。上段の学校給食運営・食育推進事業では、平成30年度より新たに妙高小学校で給食調理の民間委託を実施いたします。

飛びまして、283ページをごらんください。下段の10款2項1目小学校給食室冷房設備設置事業では、新井地域と妙高地域の小学校4校の給食室の環境改善を図るため、冷房設備の整備を計画的に実施いたします。

次に、285ページをごらんください。中段のコミュニティ・スクール推進事業では、平成29年度に市内の全小学校

をコミュニティ・スクールに指定しましたが、関係者による情報の共有化を図り、取り組みの充実を目指して、コミュニティ・スクール懇談会を実施するとともに、地域住民に対して制度の周知を図るため、中学校区別にコミュニティ・スクール講演会を開催いたします。その下の基礎学力向上事業では、教育補助員を2名増員して8名配置するとともに、全小学校で放課後等学習支援の実施、家庭学習の習慣化に向けた家庭学習ノートの活用などに取り組みます。次に、その下のパソコン等による情報教育推進事業では、今年度市内の全小学校にタブレット端末を配置しましたが、30年度についても引き続き児童用ノート型パソコンをタブレット型パソコンに切りかえを進めるとともに、無線LAN環境の安定化を図るため、校内のアクセスポイントを拡充してまいります。

次に、287ページをごらんください。中段の特色ある教育活動推進事業では、各学校が重点を置く活用や地域の特色を生かした教育の実現に向けた取り組みを支援するとともに、小規模特認校の新井南小学校における外国語活動の学びの集大成として実施する海外宿泊体験学習の費用の一部を助成いたします。その下の新井北小学校増築事業では、児童数の増加に伴う狭隘化により、授業に支障を来している音楽室と家庭科室の教育環境の改善を図るため、校舎の北側に特別教室棟を増築いたします。

次に、293ページをごらんください。上段の10款3項1目の中学校施設管理事業では、新井中学校のグラウンドにつきまして引き続き改修工事を行い、平成30年9月から供用開始を目指します。

1つ飛びまして、中学校給食室冷房設備設置事業では、小学校と同様に中学校2校の冷房設備の整備を計画的に実施いたします。

その下の10款3項2目中学校教育振興事業では、社会問題となっている教員の多忙化の要因である部活動指導について、外部の人材を活用することにより、教員の長時間勤務の軽減などを図ります。

続きまして、295ページをごらんください。上段のコミュニティ・スクール推進事業では、小学校と共同でコミュニティ・スクール懇談会やコミュニティ・スクール講演会を実施いたします。1つ飛びまして、基礎学力向上支援事業では、小学校と同様に教育補助員の配置や放課後等学習支援を実施してまいります。

次に、297ページをごらんください。上段のパソコン等による情報教育推進事業では、小学校と同様に生徒用ノート型パソコンのタブレット型パソコンへの切りかえと無線LANのアクセスポイントの拡充を行います。

次に、301ページをごらんください。特別支援学校費10款4項2目中段のパソコン等による情報教育推進事業では、新たに指導者用タブレット型パソコンを配置するとともに、校内のアクセスポイントの拡充を図ります。

最後に、大きく戻りまして、7ページをお願いいたします。第2表継続費ですが、3款民生費の統合園舎新設事業（第三・斐田南・矢代）は、基本、実施設計等の費用として2500万円を見込んでおり、平成30年度につきましては750万円となっております。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 続きまして、生涯学習課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。41ページをお開きください。上段の15款2項6目3節社会教育費補助金の遺跡発掘調査等補助金は、旧関山宝蔵院庭園の修復整備事業に対する国からの補助金であります。その下の民生安定施設助成事業補助金は、水上地区コミュニティ施設整備事業に対する国からの補助金であります。

次に、51ページをお開きください。下段の16款2項7目3節保健体育費補助金の地域プロジェクトモデル事業補助金は、旧盛田昭夫記念体育館改修工事に対する県からの補助金であります。その下の4節電源立地地域対策交付金は、上越火力発電所の立地に伴い、周辺自治体に配分される交付金で、アートステージ妙高推進事業に充当するものであります。

次に、69ページをお開きください。21款5項3目1節雑入の生涯学習課分のうち、下から2行目のスポーツ振興くじ助成金は、水夢ランドあらいの備品購入及び妙高高原スポーツ公園グラウンド改修工事に対する助成金であります。

続いて、歳出について申し上げます。大きく飛びまして305ページをお開きください。下段から307ページにかけての「妙高市民の心」推進事業では、オール妙高あいさつ運動を初め、新たに実施するオール妙高クリーンアップ運動などの実践活動を通じて、市民の心の一層の普及、啓発に努めます。

307ページ、上段の生涯学習推進事業では、妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」の充実を図り、市民の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、学習成果を地域活動に生かす学びの循環を進めてまいります。その下の地域づくり活動団体支援事業では、市から地域づくり活動団体に交付している複数の補助金等を統合、拡充し、各団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合交付金として地域づくり活動の活性化を図ってまいります。その下のいきいき市民活動推進事業では、市民活動支援センターの機能を強化し、協働のまちづくりや地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民が地域課題やまちづくり活動に意欲的にチャレンジできるよう、地域の元気づくり活動補助金による支援の強化と利用促進を図ります。

次に、311ページをお開きください。下段のアートステージ妙高推進事業では、東京藝術大学などとの連携により、妙高の特色ある芸術文化活動を市内外に発信するとともに、文化ホール開館35周年記念事業として実施するオペラ「景虎」の開催を支援し、市民の芸術文化意識を高めてまいります。

次に、313ページ下段から315ページにかけての関山神社周辺文化財総合調査・整備事業では、引き続き旧関山宝蔵院庭園の修復整備工事を進めるとともに、関山神社社殿再建200年記念事業への協力などを通じて関山神社周辺の魅力の発信と交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、321ページをお開きください。中段の図書館整備事業では、市民の知識や情報の交流拠点として多くの市民に利用される図書館を目指し、幅広い分野の皆さんから意見をいただきながら、図書館整備基本構想の策定を進めるとともに、設計競技を行います。

次に、323ページ中段のスポーツタウンづくり推進事業では、総合健康都市妙高の推進に向けて、総合型地域スポーツクラブの運営支援やスポーツ大会の開催を通して、多様な活動機会を提供するとともに、ラジオ体操の実践団体の拡大に向けた地域等への働きかけを行い、市民の運動習慣の定着化を進めてまいります。

次に、325ページ、中段のスキーのまち妙高推進事業では、平昌オリンピックやいがた妙高はねうま国体による市民のスキー競技への関心の高まりを契機として、ジュニアスキー選手の底辺拡大と強化に向けた取り組みをさらに進めるとともに、妙高サマージャンプ大会等の開催を通し、スキーのまち妙高を広く全国に発信してまいります。その下のスポーツ等合宿の郷づくり事業では、引き続き関係団体等と連携して、学校や実業団等の合宿誘致を進めるとともに、2020年東京オリンピックでのスロベニア共和国の事前キャンプ誘致実現に向け、競技団体関係者の視察招聘に取り組んでまいります。

最後に、329ページをお開きください。下段から331ページにかけてのスポーツ施設整備事業では、昨年9月に寄附を受けた旧盛田体育館の改修によるスポーツ施設の充実や老朽化施設の長寿命対策、トイレの洋式化など安全で快適なスポーツ活動環境の維持、向上に努めてまいります。

以上で生涯学習所管事業の説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 続きまして、妙高高原支所所管分の事業について御説明申し上げます。

最初に、予算書99ページの下段をごらんください。2款1項7目妙高高原支所管理事業は、支所の管理事業費で

あります平成30年度での支所機能移転に伴い、4月から9月までは現支所庁舎、10月以降は妙高高原メッセでの支所業務における管理費を計上したものです。

次に、予算書101ページの下段をごらんください。2款1項7目妙高高原支所移転事業では、災害時の地域防災拠点としての機能を確保するため、耐震化されていない現支所庁舎から耐震構造である妙高高原メッセへ支所機能を平成30年度に移転したいことから、改修工事費として9987万9000円を計上したものです。

少し飛びまして、予算書173ページの中段をごらんください。4款1項1目妙高高原保健センター管理事業は、平成30年度で支所機能の妙高高原メッセへの移転に伴い、建物が一体となっている保健センターの管理を支所で行うことから計上したものであります。

大きく飛びまして、予算書303ページの下段をごらんください。10款5項1目妙高高原メッセ管理事業は、平成30年度での支所機能移転に伴い、改修工事期間中の4月から9月までのメッセの管理費を計上したものであります。

以上、議案第13号の所管事項について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） 議事整理のため、13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○委員長（宮澤一照） 休憩を解いて会議を続けます。

これより議案第13号に対する質疑を行います。

村越洋一委員。

○村越委員（村越洋一） では、お願いします。

概要書の21ページになります。総合計画策定事業の関係で伺います。先ほどもあったんですけども、委員さんの件でまず最初に確認させていただきたいんですけども、評価の関係もあるので5年間継続でお願いするというようなお話だったと思うんですけども、これ規則ですかね、規則か、条例か、任期2年というふうになっているんですが、これについてはどのように。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 今2年ということで、継続ということで考えていきたいということでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 継続でやるということですね。計画は先ほどもですね、ちょっとあったと思うんですが、5年間ということで進めるということですのでよろしいかと思うんですが、第2次のほうのですね、やり方として実施計画を3年間とした計画を別途作成して、毎年見直すローリング計画というふうな形でもって順繰り、順繰りでやっていったように思うんですけども、第3次計画についてはどんなような考えでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 実施計画といいますかね、主要事業3カ年計画というのがありましてですね、それに基づいて行っているんですけども、今の段階では基本的にはですね、第3次についても同じようなやり方で主要事業計画が実施計画ということで、3年くらいのスパンでですね、精査しながら、基本的には毎年、毎年なんです。毎年要するにそれに基づいて評価をかけて、予算のほうにつなげていっているという、そういうことなんで、今の段階ではそういうふうな形で踏襲していくような考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） では次にですね、まち・ひと・しごと創生法の絡みで伺いたいと思うんですが、これに関係

してですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略という形で、国のほうから2014年に最初出されたわけですね。その中の内容としては、東京一極集中というのを是正、これが一つの大きな柱だったというふうに思います。それがですね、昨年改定されて、一極集中のほかにはですね、さらに個性ある地域づくりであるとか、それから地方への人の流れ、こういうものが一層重点が置かれるような形で計画できたように思います。妙高市で言うとうですね、大学の地方への移転であるとか、CCRCであるとか、地方の雇用の産業の創出とか、そういったことですね、そういったものを具現化するような形の流れなのかなというふうに思います。

まち・ひと・しごと創生法の10条にかかれていますことですが、県の総合計画を勘案するというふうにかかれています。実際新潟県の場合はですね、にいがた未来創造プランという総合計画がそれに当たると思います。こうしたことからですね、どの程度こういった県の総合計画との関連性というか、影響というかがあるのか、あるいは妙高市は独自で自分たちの流れをつくりながら重視していくか、その辺のところの考え方を伺います。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 前回のときも一応そうなんですけど、当然流れとしてはですね、県のですか、計画それもあるに踏まえて総合計画をつくっていくという、そういうふうな流れなんですけど、ただ一応具体的なことで申し上げますとですね、やはり理念とか、将来像ですか、そういう部分については、やはり市の独自の部分を中心となってきます。だけど、個々具体のですね、基本施策とか、主要施策ですか、その部分については県の関連する部分ですか、要するに今回の新しい県の総合計画、それをだから踏まえるといいますかね、要するにそこをどう取り込んでじゃ市の事業として発展させるか、だからその部分においてはですね、県の総合計画を十分踏まえて新たな第3次計画をつくっていくという、そういう考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 県の総合計画を勘案するという事なんですけども、私ちょっと県の総合計画見たところですね、やはりそれほど新潟県らしさとか、個性的な部分が出ていないかなというふうな印象なんです。その中で、じゃ妙高市はということで、ぜひですね、柔軟かつ個性的なまちづくりの計画にしていってほしいなというふうに思います。その意味でですね、スケジュールを前にですね、伺ったときに、市民のワークショップというのが中に入っているということで、これは前回の総合計画のときにはなかった取り組みかと思うんですけども、この部分ですね、非常に私は大事なかなというふうに思います。こういった市民が入りながらの過程の中で、それをうまく有効に、有意義に使いながらですね、ぜひ計画お願いしたいと思います。

次、こども教育課のほうにお願いしたいんですが、概要書の63ページと65ページですね、小学校と中学校に関連しますので、その給食室の冷房設備の関係で伺いたいと思います。30年度ですね、来年度は実施計画という位置づけで、31年度から着工ということになっていると思います。概要ではですね、給食室の環境改善を図るためというふうにあるんですけども、この理由についてなんですけども、食品衛生の問題なのか、あるいは調理員さんの労働環境の問題なのか、あるいはその他あるのか、その辺のところの詳しい状況をお願いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 今回の学校給食室の冷房の設置につきましては、1つには学校現場、それから組合のほうからも職場の改善ということで要求があったのがございます。それからもう一つは、今村越さんも言ったとおり、やっぱり食品衛生上についても、温度がちょっと上がりがちなどころがあるということがございまして、そういったものの改善もしなきゃいけないということがありまして、取り組ませていただくことにしたものでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 対象がですね、新井中央小、斐田北小、新井北小、妙高小の4校、それから新井中、妙高中の2校ということであると思うんですけども、対象外の学校についてはどういうことになりますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） まず、既存の設置されている学校が新井小学校と新井南小学校については、今冷房施設がございます。妙中にもあるんですが、妙中についてはほとんど機能していないということで、今回対象に加えさせていただきました。

それから、高原地域については、給食調理員さん等とお話しした中では、比較的ほかの2地域に比べてそれほど温度も上がっていないということで、今回の計画には入れなくていいというお話をさせていただいて外したところがございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。それぞれの理由にあわせてやっているということですね。

工事の間ですね、給食の提供に影響があるのかなのか、ある場合にはどんな対応になるのか、その点よろしくをお願いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 工事につきましては、今年度は設計のみということで、工事は平成31年度と32年度で行わせていただく予定ですが、基本的には子供の給食に影響のない夏休みに実施したいと思っております。ただ、その期間が夏休みで本当にきっちり終わるかどうかについては、ちょっと各厨房といいますか、給食室のいろいろな設備を確認して、設計をかけてみないとわからないところがありまして、場合によっては一部授業期間に食い込むこともあるかもしれないというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） なるべく影響ないようにお願いしたいと思うんですが、この冷房なんですけれども、使用する時期というのはいつ、何月から何月というか、想定されているのか。あとですね、それ使うことによって維持費当然かかってくるわけですけど、どれぐらいふえるかという試算をされているかについてちょっとお伺いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 恐らく学校の場所によっても多少違いがあると思うんですけども、使用期間は6月の中旬ぐらいから9月の下旬ぐらいまでかなというふうに思っています。おおむね50日ちょっとぐらいではないかというふうに思っております。それで、電気代のほうなんですけども、今机上で計画しているものではですね、16キロワットのエアコンといいますか、を入れたいと思っております、それがその施設によって複数台数入ることになります。厨房の大きさによってちょっと変わってくるんですけども、それから検収室と言われる食品を受け取る部屋のほうにも入れたいと思っております、そういったもので考えていきますと、単年度あたり全て今計画しているものが終わったら段階では、1シーズン今よりも70万ぐらいは電気代が上がるような感じではないかなというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。

続いて次をお願いしたいんですが、特色ある教育活動支援ということで、概要書の64とやはりこれも中学校が67ページお願いします。各学校における特色のある取り組みの実施ということで、それぞれ取り組みを進められておまして、成果ももちろん上がっているなというふうに感じるんですが、これ取り組み後のですね、評価というのは一体どういうふうにして、学校、それから教育委員会のほうでどういった形で評価されているのかをお願いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） この交付金につきましては、年度末に入りまして、各学校からことしの実施状況ということで報告書をいただいているような形になります。こちらのほうとすると、当初の計画どおりやれたのかなということですか、それから目的を達したのかなというのを見させていただいていますし、基本的にこの特色ある教育活動交付金については、郷土愛の醸成というのが一つの共通テーマになっておりますので、そういったものに資するような事業であったかというところで見させていただいておりますが、これは特によくないだろうとかと、そういうような形での見方は余りしていないという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 目に見えない部分もたくさんあると思います。それで、子供たちはね、毎年進級しながらかわっていくわけで、やはりそういった積み上げというか、そういうものを生かしていくべきかなというふうに思うんです。それで、次につなげたりですね、それからよりよい活動に育てていくためにですね、広報活動とか、そういったことによって何かそういったものを残していったり、形にしてより多くの方と共有するとか、そういった取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 一つ一つのこの教育課程における取り組みについては、当然学校現場のほうで記録を残しているというのは理解しております。ただ、それが広く十分に周知をされるような形で残されているかというところについては学校ごとにちょっと取り組みには差があるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そういった周知の方法ということで、次に続けたいと思うんですけども、同じ事業の中のホームページによる情報発信、これについてお伺いしたいんですけども、以前もですね、私のほうでいろいろと御指摘させていただいたんですけども、学校のホームページの件に関して、ホームページというのはですね、学校の場合生徒や保護者のもとより、他校の教師、それから生徒、卒業生、進学予定の方という方たちが主な読者というふうになると思います。そこでですね、ホームページの運営についてなんですけれども、まずお伺いしたいのは、各学校におけるですね、ホームページの管理の状況についてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） ホームページにつきましては、各学校で基本的にはブログ形式の校務支援システムを使用したものが中心になっていると思います。中心的に誰が管理するかにつきましては、恐らく学校内でいろいろそのものに詳しい方がやっているところがあるんじゃないかというふうに思っております。村越委員から以前にも御指摘をいただきましたが、小学校、中学校のホームページを私もちょっとのぞいてみますけども、やはり更新の度合いについては、結構差が大きいなという印象を持っているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 更新の度合いも含めですね、内容を適切に出していくという意味では、本当にこれ管理するのは大変だと思います。得意の方がというふうなお話だったんですけども、おおむね校長先生か教頭先生か、そういう方たちがどうしてもやらなくちゃいけなくなってやっているのか、そんなふうに見えるような形なんじゃないかなというふうに思います。

そこでですね、ホームページの役割としてですね、今までは先ほどお話ししたような生徒や保護者、それから他校の教師とか、そういった程度の方たち対象だったかもしれないんですけども、今後はですね、やはり校区内外の方との交流であるとか、それから地域の文化発信、そういったことがですね、学校のホームページによって非常

に有効に発信されていくんじゃないかなというふうに考えています。そこでですね、特に小規模特認校ですよ、に関してはまさに情報発信によって市内外の方に情報をアピールしていくというところで非常に大事だし求められていくというふうに考えるんです。ちょっと例を出してあれなんですけども、この間ですね、台湾の体験学習のほうの発表会に参加させていただきまして、非常にいい発表をしていただいて、スライドなんかですね、上手に使うって子供たちの考えとかも非常にわかってよかったんですが、あれだけいい内容のことがあるのに、ホームページだとやっぱり逆に宣伝になっていいかもしれない、見ていただければと思うんですけど。写真が2枚とろとろと載って、数行のコメントが書かれているだけで、これせつかくあれだけの成果を出しているところなので、非常にもったいないと思いますので、これは何とかしていただきたいなという中で、先ほどのブログ形式で更新というお話があったんですけども、更新の例えばやり方が難しいとか、システム上の問題であれば、そういったものを予算措置なり、例えば官民協働のやり方でホームページをメンテナンスするとかいうやり方でできるかと思うんですね。そういった意味で事業化して、速やかに私はこれ改善していただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 今さしくも南小さんのお話をされましたけども、今市内の小中学校の中で見ると、新井南小学校さんのホームページは非常にそれでもよく更新されているほうだというふうには私は思っております。台湾の写真については確かに2枚ここに私も持っていますけども、だけで発表会のようなレベルのものまではなかなか出せなかったという状況だと思っております。それで、ホームページについては、更新の方法の問題、それからホームページの持つ容量の問題とか含めまして、やっぱりいろいろ解決していかなきやいけないところがあると思っていますし、そんなところで加えて学校現場でも使いこなせるようなことも含めてですが、もうちょっとお時間をいただきながら改善できるように努めさせていただきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） お願いしたいと思うんですが、例えば子供たちが海外へ行ったときに、フェイスブックを使って情報発信をしたりとか、そういったことで子供たちの発信力というのは非常にあると思うんですね。そういうものも利用できないかなというふうに思ったりもしますし、当然国際化という意味でこういったことは非常に進めていただきたいなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

また、続きましてですね、同じ項目の無線LANとモバイル端末ですかね、この関係でもってお伺いしたいと思います。校内の無線LANアクセスポイントの増設と、それから児童用ノートパソコン、PCのタブレット型PCへの切りかえということで、この切りかえの理由についてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） まず、タブレットの導入につきましては、平成29年度、今年度につきましては、いわゆるタブレット端末というものを各小中学校のほうに導入をさせていただきました。現在総台数で124台ほど入っております。基本的には各学校の規模に応じてグループ活動ができるぐらいの台数が必要だということで、今年度は導入をさせていただきました。次年度なんですけども、引き続きタブレットについては増設をしていきたいという考え方がありましたが、ちょうど8年前に購入した子供の授業用ですね、ノート型のパソコンの更新の時期が当たっております。そちらも更新する、なおかつタブレットも別にとということになると、なかなかコスト的にもかかるということがございまして、今いろんな器械が出てきている中で、ノート型の形をしておりますけども、使うときはタブレットのように画面のほうだけ外して使えるものも出てきておまして、そういったものに今回は切りかえながらタブレットのものをふやしていくという対応をとらせていただきたいというものでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。これからの教育の中でですね、よく言われているのが課題の発見であるとか、解決に向けた主体的、能動的な学び、いわゆるアクティブ・ラーニングというものですよね。それとか、論理的な思考、創造性、それから課題解決能力の育成ということで、これプログラミング教育、こういったものが出てきていると思います。それで、国ではですね、新小学校学習指導要領が全面的に実施となる2020年には、全ての小学校でプログラミング教育が効果的に実施できるようさまざまな教材の開発とかやりながら主体的に進めているというふうに思っています。それで、2019年度当初からですね、全国の学校では教材の選定が行えるようにするというところで、非常に差し迫ったところに来ていると思うんですね。そういったことも含めてですね、今ほどのタブレット型のパソコンでも、これまでのタブレットでもどういった形でもよろしいかと思うんですが、環境づくりのほう先を見据えた対応ということで、しっかりとお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、これは終わります。総務課のほうにお願いしたいんですが、概要書の21ページで、広報・広聴活動推進事業について伺わせていただきたいと思います。これのですね、事業予算ということで2800万円があって、その内訳としてですね、妙高チャンネル、いわゆるケーブルテレビですね、これが番組制作委託料が約ですけど、省略させていただいて1000万、それともろもろ合わせて1500万なので、大体事業費全体の2分の1ぐらい、それから印刷製本ということで、紙の関係がこれ800万円で、全体の約3分の1ぐらいですよ。あとホームページの関係なんですけども、これがその関係でサーバーとドメイン、それから保守委託料、これももろもろ合わせて約200万円ぐらいの規模だというふうに見てとれます。こういったことから、JCVの加入率については、樗沢議員の質問でもありましたけれども、55.3%と非常に多いわけですよ。そういう意味で、先ほど申しあげましたケーブルテレビの事業費の比率というか、これ2分の1というのはこれうなずける数字かなというふうに思います。

一方ですね、ホームページの関係については、何度も質疑させていただいていますけど、アクセス数とか、すごく多いですし、あとデータ量なんか非常に多い媒体なので、非常に低コスト、高効率、コストパフォーマンスがよい媒体だなというふうに私は思っています。今回はですね、広報のほうじゃなくて広聴の関係で伺いたいので、ちょっとパブコメについて伺いたいと思っているんですけども、まずですね、お聞きしたいのは、パブリックコメントこれをですね、公示されると思うんですけども、表に出したときのこの周知の方法ですね、これについてと、それから受け付けの方法についてちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 周知の方法でございますが、基本的には市報みょうこうでいついつからこういう件についてパブリックコメントをしますよというお知らせをさせていただいておりますし、ホームページで実際に計画等を見れるようにさせていただいておりますし、本庁の玄関のところと各支所に見れるようにしております。妙高チャンネルですとか、あと上越タイムスにも掲載させていただいて、こういう案件でパブリックコメントをやっていますよという周知はさせていただいております。

それと、実際御意見は匿名は基本的には受け付けない格好にさせていただいておりますので、住所や名前、連絡先書いていただいて、郵送ですとか、お持ちいただいても結構ですけども、お届けいただいているということになります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 匿名はNGでということだったんですけども、窓口でですね、口頭で御意見言われる方というのいらっしゃるかなと思うんですが、それ把握されていないかもしれませんけど、その状況についてはどんな感じでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 私のほうで口頭でお申し出になった件があるかどうかとちょっと把握はしておりませんが、基本的には御自分で何らかの格好で書いていただいで出していただくのが正常なやり方だというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうしたらですね、ここ最近のですね、実施状況と、それから御意見をいただいた数とか、採用された数とか、ざっとちょっと御紹介いただきたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ごく最近といいますか、27年度につきましては、5案件パブリックコメントかけまして、4名の方から11件の御意見をいただいております、そのうち2件を計画等に反映させていただいております。28年度は7件をパブコメかけまして、お一人から2件の御意見をいただいておりますが、反映するには至らなかったという格好になります。今年度につきましては、期間が終了したのは1件、今まさに御意見をいただいている期間にあるのが4件ございまして、今のところ御意見は一件もございません。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 数多い少ないではもちろんないと思うんですけども、この御意見の数については、どんなふうな感想をお持ちでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） その案件によりまして、市民の皆さんが興味を持たれるような案件とそうでない案件があるのかなというふうに思っております。ただ、件数が2件ですとか、ゼロというのは少し寂しいというふうに感じております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 私も寂しいと思います。他市の例というか、ちょっと御参考までなんですけれども、先ほどお話あったようにゼロというのは全然少なくはないんです。たくさんあるいろんな例でゼロという意見も少なくはないんですけれども、上越市でですね、この3月7日から4月の5日、途中なんですけれども、第7期介護保険事業計画、それから第8期高齢者福祉計画の案、これについてのやはりパブリックコメントが出ていまして、それ21件既に入っているんですね。あと上越市障害者福祉計画、これも案として今まさに出ているところだったと思うんですけれども、それについては18件とかあるんです。妙高市と比較して当然人口も違うわけですし、何とも言えないんですけれども、やはりこういった反応があることというのはうれしいというんですかね、やはり市民が参画しているということで、外部から見てもやっぱり違いがあるかなというふうに思うんですね。そういう意味で、単純に数を上げるのが目標じゃないんですが、もっとこのパブリックコメントというものを市民の方に見ていただいで、興味を持ってもらえるような形のこれはもうぜひ工夫ということになると思うんですけども、お願いしたいというふうに思います。

次に、次に行くんですけども、20ページの協働型地域コミュニティ創出の中のサトヤマンについてちょっとお伺いしたいと思います。このサトヤマンの活動内容としてですね、草刈り等の管理保全とか、祭り等の地域行事の支援、それから特産品イベントのPR活動、こういったことが書かれていまして、集落の支援活動をボランティアで行っているということでもあります。今現在のですね、団員の登録状況というか、どんな状況なのか、それからサトヤマンの事業の実施状況についてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 登録状況でございますが、12団体の方から2276名、これは前にもお話ししたんですが、えちご上越農業協同組合からも登録していただいておりますので、そこだけで1294人という数字が積み上がっておりますので、そのまま2276人が即戦略かという、ちょっと違うということでお聞きいただきたいと思います。そのほかに個人の登録が18人、内訳は新潟市の方が3名、神奈川県の方が1名、栃木県の方が1名、妙高市の職員が13名という状況です。実際29年度から始めたんですけれども、29年度はモデル的ということで、新井南部地域を対象に説明をさせていただいて始めたわけなんですけど、当初10地区程度でやってみようかなというお話があったんですが、結果として実施されたのは平丸地区と長沢地区で、2件だけ実施している状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 数字的に非常にミスマッチがあると思います。ボランティア活動というのはですね、最近の傾向としてもクラウドファンディング、ああいったものを活用するとか、非常に気持ちのある方が多いと思うんですね。2000名の登録ですかね、こういったものでもわかるように、やはり何かをやって、社会の役に立てようと、立てたいという気持ちの方は非常に多いと思う。そういったところをやはり上手にかなえてあげるといふか、お互いをうまくマッチングをしてあげるところが大事なんだなというふうに思うんですね。そういう意味で、ただやりたい方がいて、あと受け入れる側がこういうことを困っているというだけじゃなくて、当然コーディネートの部分ですよ、大事なところで、この役割として地域サポート人が事務局として集落と団体との連絡調整をするというふうな位置づけになっていると思うんですけれども、こういったこととか、今後の進め方について伺います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃるとおりせっかく登録していただいているのに、声がかからないというのは非常に私どもとしても申しわけないなというふうに思っております。今年度は先ほど申し上げましたように新井南部地区ということで始めたんですけれども、最初に説明したときは、地域の役員の皆さんに説明をさせていただいて始めたという経緯がありまして、集落の方全員がこういう仕組みがあるというのを正確にといいますかね、伝わっていない部分もあったんじゃないかなというふうに考えておりまして、この2月から南部の各地区で総会ですとかがあるときに出席してまいりまして、こういう仕組みがあるのでまたぜひ、ぜひといふか、地区でできる体制があれば応援団使っていただく必要はないんですけど、御存じのとおり過去から江さらいですとか、草刈りですとか、道普請を地域、集落でやってきたんですけども、なかなかできなくなったんで、外部の方から応援していただいて、一緒にやって交流もしたいという方には、ぜひ手を挙げていただきたいということで、今後も総会等あるかと思しますので、お話をさせていただきたいというふうに考えておりますし、モデル的に南部地区で始めたんですが、妙高市全体で同じような状況にある地域はあると思いますので、活動範囲を広げていきたいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） ぜひ試行錯誤で進めていただければと思います。

続きまして、69ページの生涯学習課のいきいき市民活動推進のほうにお願いしたいと思います。現在勤労者研修センター内にある市民活動支援センターが行っている事業として、市民主体のまちづくり活動を促進する支援であるとか、市民コミュニティ活性化の支援であるとか、あと地域人材育成とか、そういった企画、あとは地域の元気づくり活動補助金、こういった事業、こういったものを運営していると思います。次年度についてはですね、これ大きな変化かなと思うんですけれども、総務課のほうも地域コミュニティ振興係と一体化として、窓口の一元化を図るというふうなお話でした。そういう趣旨で説明あったんですけれども、これまでですね、南部の克雪センター

を拠点としていたサポート人2名、それから協力隊3名、それとまた同時にですね、勤労者研修センターを拠点にしていた支援センターの職員さんたちですかね、そういった方たちの2拠点あって、人員配置、業務体制、こういったものの変化についてどんなふうにならっていくのかについて御説明をお願いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今ほどお話のありました件ですけれども、まず市民活動支援センターに関する体制の機能強化ということで、これまで市民活動支援センター、どちらかと言えばNPOとか、市民活動団体への支援を中心に行っていましたけれども、今後その市民主体のまちづくりですとか、協働のまちづくりを進めていく上では、どうしてもやはり地域コミュニティの活性化が重要であるということで、今後は今まで以上に地域自治組織への支援を強化していきたいというふうな考えをしております、それと地域コミュニティ等への支援の窓口が複数あってわかりづらいというようなこともございまして、行政の部分では生涯学習課と総務課が持っていた機能を総務課のほうに1つに集約するということが、それとそれに伴いまして、この市民活動支援センターについても、所管を総務課に移すとともにですね、その地域自治組織への支援強化のために地域支援員1名を市民活動支援センターのほうに常駐をさせて、市民活動支援センターを運営しているサポート妙高が持っているノウハウと、それから地域支援員の方がこれまで積み上げてきた地域自治組織への支援のノウハウ、そういったものをお互いに共有し合うことで市全体のそういう市民の皆さんの活動を支援していこうというような考え方でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、サポート人2名というのは、支援センターが拠点になるということですかね。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今現在サポート人は2名で活動しておりますが、そのうち1名を市民活動支援センターのほうに配置をしたいというふうな考えをしておりますし、活動の内容といたしましては、今まで南部地区にある程度絞っておったんですけれども、同じような状況、先ほどの応援団と一緒に、地域全体が似たような状況にあるところもあるということで、活動範囲を市全体に広げた中で必要なところには支援をしていきたいというふうな考えをしておりますし、1名につきましては、今は克雪で間借りをしておるんですけれども、そこに本拠を置いて、従来どおりの活動をしていきたいというふうな考えをしております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうするとですね、サポート人業務についてなんですけれども、これまでは南部地区や豊橋地区といった高齢化の、過疎化の地域のサポートという考えでよかったかなと思うんですが、それが全域に広がるというような形にもなるんだろうなと思うんです。地域支援員設置規則についてなんですけど、ここにですね、地域のあり方に関する住民の話し合いによる地域コミュニティの活性化策の促進とか、それからNPO法人やその他の地域コミュニティにかかわる団体等の連携といった支援というふうな業務内容であるというふうに理解しているんですけれども、これと関連してなんですけれども、南部地区のですね、支援というか、そういったものは維持できなくなっていくんじゃないかなというちょっと心配があるんですが、それについてはどうでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） サポート人につきましては、設置させていただいてからたしか7年間くらい経過していると思います。南部地区につきましては、今まで集落点検ですとか、もろもろ活動させていただいて、いろいろな支援をさせていただいてきております。変な言い方ですけど、かなりのところ今のサポート人ができる活動はしているなという感じがありますし、先ほども申し上げましたように、1人は引き続き見回り活動ですとか、今やっております庭先集荷ですとか、もろもろの活動は続けていきたいというふうな考えをしておりますし、もう一名は活動

範囲を広げた中で市民活動支援センターと情報共有、連携する中で、ほかの地域でも困っているところがありますので、そちらの支援にも広げていきたいという考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） その支援員さんなんですけれども、4月13日の締め切りで今現在1名募集されていますよね。それは、どういうことですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在サポート人として活動して下さっている方のうちの1名がですね、御自身とそれから御家族の体調の問題、それと御本人の地域での役員が回ってきたとかというような理由でですね、3月いっぱいまでやめさせてほしいという申し出がございましたので、後任ということで募集をさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、後任の方が入るまでの間の空白であるとか、新しい方が入ったときにやはり早く以前の仕事と同じような形のことをしていただけるようにですね、お願いしたいなというふうに思います。

この後は霜鳥委員にお任せしたいと思うんですけれども、次のところに行きたいんですが、317ページのこれ予算書になります。勤労者研修センターの管理事業ということで、先ほどの市民活動支援センターが入っている施設ですが、これ一般財源からはですね、785万4000円という財源内訳になっていますけれども、勤労者研修センターこの施設の運営の目的についてお伺いしたいんですが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 勤労者研修センターの運営目的ということですが、これは設置条例にもございますけれども、市民の生涯学習活動の増進を図るとともに、社会教育の機会を提供するために設置するというふうなことで、その目的に沿って運営をさせていただいております、実際に多くの市民の皆さんですとか、各種団体あるいは企業の皆さんも含めて、幅広い学習、研修、交流の場として御利用いただいているというふうに認識しております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 私も免許の関係で2年に1度ぐらい伺わせてもらっているんですが、このですね、施設の中には大研修室、それから研修室のA、B、C、それから市民活動サロン等々あるわけですけども、これのですね、使用状況とか、利用者数、使用料収入ですね、これの過年度からの推移、こういったものについてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 利用人数と使用料収入の関係ですけども、年によって若干ばらつきがございますけれども、平成24年からですね、28年までの5カ年平均で申し上げますと、利用者数は年間1万2032人、それに伴います使用料収入としては年間134万8674円というような状況になってございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、平均から計算するとちょっと減っていているという形でよろしいかなと思います。多少の増減はあれなんですけれども、この勤労者研修センターですね、開館時間が9時から21時ということで、土日、祝日は夜6時までということで、年末年始を除く毎日開いているという状況であると思います。私見のところではですね、部屋の利用とか、施設のイメージなんですけれども、日中やはり閑散とした状態、部屋の利用があるときは別ですけども、それ以外はやっぱり閑散としているかなと。あと夕方以降学生がぼつぼつというふうなことです、日が暮れて以降というのは、ほとんど誰もいない状態というところがほとんどかなというふうに思います。位置からしてですね、ガラス張りになっていて、明かりがついていて、夜は防犯にもなっているかなと、役には立っている部分もあるかなとは思いますが、そのためにやっているわけじゃありませんし、せ

っかくですね、管理するための職員が常駐したりして、あの施設があそこにあるということですね、よりやはり稼働率上げたりですね、利用してもらうということで、部屋の利用ばかりじゃなくて、あの空間というんですかね、あそこをうまく利用するように促していく必要があるかなというふうに思うんですが、それについていかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 施設の利用促進ということですが、1階部分のいわゆる交流サロンというスペースにつきましては、これは占有して独占して使うという以外は、誰でも御自由に使っていただけるような形で開放させていただいております、確かに委員おっしゃるような毎日というようなことではありませんが、日によってはですね、地域づくり活動団体の皆さんのミーティングの場になっていたりですね、情報交換の場になっていたりということで、活用もされてはおります。ただ、おっしゃるようなもっとも利用の促進をということでございますので、いろんな形でこれからまた地域づくり協議会等の機会も春またありますので、そういう場でも周知を図ったりですね、市民活動支援センターを訪れる団体の皆さんへの周知を図ったりということで、できるだけあのスペースが有効に活用されるようにまた努めていきたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 先ほどもお話でもあったと思うんですけども、市民活動支援センターというか、あの方たちがあそこにおいて、NPOであるとか、市民活動、そういったものを支援しているわけですね。そういった活動というのは、団体がですね、課題解決というふうなことになるんですけども、人を育てるという意味で非常に私これから大事な仕組みだと思いますので、そういった意味で今ほどのですね、エリアの場所の有効活用も含め、全体的にですね、よろしくお願ひしたいと思います。今度総務課のほうに移るかと思うんですが、よろしくお願ひいたします。これはこれで終わります。

続きまして、図書館のことで、ページがですね、概要書の72ページになります。これが最後になりますが、私12月の定例会、前の定例会のときにですね、委員会調査で聞かせていただいたんですけども、その後の動きということで質疑させていただきたいと思います。概要書にはですね、図書館整備基本構想の策定、それから設計競技というふうに2点書かれているわけでありまして。前回の質疑をちょっと振り返るんですけども、今後の整備のスケジュールはという質疑をさせていただいたときにですね、平成29年度中に基本構想を策定する予定、その後はできるだけ早く事業化を図りたいと考えているというふうなお答えであったかと思うんですが、この点についてと、今後のスケジュールについてお願ひします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 図書館の関係のスケジュールですが、委員さんおっしゃるとおりですね、12月の時点では今年度中に基本構想をまとめてということで考えておりましたが、委員さんからもいろいろ御意見いただきましたが、やはりもうちょっと幅広い市民の皆さんの意見をお聞きする場面も必要だろうということと、他の自治体ですとか、他の図書館の取り組みについての情報収集ももう少し深める必要があると。そういったものを踏まえた上で、基本構想を策定していきたいということで、もう少し策定に時間をかけたいということで、目安としては平成30年の前半ぐらいを目安に構想をまとめたいということでございます。その後設計作業に向けた設計競技を30年度中に行いまして、31年度から本格的な基本設計、実施設計に入っていきたいというようなスケジュールであります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 先ほどもパブリックコメントということでお伺いしたんですが、このパブリックコメントは

いつごろ出るようなスケジュールになりますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今の予定ですとですね、6月下旬か7月の上旬ぐらいにというふうなことを考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 先ほどもですね、ありました幅広い市民の意見を聞いてということで、スケジュールの見直しとか、そういったこともやっていただいたということで、大変評価させていただきたいと思います。それもあるのかなと思うんですが、図書館整備検討委員というのを今3名の募集をされているというふうに出ているんですが、これについて。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） その構想を策定するために委員会を設置したいということで、ただいまその委員さんを募集しております。3月1日から23日までの期間で3名を募集させていただいておりますが、既に2名の方から応募をいただいているという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） あり方検討会という組織があったと思うんです。それとの位置づけについて。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） あり方検討会につきましては、現状課題、そして今後の望ましい姿ということでずっと検討にかかわっていただいてまいりましたので、その方々をベースにさらに新しい委員さんを加えて検討委員会をつくりたいという考え方でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） ぜひよろしくお願ひします。これもですね、前に質疑させていただいた件なんですけども、図書館単独の建物ではなくて、複合的な施設化ということでですね、お答えいただいたのは子育て支援などについて関係課と調整を図っていききたいというふうなこともあったりですね、そういったことで単独ではないというふうに理解しているんですが、私としてはですね、市民活動、それから生涯学習グループ、こういったものと連携して、単に施設の中にいろんな組織が入っているということじゃなくて、連携した中のいろんな事業が行えるような体制づくりをお願いしたいというふうに思うんですけれども、そういった意味の複合型の図書館というものについてのお考えどんなところかお伺ひします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 図書館の機能としては、今ある図書館のようにですね、現状のように本を借りる、貸すということだけではなくて、いろんな目的を持ったいろんな年代の方がいらっちゃって、そういった要求に応えられる、そして人と情報、人と人が交流できるような新たな図書館ということを目指していきたいと思っておりますし、そのために必要な機能を整備していきたいと思っておりますが、新たな施設の中にそれらを全て詰め込むということではなくてですね、既存の施設と連携を図ることで、その機能を果たしていけるのであれば、そういった形を考えていきたいと思っておりますし、今ある施設との連携によって、最大限効率的にその役割が果たしていける、そういう施設整備をしていきたいと、そういった形でまずは基本構想の中で必要な機能ですとか、規模ですとかということを決めていきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 最近の公共施設の傾向というか、特徴としてですね、非常にオープンな感じというか、まち

と一体になるようなものがとりわけ多く目立つようになってきているかなというふうな印象があります。これからですね、図書館を整備するに当たって、やはりそういったところも非常に大事になってくると思いますし、今のお話の中でですね、今の施設との連携というふうなお話もあったんですけども、そういう意味でですね、まちとのつながりというか、そういうものが非常に大事になってくる中で、エリアの共存ということですよ。場所の候補地について、どんなふうなお考えが今あるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 場所につきましても、当然その機能とか、規模によってですね、どういった場所が適しているかということにかかわってまいりますので、もちろん候補としては幾つか挙げさせていただいておりますけれども、それは最終的にその機能や規模、それにふさわしい場所ということで、今後検討というか、詰めていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 文化は人をつくるというところで、非常に大事なところだと思いますので、ぜひ今まで以上に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

これで終わりますけれども、昨日ですね、ネットのほうで傍聴させていただきました、委員会のほう。高田委員がですね、観光案内所の質疑の中で、しきりとあの案内所暗いとか、もっとおしゃれにならないかというようなお話をされていたんですよ。私非常に印象的で、やはりそういったデザインが私はやっぱり中身ももちろん大事なんですけども、デザインというのは非常に大事な部分だと思うんですね。そういったところが例えばこの近くですと、飯山のなちゅらというところがありますね。それから、長岡のアオーレ、あれ市役所ですけども、非常に今までのイメージと全然違うというんですかね、これからのものをアピールしているように思います。それがまちづくりにつながっていくんじゃないかなということで、あれ同じ方が設計されているんですよ。ああいったものを実は私望みたいと思うんです。ああいうものがあることによって、より外にいる人たちが参加したくなるというふうなことになると思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 答弁はいいですか。

○村越委員（村越洋一） 副市長にお願いしたいと思うんです。

○委員長（宮澤一照） 副市長、どうぞお願いします。

○副市長（市川達孝） いろんな考え方あると思います。やっぱり当然図書館についてですけども、今までの図書館にはそれなりの経緯があって今のお話があったんですけども、今時代が求める図書館とは何だかということで、あり方検討会の中でもいろいろ御意見が出されてまとまったところでございます。ただ、現実問題として今生涯学習課長が答えたようにですね、全ての機能を新しい図書館の中に求めるというのは、いろんな物の考え方と違いますか、例えば今いろいろ議論がありましたけども、具体的に機能をどうするのか、規模をどうするのか、それから都市機能の一環として、町なかのにぎわいとの関係でどうするのか、さらには財源をどういうふうに確保するのか、いろんな面で総合的に考えて今後基本構想の中で具体的にどういうものを詰めていくのか考えることになると思います。ただ、コンセプトとすれば、今村越委員言われるようにですね、やっぱり開かれたと申しますか、市民の皆さんが図書館をベースとして、いろんな触れ合いだとか、またいろんな活動に広がるようなですね、そういうあり方というのは望ましいだろうというふうに思っています。いずれにしても、今後の先ほど話ししましたいろんな要素を踏まえて、基本構想の中で具体化していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それでは、私のほうから若干何点かですが、よろしくお願ひいたします。

概要書の22ページになります。総務管理費ということで、7目妙高高原支所費についてです。これは、妙高高原支所移転事業であります。現庁舎解体撤去時期が平成31年4月以降とあります。支所が10月移転した後撤去までの間市民の貸し出しは可能なのか、お願ひいたします。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 一応今の計画の段階では、9月末までに工事終了を計画しております。10月以降にしましては、保安上の理由といろいろな観点から、電気、ガス、水道については遮断をして閉鎖する予定でございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 地元市民の方は、使用要望があるようですが、管理上そういうところで問題あるとなれば、そのように私のほうから話ししておきます。

そこに隣接しているということで、これ生涯学習課担当になると思うんですけども、旧妙高高原体育館これは支所移転後はどうなるのか、お願ひいたします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 妙高高原体育館の分館につきましても、支所移転後ですね、現在9月末をもって閉館をするという計画でおります。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） その後についての計画は何か聞いていますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 体育館に関しては、耐震強度が不足しているということでございますので、なるべく早い時期に解体撤去をしたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 了解いたしました。

続きまして、24ページになります。総務課関係になりますね。妙高出会いサポート事業です。254万7000円という予算があります。移住、定住の施策と連携した都市部からの参加者を募集するとうたってありますが、どのような施策なのか、お願ひいたします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 婚活のイベントにつきましても、過去大分もう続けてきておるんですけども、狭いエリアだけで、女性がなかなか参加者が集まりにくいという状況がありますし、集まっても固定してしまっているという状況があります。打開策としまして、市外、県外から参加者も対象に加えて、ことしからやっておるんですけど、引き続き移住婚という観点でも結婚支援を推進していきたいということでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ことしのこれ多分建設課部類になりますが、やはり子育ての方の移住ということで連携されるのかはわかりませんが、参加者の募集につきましても、どのように考えていますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今移住のお話がありましたけれども、所管の建設課とも連携させていただきながら、国や県などが都市部で移住、定住フェアというのをやっております。そこへ行きまして、移住、定住のPR活動にあわせて出会いのイベントのチラシですとかを配布させていただいてPRさせてもらったり、参加者を募集してもらっ

たりしています。また、首都圏を拠点に結婚支援の活動をしている団体がございます。例えばNPO法人全国地域結婚支援センターですとか、青山結婚予備校ですとか、一般社団法人日本婚活支援協会ですとか、そういった団体を訪問いたしまして、来年度であれば計画している計画書等、チラシ等をお持ちして、市のイベントのPR、それから参加者をぜひそういう団体の構成員の方に流していただいて、参加者を募っていただきたいということでのお願いを今年度からさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 当市でもいろいろ婚活について移住、そしてまた人口減少、そしてまた少子化ということで取り組んでおられます。隣の上越市では、糸魚川のタレントさんを使ったり、婚活ということ、またテレビ、紙上では大きく三条市、魚沼市がやはりそういう出会いというか、そういう形での大きなイベントでの調整もしております。その場ではまとまった感じもありますが、あとは個人個人のまた意識の中での結婚に向けての出会いなんでしょうか、やはり行政としてもしっかりとしてまた当市としてのカラーで進めていっていただきたいと思います。

続きまして、こども教育課関連です。概要の30ページをお願いいたします。認定こども園・保育園運営事業となります。多様な保育ニーズに応じて、豊かな人間性と生きる力を育む教育で、保育サービスを提供するという事業となっております。働くお母さんにとっても、保育に関することについては、重々やはり心配事もあって、早朝保育、延長預かり保育といった形で、保育士さんたちにも負担がかかりそうですが、あす、未来を担う妙高市の子供たちが育つということで、頑張っていただいております。そのところで土曜午後の保育ということで、利用者の数はどれほどになるか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 土曜午後保育の利用の状況ですが、平成29年度につきましては、4園で今実施をしておりますが、先週末現在までということになりますけども、利用実人数で64名、それで延べ利用者数で723名になります。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 少しのお金かかっても、やはり安全な場所での保育をしてほしいという保護者の観点から、大勢の子供さんが土曜午後の保育に預けているということと私も理解しております。その点で働くお母さんがいるということで、当市はやはり未満児ということで9園、妙高高原、さくら、よつば、和田にじいろ認定こども園、斐田北、斐田南、ひまわり、妙高、ときわ保育園と9園が乳児保育ですね、お乳を飲むということで、やはり未満児かと思うんですけども、その未満児の人数は総計何人ぐらいですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 現在ゼロ歳児で受ける市の9園になりますけども、今年度2月末現在ですが、ゼロ歳児でお受けしている園児数が49人おります。乳児ということになれば、1歳児も半分ぐらいかかりますので、1歳児のほうでは118人受け入れをしております。あと30年度につきましては、現時点での申込者数ということになります。ゼロ歳児では51人、これは途中入園の希望も含めての話になります。それから、1歳児では100人、これも途中入園の希望も含めてになりますが、それぐらいの人数ということでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 友達の子供さんあたりも、これから産むということで、やはり少しでも働く現場から離れていたくないことと、やっぱり休養していると自分の職場が失われる心配もありまして、生まれる前からやはり6カ月から預かっていただくということで、働くお母さんがふえていることは聞いております。その点では、またしっかりした対応をしていただき、また安全な方法で保育していただきたいと思います。

続きまして、下の欄になりますが、生活保護世帯、市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯等の一時保育利用料金の減免の実施ということがあります。本年度も実施するというので、以前にもこれは行われたと思うんですけども、それについてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也）　一時保育におきますこの減免の制度につきましては、平成29年度からいわゆる子供の貧困対策の一環として制度化させていただいたものですが、平成29年今2月末までにですね、減免もしくは半額の利用があったのは、1人1回でございます。

○委員長（宮澤一照）　横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子）　妙高市の生活実態は、それほど都会よりはそんなふうもないかと思いますが、勇気を出してそういった減免に来た人にとっては、温かい支援方法で実施していただきたいと思います。

続きまして、その下の新しい支援となります。保育士確保対策補助金の創設とあります。これは、一体どのような事業かお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也）　こちらにつきましては、現在園の現場においては、臨時さん、それから有資格のパートさん、それから資格のないパートさんは保育補助という形で勤務いただいているわけなんですけども、その中で資格を持っていらっしゃる方で年に数名なんですけども、自分で勉強されて保育士の資格を取られる方が出てきている状況がございます。そんな状況を踏まえまして、無資格の補助パートさんの方からですね、ぜひとも資格を取っていただくように自分で勉強されることについて少しでも援助したいということで、平成30年度に制度化をさせていただきたいものでございます。

○委員長（宮澤一照）　横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子）　補助金とありますが、どのような補助金の設定になっていますか。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也）　働きながら資格を取るためには、通信教育の入校のような形で取る方と、あと一般的な通信講座みたいなことをやって取られる方がいらっしゃるんですけども、そういった方々にかかる入学の料金ですとか、それから受講の料金、それから実際に保育士の資格を取るための受験のときの料金を対象とさせていただきたいと思っております。聞き取りをさせていただいた中では、大体総額10万円ぐらいで取っている方が多いという状況がございますが、ただ通信上の学校に入りますと15万から20万くらいかかるものもあるらしいというのがありますので、平成30年度の予算では5万円の方4名分を一応予算としては見させていただいているところでございます。

○委員長（宮澤一照）　横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子）　こういった方が5名おられて、来年にはまたもうちょっと頑張ってみるよという人がふえていただいて、要するに手に職、そしてまた安定した職場で仕事ができるということで、大いに新しい事業であります、成功に終わるようにまたよろしくお伺いいたします。

一番下のところになりますが、同様に新事業です。唯一の私立のときわ保育園増改築事業です。これは、どのような増改の内容になっていますか。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也）　ときわ保育園さんのほうにつきましては、今回の増築のまず目的なんですけども、保育環境を改善することによって、加えて乳児の受け入れの拡大をしたいということで、今回計画をされております。

現在認可の定員は101名になっておりますが、10名程度ふやしたいというお考えだというふうに聞いております。そのために施設の整備内容としましては、乳児室もふやしますし、それ以外に事務室ですとか、あと厨房の広さも拡大するとか、あと物置等も拡大しまして、全体では140平米ぐらいの拡張を図りたいというふうに聞いております。また、予算のほうでは、これは国庫補助が2分の1出まして、それに加えて市の補助が4分の1つけることになっておりますので、その予算として約4000万弱ですけども、計上させていただいております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ときわ保育園は、ほかのこと違って、また違った教育指針をされていて、地域ではなく、遠くからも来てときわに入る方もいます。そういった意味では、個性的な教育をされているということで、また増築ということで多くの人が音楽関係になると思いますが、育ていただき、将来を目指すような、またしっかりと自分の技術をつけるような保育をされると思うので、期待しております。

続きまして、隣の31ページの放課後児童クラブ事業で、32ページにわたりますが、食事支援ということで、昨年私も子ども食堂ということで、今南部地域では民間が開催されていることは聞いておまして、また一生懸命やっていたことに感謝しつつ、今後も続けていただきたいと私も願っております。ここでは、長期休業期間において昼食の提供を実施されています。昨年は、新聞等また妙高チャンネル等で拝見いたしていたところですが、昨年の状況をちょっとお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 食事支援29年度から新たに組みさせていただきましたが、8つのクラブで夏休みの長期休業、それから冬休みの長期休業合わせまして現在まで22回食事支援のほうを実施しております。延べ人数で830名の児童さんが参加をされているという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 1人100円だったか200円だったかと思うんですが、子供さんが幾ら、そしてまた一緒に引率する親御さんだったりする場合もあるんですが、その料金についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 児童クラブにおける食事支援は、子供さんがたしか100円だったと思いますし、親御さんは特に参加されていないといいますが、そういった形でやっていたかと思います。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 昨年は、8クラブ22回ということで、本年度の取り組みについても伺います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 今年度につきましても、平成30年度になりますが、基本的に各クラブにおいて食事支援については各3回を目安に計画をさせていただいているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 新聞等を見ますと、各方面より提供品の協力があつたと聞きます。差し支えなければ教えていただいて、今後も協力を依頼されるのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 食事支援に関する食材の提供については、各クラブのほうでいろんな地域の方々から御提供いただいているような状況でございます。ただ、その中でカレーと、それからシチューに関しては、市長さんのほうがハウス食品と非常につながりが深いということがあって、先ほど横尾委員さんおっしゃった子ども食堂の分を含めて提供いただいたものを各クラブに配分をさせていただいて御使用いただいているという状況でござい

ます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 貧困ということではなくて、やはり1人おうちにいるということでの子供の食事支援と私は考えておりますし、また今後もこういう支援についてはまたオープンにさせていただいて、多くの子供さんがみんなで食べるとまた食事もおいしいかと思いますので、周知のほうよろしく願いいたします。

それでは、66ページです。お願いいたします。中学校教育振興事業です。これも部活動外部指導員ということで、昨年12月にも質疑させていただきました。教員の長時間勤務の軽減と指導内容の充実となります。配置人数を15人程度とありますが、おおよその予定というか、そういう指導員の予定とかが考えられているのかどうか、その点について伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） こちら外部指導者につきましては、市の校長会のほうから教員の多忙化解消という観点で御要望をいただいたものでございます。その中で、どういうふうに組み立てるかということで、相談させていただく際に、まず学校のほうでどんな部に対して今外部指導者を求めていらっしゃるかということをお聞きしました。それが積み上がった結果として、3校で15の部で今外部指導がいればそちらを使いたいというお話があったもので、そちらのほうで今予算という形をお願いをしているものでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 市内におられればいいんですが、やはり経験もしくは学校のOB、そしてまた昔は野球とか一生懸命やったださる方がいて、そういう人には本当にボランティアという形での多分外部指導員だったと思います。今度は、こういう形で国でも助成しておりますし、1時間勤務とか、1日何時間ぐらいというふうに目安を考えているのかわかりませんが、報酬の面はどのように考えているか、伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 今回の予算の積算に当たりましては、現在スポーツエキスパートという制度がございまして、これが1回当たり3700円で、平成29年度ですと5人の方が対応していただいているんですけども、それと同様のペースで一旦予算のほうはとらせていただきました。ただ、先般国のほうから全国で4500人ほどの外部指導者を入れるための予算が県のほうにも配分されてきたんですけども、そちらのほうは時給は1600円で設定するというふうにあります、これからちょっとその辺のほうをよく整理しながらですね、謝金の設定のほうはさせていただきますというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 私も市のほうというか、ジュニアのほうのスポーツ関係にちょっと従事させていただいて、やはり学校側での部活とジュニア指導のコーチという形になると、子供たちは一遍にやはり学校の先生より身近なコーチのほうの指導力のほうにどうしても耳を傾けたり、指導方法がなかなか違っていると一番困るのは児童生徒だと思うんです。その点について、やはり人選などは選ぶのは大変かと思うんですけども、そういう人選的な対応、要するに選ぶという根拠について何か方法がありましたらお聞かせください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 県のほうが今作成しております新潟県の部活動のあり方に関する方針の中では、例えば学校での教員の経験がある方ですとか、学校での部活動の指導の経験のある方というのが条件にされております。いずれにしても、この方針の中でもうたわれているんですが、どうしても学校とのトラブルになりやすいのが独自の判断で学校とあわない意向で指導を進めてしまうと、そういったものがあってはならないということにな

っております。3つの校長とも話している中でも、学校の今の教育の考え方ですとか、生徒に接する考え方がわからない方を教育委員会のほうで勝手に決めることはないんですけども、そういった導入はお互いしてはならないねということは話をしております、一つの考え方とすれば、まず学校現場でこういった方がもしいいという方がいるのであれば、そちらのほうもこちらのほうに伝えてほしいというお願いをしております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 大変難しいし、またそういうふう任命されたとしても、問題があるかと思いますが、そういう点は重々途中相談に乗ったり、また子供たちが迷わないように結果だけではありませんが、やはり充実した部活動になるようにそのように取り組んでいただきたいと思います。

最後になります。生涯学習課部門で68ページの「妙高市民の心」推進事業となります。毎年妙高市民の心ということで取り組んでおりますが、これまでに何年取り組んできたのか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 妙高市民の心推進の取り組みですが、平成18年にスタートいたしまして、ことして13年目を迎えたということでございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 13年目私も10年ぐらいは毎年行っていると思います。そういった意味で、年々講演とか、子供さんの作文のときには大勢の家族の人がおられるんですけども、講演となったりすると、だんだん行き詰まっているのかなという部分もあります。講演とかではないんですけども、妙高市民の心は市民に浸透しているのかどうか、課長の御意見を伺いたしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 市民への浸透の度合いというのをなかなか評価するのは難しいんですけども、一つの目安として申し上げますと、市民の心推進のこの運動を妙高市民を挙げて取り組んでいるということをどの程度の市民の皆さんが認識されているかということで、過去に認知度の調査を行っておるんですけども、平成21年のときが38.8%で、25年が65.8%であると。これ総合計画策定にあわせてですね、市民意識調査の中で市民の皆さんにお聞きしているんですが、そういうことで次第3次の総合計画に向けてもまた定点観測的な形で皆さんにお聞きしてみようと思いますが、この数字を見ても、確実に上昇しているというのは、認知度が上がっているというのは間違いないかなというふうに思います。

それから、もう一つ、オール妙高あいさつ運動を毎年実施しておりますけども、この参加者数につきましてもですね、平成26年が春と秋合わせてですけども、4781人、27年度が5084人、28年度は6644人、29年が7415人ということで、こちらも年々御参加いただく皆さんがふえているということでございますし、またその参加というか、取り組んでいただいている団体の皆さんの声をお聞きしても、子供たちの挨拶が非常によくなってきたということや地域住民の皆さんが挨拶を交わすということで、地域の活気づりに結びついているねというような声もいただいておりますので、そういったことを含めると少しずつ市民の皆さんに確実に浸透していつているのではないかなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 挨拶は本当にすばらしいと思います。いろんな方からも挨拶については皆さん喜んでおります。そういった意味で、妙高市民の心も挨拶運動と同じように登り上昇になっていただきたいと思います。そこで、新企画ということで、オール妙高クリーンアップ運動（春・秋）の実施とあります。これはどのような事業でしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 妙高市民の心推進の行動指針の一つにですね、ごみを拾おう、花を植えようということで、地域の環境美化に関する柱をひとつ設けておりますが、これはそれに関する取り組みの一つということで位置づけております。ただですね、また全く新しいことを始めるということではなくて、各地域の皆さんについては、大体春、秋地域の一斉清掃のようなものを取り組んでいらっしゃると思うんですけども、それをこのオール妙高グリーンアップ運動ということで位置づけることで、日ごろ市民の皆さんがお取り組みいただいていることが、それが市民の心推進につながっているんだということ、市民の心の運動というものをできるだけ意識していただく機会をふやしたいということで、そういう位置づけの中で取り組みを進めていきたいという考え方でございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） クリーンアップ運動は、妙高市民の心を一層普及していただきたいというような取り組みと聞いています。最後でちょうどいい副市長に質疑ができたと思っておりますが、副市長に妙高市民の心についてお尋ねいたします。

○委員長（宮澤一照） 副市長。

○副市長（市川達孝） 市民の心に取り組んでから18年ですかね、取り組んでもう10年以上になります。ただ、この市民の心はなかなかこういう取り組みをしている自治体はないんですけども、やはり基本は人の相手の立場になって物を考えると、相手を思いやるとか、お互いに支え合うとか、そういうことを基本としながらですね、地域全体をもっともっとよくしたいというようなところがこの市民の心にあらわれているんだと思います。ただ、それは市民の心として、挨拶運動とか、それからクリーンアップですかね、そういうふうな形で今やっていますけども、これはそういった個々のこういった取り組みだけじゃなくて、それぞれの事業、例えば環境問題とか、子育て支援とか、健康づくりとか、地域づくりとか、全てのものに共通するといいますか、底辺に流れる考え方だと思いますので、まさに地域協働のまちづくりの一つの旗印としてですね、この市民の心というのももっと継続して、しっかりと定着するような取り組みをしていかなければいけないというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 議事整理のため、14時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時44分

○委員長（宮澤一照） 休憩を解いて会議を続けます。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それじゃ、概要の14ページ、15ページの歳入をまず先にやらせていただきたいと思います。

これ見ますと、11款地方交付税につきましては62億2000万と昨年に比べて1.4%の減ということになっていますが、この辺の要因についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 地方交付税が1.4%減となりましたのは、普通交付税について平成28年度から合併算定がえの特例期間が終了いたしまして、その段階的縮減が始まったことが要因でございます。その影響額は、平成27年度と比べて平成33年度には8億円程度になると見込んでおります。平成30年度は、合併算定がえ縮減の3年目でありまして、5割、金額で約3億9000万円の縮減と試算し、29年度と比較すると約1億5000万円の減額を見込みました。一方で、プラス要素といたしまして、国の地方財政計画によれば、国の予算において個別算定経費の需用費が1%増と見込まれましたことから、29年度実績の1%増を見込みました。それら増減要素をもとに、普通交付税については前年度に比べまして合計で約8700万円、率にして1.6%の減の予算となりまして、特別交付税10億円と合わせた

地方交付税全体では、1.4%減となったものであります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 本当合併算定がえで減りっ放しということで、31年になると8億円の減ということなんで、大変だなという感じがするんですが、38年以降はそのままの金額でいくようになるんでしょうか。今後の交付税の推移をお聞かせ願いたいと思いますが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 合併算定がえの影響がありますのは、平成28年度から平成33年度まででございます。その間ずっと33年度までに8億円の減が見込まれていくということであります。平成32年度までは平成27年度の国勢調査の人口を使っているんですが、平成33年度の交付税の算定のときは、平成32年度の国調の人口を使ってまた算定されますので、それ以降またちょっとさらに減額されるのではないかとこのふうに見込んでおります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 本当にじゃ、これ32年度以降か、33年度、34年度と減りっ放しの怖い状況だなと思うんで、これは本当に今後の妙高市の財政考えていく上で大変ではないかなというふうに思いますが、今度逆に一番上の市税を考えた場合、今44億5000万、3%の減ということになっています。これ固定資産税現年課税分の減ということになっているんですが、前にちょっと市民税務課からいただいた資料を見ますと、平成17年度の合併時は33億3000万という固定資産税の額があったんですが、平成30年度では24億4000万というふうにより9億ほど減ってきているのはあるんですが、その要因についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今ほどの御質疑ですが、平成17年度合併時と比較いたしまして、各科目ごとということで、まず土地につきましては、合併時と比較いたしまして約3割、税額につきましては約2億円減少しております。家屋につきましては、家屋の棟数が合併時より5.5%減少をしております。あわせて年々家屋の減耗が進んできて、結果ですね、家屋につきましても合併時より5.7%、税額で6億2000万ほど減少をしております。同様に償却資産につきましても、大企業中心に設備投資は継続されておりますが、やはり償却資産につきましても減価が進んでおりますので、合併時より7.2%、税額で6600万ほど減少しております。その結果、固定資産税全体では合併時より26.7%、税額で8億9000万ほど減少をしております。ただ、一方ではですね、徴収率につきましては、大型案件が終結したことによりまして、現年度分の徴収率につきましては、9.1%改善をいたしまして、97.3%ということで、少しでも税収減の歯どめになっているというふうにとめております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 確かに大型案件が片づいたんで、現年分の徴収率が上がったと思うんですけど、今97.3%といますと、県内ではどのくらいの位置になっているんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 県内の中でも妙高市と同様にですね、観光産業を主要な産業としております南魚沼の市町村等をようやく最下位のレベルを脱してですね、下位から30市町村のうちの25前後ぐらいに改善してきているというような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） まだまだ低いような気がするんですが、正直言って家屋のほうも新築がふえないと税金もふえていかないという感じもするんです。そんな中で、土地の値段は下がって税金のほうも下がってきているという流れはあると思うんですけど、まだまだこの地域の土地の値段も上がる雰囲気はないような感じなんですけど、今

後の推移としては、どんなふうに見込まれているか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今ほど委員さんのほうよりお話いただいたとおりですね、土地、家屋ともですね、それぞれ土地につきましては、地価の下落がとまっていないというふうな状況でございますので、土地に伴う税収の減少が継続するというふうに考えておりますし、家屋につきましても、毎年100戸程度新增築が見込まれておりますが、それ以上に減失家屋が多くなってきているということ、それから人口減少に伴いまして、家屋の数も減少しますし、減耗するというので、同様に家屋につきましても、税収の減が見込まれているというふうに考えております。

一方で、償却資産につきましては、今の現状では景気が堅調に推移してきておりまして、企業の設備投資もそれなりに堅調に推移しているということで、一定の税収の増加が期待されるというふうに考えておりますので、こういったふうなことを考え合わせますと、償却資産につきましては、堅調に推移しておりますが、一方で土地、家屋につきましては、引き続き減少するというので、固定資産税全体につきましては、やはり大変税収の減少ということで厳しいというふうに受けとめております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 本当にこれからの固定資産税が一番取りやすいというか、はっきりわかる税額なんで、これがぐらぐらすると厳しいなという感じがするんですが、あわせて人口減の影響もあるかもしれないんですけど、市民税15億5000万で、1.3%増という形になっていまして、個人が12億5000万、法人が3億という形なんですけど、これも合併時見ますと、個人が10億2000万だったのが30年度で12億5000万、法人に関しては5億2000万が3億という形で、個人は伸びて法人が減っているという格好になっているんですけど、この辺の要因はどういうことなんだろう。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） まず、個人市民税につきましては、プラス要因といたしましては、平成19年度に国からの税源移譲に伴いまして、税率といたしまして累積課税で従来ですと課税をしておりまして、平均で約4.4%であったものですね、一定税率ということで6%に変更しております。したがって、その増収ということで2億7000万ほど増加をしているということで、こちらのほうがプラス要因というふうになります。一方で、御承知のとおりですね、マイナス要因といたしましては、リーマンショック以降ですね、景気あるいは生産活動が停滞しているということ、それとあわせて、生産年齢人口の減少に伴いまして、納税義務者数がですね、生産年齢人口ほど減ってはいませんが、合併時より約3.9%、670人ほど減少しているということで、プラマイをしましてですね、合計では合併時より22.5%、2.3億円増加したというふうな状況です。

一方でですね、法人市民税につきましては、17年度の合併時におきましては、半導体関連企業の業績が非常に好調であったということなんですけど、以降リーマンショックですとか、為替変動等によりまして、景気が減速をしております。それから、税制改正に伴いまして、平成26年の10月に法人税率が2.6%引き下げになったということで、合併時に比較いたしまして、大幅に法人市民税の税収が減少しているというふうな状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私途中で税率、個人のほうは上がったとは知らなかったんで、2億ほどふえたのは市民所得が上がって、その結果として税金がいっぱいになったのかなという明るいほうを考えたんですけど、そうでなくて取るほうが率が上がったというんではちょっとがっかりなところもあるんですけど、そうしますと、今後の見通しはどんなふうに見ていらっしゃるでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） まず、個人市民税の今後の見通しにつきましては、妙高市におきましても、ようやく給与所得が改善をしているということです。一方では、生産年齢人口が新年度におきましても約3%減少しているということで、給与が改善しているということで、約85%妙高市の個人市民税の給与所得を占めておるんですが、全体ではマイナス1%程度の減になるというようなことではあります、今後とも景気の動向あるいは生産年齢人口が減少するというので、個人市民税全体では減少傾向が続くというふうにとめております。

一方、法人市民税につきましては、製造業あるいは建設業を中心にですね、景気が緩やかに回復傾向にあります。したがって、今後為替相場の急激な変動がなければ、堅調に推移するというふうにとめております。一方ではですね、御承知のとおり平成31年の10月から消費税率が10%引き上げになります。それに伴って、法人税率の引き下げ改定が予定されているということで、平成32年度から法人市民税の減収が予定されているというふうな、そんなふうな状況にあるかと思っております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今ほど給与所得が少しずつ改善しているという話だったんですけども、先般樗沢議員の質問に答える格好だったと思うんですが、樗沢議員が言われたのかな、妙高市の所得水準はまだまだ20市で12位くらいだということですし、新潟県全体が非常に低いという状況でもありますので、そういった中でもう少し給与改善できる工夫があればなというふうに思ったところです。

続いて、地方債、市債の残高についてちょっと聞かせていただきたいと思うんですが、平成30年度の起債見込み額が17億6335万と、平成30年度の償還見込み額が18億2880万ということで、差し引き6400万円の減、ただし総額で201億1825万というまだ借金が残っているという状況ですが、今後の地方債への推移、正直言ってこのところ200億前後でずっと来ている感じがしているんですが、その辺の見込みをお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 地方債の今後の見通しでありますけれども、基幹収入であります市税とか、地方交付税が減額となる一方で、今後も当総務文教委員会所管の防災行政無線のデジタル化ですとか、図書館、統合園の整備など大型公共工事が計画されておりますので、地方債発行額の増加が見込まれます。そのため国・県の交付金の導入ですとか、基金の活用を行いますとともに、新規発行債の抑制を図り、平成30年度も1億円繰上償還を実施いたしますが、そういったような形で市債残高が余り増加しないように努めていきたいと思っております。また、できる限り交付税算入のあります優良債を選択するなどいたしまして、過度な将来負担につながらないような配慮をして、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この201億のうちの優良債に係る部分というのは、どのくらいになるんでしょうかね。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 154億4100万くらいが交付税として後年度に交付される金額となっております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） じゃ、純粋な借金という部分は、47億くらいというような計算になると思うんですが、今課長申し上げられたとおり、非常に市民の要望に応えれば応えるほど借金もふえていってしまうような感じもするんですが、やっぱり市民生活の中の環境をつくるには、多少そういったこともしっかりとやっていただかなきゃいけないという、そのバランスが非常に私は難しいなというふうに見ているところです。そんな中で、借換債についてはどんなふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

- 財務課長（平井智子） 平成30年度の借りかえは約1億円を計画しておりまして、利子につきまして約668万8000円ぐらいが軽減されるのではないかと試算しております。
- 委員長（宮澤一照） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） 借換債も限られたものしかできないという狭い枠の中でやっているんで、多分なくなってきたのではないかなというように気がしているんですが、できるだけできるところはやっていただきたいと思います。
- 続いて、基金の関係ですけど、税制調整基金と市債管理基金につきましては、30年度において13億円の取り崩しを予定されております。財政調整基金で11億、市債管理基金で2億ということですが、いつか非常に観光産業のほうからどんと滞納分入ったんでふえてきて、それをまた今取り崩しているという感じなんですけど、28年度からの繰越金の状況はどんなものでしょうか。
- 委員長（宮澤一照） 財務課長。
- 財務課長（平井智子） 平成28年度決算におきます繰越金は、総額で18億8700万円ぐらいでございます。そのうちこの3月議会8号補正までに予算化されました金額は、9億8540万円ぐらいです。予算の未計上額は約9億170万円程度となっております。
- 委員長（宮澤一照） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） 9億円もあるということになると、ひょっとすると本年度分の10億の取り崩しを計上されておりますが、この辺はどんな状況になっているのでしょうか。
- 委員長（宮澤一照） 財務課長。
- 財務課長（平井智子） 財政調整基金につきましては、平成28年度当初予算で6億を取り崩すということになっておったんですが、最終的には取り崩すことなく28年度末残高が約50億8300万円となりました。市債管理基金は、当初予算どおり5億円を取り崩しまして、28年度末残高は9億4600万円となっております。お尋ねの平成29年度予算では、財政調整基金と市債管理基金ともにおのおの5億円を取り崩す予定となっております。これらの取り崩しにつきましては、先ほどお答えした28年度からの繰越金の残額を含めました今年度の収支、不用額の状況、それから3月下旬に交付されます特別交付税の額などを勘案いたしまして、実際に取り崩しを行うかどうかということも含めて見きわめたいと思っております。
- 委員長（宮澤一照） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） 取り崩さないで来年度に持ち越せれば非常にいいかなという感じがするんですけど、その中でちょっと明るさもあるような気もしたんですけど、1つは非常に予算を組んだときの残額の出方がこのところ非常に決算でも申し上げましたが、大きなというような感じしているんで、予算の組み方に問題はないのかどうか、またやっていかなきゃいけないところもあると思うんですけど、今後の基金財政の動き方、それから課題についてお聞かせ願えればと思うんですが。
- 委員長（宮澤一照） 財務課長。
- 財務課長（平井智子） 財政調整基金につきましては、これまで普通交付税の合併算定がえの特例期間が終了するというので、段階的に積み立てを行ってまいりましたし、リゾートの公売代金の一部を積み立てましたので、大幅な増額となりました。しかし、今後は歳入においては市税や普通交付税の減収が見込まれておりますし、歳出におきましても、大型プロジェクトの取り組みが本格化いたしますので、増額が見込まれます。これらの財政需要に対応するため、当面は基金を活用することになりますので、減少していくことを考えております。課題といたしましては、これら新たな財政需要に対応しつつ、将来負担を考慮して、縮減される歳入に見合った歳出構造への転換を図りながら、持続可能な財政運営に努める必要があるというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 本当に厳しい財政の中ですので、上手にやっていただきたいなと思います。それによって事業を減らせということではなくて、うまく使っていただきたい。交付税算入の多い形のものを利用していただければというふうに思います。

じゃ、歳出のほうに移らせていただきます。妙高山麓ゆめ基金事業について若干お願いしたいと思うんですけど、今回基金からの取り崩しが6300万ということで、歳入見込みが1億というのに基金としては持っているわけですからね、1億6000万円ほど。そのうちの6300万しか取り崩さないという、その少ない理由についてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 寄附金につきましては、一度妙高山麓ゆめ基金に積み立てをいたしまして、翌年度以降に該当する事業の予算ですとか、財源内訳などを確認してから取り崩し予算を決定しております。そのため平成30年度予算におきましては、28年度の寄附相当額を取り崩すということにしましたので、6300万円を取り崩すというものでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 概要書のほうには、新たな返礼品の発掘ということも書いてあったんですが、その辺はどのような形で取り組まれるのか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 当市の返礼品の多くは、米とかお酒でございます。平成29年度に新たに新潟県の新ブランド米新之助を5キロの袋入りで限定200個で用意いたしましたところ、1カ月で受け付けが完了いたしました。新潟県は米どころのイメージが強くて、寄附者からも人気があるというふうに捉えております。今後は、あらい道の駅ふるさと振興と連携いたしまして、また違った品種の米を食べ比べるセットですとか、いろいろな各種お酒のセットなど、返礼品の種類をふやしていきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 確かにいつも私も思うんですけど、こっちから持っていくお土産は、みそ、酒、米というふうに重たいもんばかりで、都会からもらうお土産というのはクッキーだの、軽いものばかりということで、ちょっと配送費考えるとこちらのほうが損しているような気もするんですが、そういったものがやっぱり都会の方が好まれているということがあるんで、新しい返礼品の中で寄附がふえることをまた期待していきたいと思います。

それから、今回ガバメントクラウドファンディングということで、2つの事業を取り上げられております。これについての事業選定の考え方をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 妙高山麓ゆめ基金の設置目的であります生命地域を築くために実施する4つのツーリズム事業に資する事業であるかどうか、それから事業目的が理解しやすく、公益性があり、社会貢献活動として広く賛同が得られるか、それから今回はさらに事業のサポーターとして財源だけでなく活動への継続的な協力も期待できるような事業を選択したということでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） まだやってみなきゃわからない話とは思いますが、来年度入って動いていけば状況も見えてくると思うんですけど、今後の選定の考え方は、今と同じ考えでいかれる予定でしょうかね。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） とりあえず今年度やってみまして、また検討したいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） いい結果が出ることを期待しておりますので、お願いしたいと思います。

次に、予算書でいくと83ページになると思うんですが、入札について、先ほど課長の説明の中でちらっとお話もあつたんですけど、その前に地元企業への発注の考え方、それから基準について若干お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 公共工事の発注に当たりましては、地元企業の皆様方から除雪とか、災害時の応急復旧対応など、さまざまな形で市の施策を担っていることや市内経済の活性化や雇用の確保という点などからも、市内事業者が広く受注の機会が得られるような発注に配慮をしております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 妙高高原体育館のように、ああいった大きなもの、特殊なものはちょっと今このごろないかと思うんですけど、非常に工事費が高額になる場合や設計士によっては、非常に技術的に難しい工法のものを持つてくる場合もあると思うんですが、そういった場合JVを組むことになると思うんですけど、JVのあり方についての基準価格とか、そういった基本的な考え方をまずお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） JVにつきましては、妙高市共同企業体運用基準という規程がありまして、そちらで運用しております。第3条に共同企業体の活用の原則というのがございまして、共同企業体は工事の種類、規模などに照らし、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できる場合、その他の施工に当たり必要と認められる場合に限り活用するという原則としております。また、その運用基準の中で、工事費につきましては、全体工事費がおおむね5億円以上の工事と規定されておりますが、公共工事の規模が縮小化していく中で、市内企業の活性化、受注機会の確保のため、平成22年度から当面の間全体工事費がおおむね1億円以上の土木工事、建築工事及び全体工事費がおおむね5000万円以上の設備工事を対象としております。そのほか技術的難度の高い工事、特殊技術を要する工事、工事の性格などに照らして、特定共同企業体による施工が必要と認められる工事というふうに規定しております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 5億円のものから1億円という小さなものまでJVでできるようにということで、これは逆に言えば地元企業にとってはメリットなんじゃないかな、それとも難しくなったんじゃないかな、その辺はどんなもんなんでしょう。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 当市といたしましては、分離発注とか、一括発注の絡みがあるんですけども、分離で発注するというので、受注者が市内複数業者となりまして、市内の業者の受注機会の確保とか、そういった拡充に資することができるほか、下請工事でも市内業者に回りがやすくなりますし、市内の経済効果が期待できます。そういった意味からも分離で発注できる事業につきましては、分離発注ということの基本にしております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと先ほど説明の中で、制限つき一般競争入札という言葉が使われたと思うんですけど、これについて若干説明願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 現行の指名競争入札は、工事発注標準業者選定基準に基づきまして、発注する工種や金額、業者ランクに応じまして、入札参加資格のある業者を指名審査委員会で決定して入札を行うものであります。今年度入札制度の見直しを行った結果、平成30年度から130万円以上の工事のうち、特殊な工事を除いて試行的に制限つき一般競争入札を導入するという予定でございます。制限つき一般競争入札とは、指名競争入札と同様の工種や金額に応じて業者ランクや市内に本店のある業者といった制限を設けまして、入札を行う方法です。入札参加要件に市内業者であるということなどを制限を付すことで、市内業者の受注機会は確保され、市内経済の影響は余り出ないのではないかというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この制限つき一般競争入札というのは、県内ではどのような状況になっているんでしょう。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 県内20市の状況を調査いたしましたところ、原則として一般競争入札を実施しているというところが18市で、指名競争入札を実施しているというのは、妙高市と加茂市の2市だけという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ということは、私また先進的に取り組んでいくのかと思ったら、後追いのような感じがしてしまっただけですけど、これによる例えば市内業者にとってメリットというのは何かあるんでしょうかね。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） これまでの指名競争入札では、指名された限られた業者間での入札となりまして、たびたび取り沙汰されますが、談合の発生を誘発しやすいと渡辺議員などからも言われておりますし、あと相指名の下請という問題もございます。一般競争入札をすることによりまして、相指名が解消されまして、業者数の少ない業種などにおいては、特に市内業者が下請に入りやすくなるということや制限の条件次第で希望者に広く入札に参加する機会を提供できますので、意欲のある業者が参加することによって、競争性が高まることなどが期待されます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これをやってみて、結果として落札率、それから事業のできぐあいなどがまた試されると思うんですけど、ちょうどきょう副市長、入札関係は一番担当の親分でいらっしゃるんで、入札の改革というのはエンドレスだと思うんですけど、こういった今新しい制限つきを入れていくということについて、また入札制度についての思いがございましたらお願いしたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 市川副市長。

○副市長（市川達孝） 入札制度については、これまでもいろんな社会経済状況の変化といえますか、それから国・県の動向、そういうのを踏まえて妙高市としても逐次ですね、その都度改善をしてきております。それで今の形があるんですけども、やはりそういうことで今いろいろ質疑ありましており、妙高市としては、市内企業の育成、地域経済の波及ということを考えて、指名競争入札でやってきました。しかしながら、より多くの業者の参加を得るために、一応指名じゃなくて一般競争入札にすると。ただ、その上でもやはり地域経済とか、地元の企業の育成とか、いろんな観点がありますので、そこにやっぱり制限をつけた中で業者から手挙げ方式で入札に参加してもらうと。指名競争入札の場合ですと、市のほうからこれとこれとこれというふうに指名しますけども、逆に市のほうで条件をつけた中で工事のいろいろな手持ちぐあいを見ながら意欲のある業者から参加してもらうという形に改めて、より競争性とか、それから透明性が確保できるような入札制度に向けて検討しようというところでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ありがとうございます。非常に私もお話聞くと、この制限つきというのは、地元にと

ってはメリットが大きいような気がします。妙高市の業者が上越に入れないと同じようなもので、逆に入ってこれない形が一番いいわけですので、しっかりとこれがうまく機能してくれることを期待しているところです。

じゃ、次に先ほどの条例でもあったんですが、住民票等コンビニ交付サービス事業について、若干お話を聞きたいんですけど、予算書の中ではシステム構築委託料3350万となっているんですが、この内容についてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 内訳ということでございますが、まず1つはですね、コンビニ交付システム構築委託料ということで、まずはコンビニ交付に必要な証明書の発行サーバーを導入するためということで、証明書のデータのPDF化とですね、広域交付システムへの使用変更に伴うシステム構築費として1900万ほどかかるということがまず1点です。2点目はですね、住民記録データあるいはシリアル番号等の連携委託料ということで、現在住基と戸籍、各システムにあります住民票、印鑑、税等のデータ連携を行うために既存のシステムの改修費用ということで1400万ほど必要となっております。その他L G W A N回線ということで、政府専用回線への接続作業委託料ということで、地方公共団体情報システム機構にあります証明書交付センターと各自治体間とを専用のL G W A N回線で接続するための作業委託料ということで、50万円ということで合計3350万円を計上させていただいたものです。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 先ほどもちょっと議論あったんですが、コンビニのほう対応どうなるのかなというふうにちょっと心配をしております。先ほど霜鳥委員も条例の中で言われましたけど、戸惑った人がいたとか、いろんなことが出る可能性があるんですけど、コンビニ側への対応というのは、こちらの行政のほうでやるのか、機構のほうでやるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、国に準じる機関ということで、地方公共団体情報システム機構という団体がですね、全国の自治体を一括で網羅いたしまして、そちらの団体と各コンビニ事業者とが一括で契約をさせていただき中で、地方公共団体情報システム機構が示すガイドラインに基づきまして、厳格な特定個人情報の管理のもとですね、各店舗がその基準に基づきながら利用するという仕組みになります。それで、利用者の皆さん方につきましましては、現在銀行ということで、コンビニの店舗で御利用いただけるような、そういった簡易な格好の中で各種の住民票等の証明書の交付が可能になるといったような仕組みに基本的にはなっております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これがうまく動いてくれると、コンビニのほうは50円安いで、そちらのほうに流れる可能性も多いんじゃないかと思うんで、期待しているところです。

次に、認定こども園・保育園運営事業、先ほど横尾委員さんのほうからいっぱい質疑してもらったんで、1点だけこの中で、広域入所（市外保育園等）委託の実施ということで、591万6000円があるんですが、昔私妙高高原の斑尾のほうで飯山との交換とか、そういうのもあったんですけど、この内容についてちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 園の広域入所につきましましては、まず公立において居住地にある保育所に入ることが基本的な原則になっておるんですけども、どうしてもそれが困難な場合については、措置を講じるということになっております。今佐藤委員おっしゃるとおり、かつて斑尾地区については、保育園児がいて、委託契約という形で飯山さんと結ばせてあったんですけども、今の時代ですと、就労ですとか、いろんな原因があるということで、

29年度から基準をちゃんと定めて運用させていただいております。1つは、就労という形で延長保育ですとか、早朝保育の時間でさえも難しいような場合については、例えばお隣上越にどうしても行かなきゃいけないということについては、上越市の保育園のほうにお入りいただくという形もありますし、あと里帰り出産の場合ですとか、疾病の関係、それからDVとか、そういったものがあつた場合については、やむを得ずという形をとらせていただいております。現在当市の状況では、市のほうにお受け入れしている状況はございませんが、上越市のほうに今2人、それから柏崎のほうにお一人行っておりまして、その3名が30年度としては確定している方になります。予算的にはそれ以外にも出てくる可能性があるということで、4名ほどの予算をお願いしているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 本当に勤めとか、いろんな関係で遠くまで動く形になるので、子供をそちらのほうに動かしていくという形になっているんだと思うんですが、年々多分ふえていくと思うんで、その辺の対応をよろしく願ひしたいと思います。

最後に、アートステージ妙高推進事業、生涯学習課に何も無いのも悪いので。その中で東京藝大吹奏楽クリニック実施委託料242万6000円とあるんですが、これは内容的には毎年行われている継続と同じようなことなのかどうか、あわせて効果はどう評価されているのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 吹奏楽クリニックの関係ですが、これは毎年継続事業ということで、東京藝大等の音楽部門での連携事業になります。内容とすれば、市内3中学校の吹奏楽部の部員の皆さんのレベルアップを図るということを目的に、東京藝大の藝大生、そして先生から来ていただいて、指導会と最後に合同の成果発表コンサートを開いているというような状況でございます。その成果、効果なんですけども、今年度も含めてここ数年は連続してですね、新井中、それから妙高高原中ともに西関東吹奏楽コンクールですとか、西関東マーチングコンテスト、こういったものに出場されているということですし、この指導会を受けた元新井中学校吹奏楽部出身の丸山瑞生さんというクラリネット奏者ですが、この方が平成27年には第50回の新潟県音楽コンクールで大賞を受賞されたというようなことで、こういった方も誕生しているということでもありますので、やはり着実にレベルアップにはつながっているのではないかとこのように考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私ももとはラップ吹きだったんで、こういった事業が続いてくれるのは非常にうれしいなと思つているんですが、ぜひともまた優秀な人材が育つよう願ひしたいと思います。だんだん部員の数も減ったり何かしていったりするんですけど、このクリニックの成果、アンサンブルコンテストにも結構いい成績を残しているなというふうな感じがしております。そんな中で、この中に文化大会参加者激励金10万円というのがあるんですが、この中身についてお聞かせ願ひたいんですが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今ほどの吹奏楽ですとか、合唱といったようなですね、芸術文化部門で県大会を超えるような上位大会に出場される皆さんに対して、その活動の支援という形で激励金を交付するということです。スポーツ大会の参加者の激励金のこれ文化版というような形でございます。10万円といいますが、激励金の基準とすると、個人であれば1人5000円、それから団体の場合は5000円掛ける人数分、ただし5万円を上限とするというようなことになっておりまして、30年度の予定とすれば、個人が10名、団体が1団体というようなことを見込んで、合計10万円の予算をお願いしているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 多分足りないのではないかなど。期待をしたいところでございますので、あわせてオペラ「景虎」への補助で80万円とあるんですが、これ文化ホールに言わせれば世界初演、それはそうですよね、今つくっているやつをやるんですから、世界初演のは間違いないんですが、この事業費総額でそのうちの80万というのは、どのようなものに充てる予定で組まれているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 来年度予定されているオペラ「景虎」ですけども、こちらはですね、文化ホールの開館35周年を記念して文化振興事業団の自主事業として実施したいというものでありまして、それに対して市もそれを支援していこうということであります。財団のほうから伺っている情報では、こちらの事業の総事業費は1688万円ほどを予定しているということで伺っております。その事業に対して市の補助の考え方ですけども、これまでですね、財団が主催するオペラ関係の事業に対して、市としては総事業費から当然入場料収入がございますので、その入場料収入を引いた自主事業費のおおむね3分の1を目安に支援をしてきたという経緯がございますので、今回につきましても、そういう形をとりたいと。今回は、財団のほうでは基本財産の運用益である基金を取り崩してですね、それをこの事業に充てたいというようなことでございまして、1688万円全体でかかると申し上げましたが、そこから入場料収入175万円ほどを見込んで差し引いて、さらには基金から1273万円ほど繰り入れる予定ということでございますので、残り240万の自主財源のうちその約3分の1に当たる80万円を支援するというような考え方でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 残額の3分の1というのは非常にお上手なやり方だと思うんですけど、基金を取り崩すのを含めた中で3分の1ぐらいの補助をしても私はいいのではないかなどというふうに思っていますので、今後またこういうことがあったら、増額のほうを考えていただきたいと思います。

そんな中で、来年度国民文化祭というのが全国順番に回っているんですが、いよいよ来年が新潟県の番ということになっています。どう対応されるのか、また妙高市として企画を考えていらっしゃるのか、県のほうによると、上、中、下越単位でという話もあったりするんですが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今ほどお話がありましたとおり、来年度はその国民文化祭が新潟県にやってくるということで、これも主体は新潟県ということになります。県としても県内のさまざまな市町村でこういう芸術文化事業を展開してほしいということで言われております。妙高市につきましても、今のオペラを初めですね、妙高市の芸術文化振興に向けた取り組みですとか、妙高の特色あるそういう芸術文化活動をぜひ広く発信していきたいと思っておりますので、何らかの形でこれに参画をしていきたいというふうに思っています。それにどういったものを実施するか、充てていくかということは、今後ですね、また文化振興事業団ですとか、文化芸術関係団体の皆さんと協議をする中で検討していきたいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 済みません、来年度でなくて31年度でしたね。

○生涯学習課長（山本 毅） あっ、そうですね。

○佐藤委員（佐藤栄一） 両方で間違えたようで、済みませんです。

昨年10月に総務文教委員会として委員会調査をしまいいりまして、その中で埼玉県の富士見市で文化芸術振興に関する取り組みというのを勉強をしまいいりました。その中で、平成13年に国のほうで文化芸術振興基本法というのができまして、その制定を機会に富士見市文化芸術振興条例というのを制定しております。大変すばらしい条例だ

などということで、私どもいい勉強をしてきたなと思っているんですが、積極的にこの文化振興を取り組んでいく上では、こういった条例があってもいいんじゃないかなという気がしたんですが、妙高としても文化の薫り高いまちということを考えていけば、条例制定を取り組む考えがあってもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺のお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 妙高市としての芸術文化振興に向き合う姿勢へのお話かと思うんですけども、妙高市ではですね、これまで市民の豊かな心や感性を育む、そのために芸術文化の振興を図っていくということでですね、35年前の文化ホール建設と同時に市と連携して芸術文化振興を担っていただく民間レベルの担い手として文化振興事業団という組織を立ち上げてですね、市と一体になって芸術文化振興に取り組んできたという経緯がございます。そういった経緯も踏まえる中でですね、今後につきましては、先ほどもお話ししましたが、31年の国民文化祭に向けて、また財団の皆さんとか、市内の芸術文化団体の皆さんとかといろいろ協議なり、意見交換をしていきたいと思っておりますので、また第3次総合計画に向けて市民意識調査でアンケート調査等もいたしますので、その中でまた市民の皆さんのニーズなんかも把握しながらですね、その条例制定については今後の検討課題ということにさせていただきますたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員、どうぞ。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ、引き続きよろしく願いいたします。

歳入の関係については、今佐藤委員のほうからありました。私のやろうとしたことはみんななくなったところですが、1点だけ予算書の15ページにあります市民税の関係での繰り越し分と固定資産税の繰り越し分の関係ですが、滞納繰り越し分でもって500万、これは実際にといいますか、もう固定的なのか流動的なのか、その辺のいきさつはどうなっているか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 実績は実績としてですね、基本的には確実に収納が見込める額ということで計上をさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それから、あわせて同じことなんですけど、固定資産税の繰り越し滞納分、これも同じ感覚でしょうか、これは中身ちょっと変わってきますでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） こちらのほうにつきましても、同様でございます。ちょっとデータが若干古いんですが、昨年の12月末現在新年度の滞納分の予算が4000万ということでございますけども、12月末現在で4171万7000円ということで、29年度につきましても4000万以上5000万上回るくらいの歳入が見込まれているということで、基本的には確実に収納が見込まれる金額ということで予算計上させていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私が心配しているのは、担当職員の頑張りといいますかね、それはそれであるわけなんですけども、固定的になっている部分というのは、生活そのものがどうなんだという、こういうのがあったりしますので、流動的というのはそれぞれに少しずつでも支払いして、それぞれに話し合いをしながら進めていくということですね、そここのところの関係だけ確認をさせていただきます。

あと本当は交付税の関係と市債の関係をちょっと議論しようと思っていたんですけども、全てやっていただきました。あと私は、主要事業の概要の関係でもっていきますので、ひとつよろしく願いいたします。

最初のほうから順次進めさせていただきます。最初に、19ページの職員能力開発事業の関係ですけれども、新たな研修を進めるということでもありますけれども、これまで研修会をやってきて、職員の皆さんの結果ですね、これについてはどのような評価になるのかなというふうに思っています。総務課長は担当していますんで、せっかくのことでもありますから、市川副市長のほうからまずその辺のところをお聞きしたいなと思います。

○委員長（宮澤一照） 市川副市長。

○副市長（市川達孝） 職員の研修ですけれども、ここでは職員能力開発事業という形ですけれども、いろいろな研修を実施、これからまた新しい視点といいますかね、考え方の中でいろいろ取り組もうとしています。ただ、職員の研修といった場合、この能力開発事業だけじゃなくて、その下にあります統合マネジメントシステムですね、ISOの品質関係の取り組みとか、それから行動指針であるはねうま運動とか、そういうのを通して職員がやっぱり今日の妙高市の置かれている状況の中で、しっかりと課題に対応して、最終的には市民のため、それから地域のためにどう自分の担当する業務をしっかりと推進していくかということが今問われているんだと思います。そういう意味では、いろんな取り組みをしていますけれども、この事業、この取り組みというのは、これでよしということじゃなくてですね、やはりその時代の変化に対応して、職員そのものが一人一人今以上にしっかりと意識を持ってですね、業務に取り組んでいく必要があるし、そのためのまた職員管理といいますか、能力の育成、いろんな仕組みの中でそういう取り組みをしていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 当然これ研修行ってきたからね、すぐその結果が出るという、こういうことじゃないと思うんですけども、せっかく研修をやって、その成果が発揮できるような機会、環境、この辺のところは受け入れ側というよりも、当局のほうの意識づけの中でもって必要であると。研修は研修して本人行くけども、帰ってきてその成果をちゃんと発揮できるような環境整備、そこをちゃんと認めてやれるような対応、この辺のところが必要だと思うんですけども、これまでの研修を深めてきたという形の中では、その環境整備、本人がちゃんと成果を発揮できるような環境整備というのについては、総務課長どのように見えていますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 研修にはいろいろありまして、階層別研修ですとか、あと自分で手を挙げて新たな課題に挑戦していくような研修もあります。そういった課題解決型の研修ですとか、今の職務のスキルを上げるための研修ですとか、やってきた場合にはですね、研修報告書をつくって上げる格好になります。そこには、伝達講習、同じ例えば仕事をしている係員なりに対して、自分が研修してきたことを伝達して、共有するという、それをやってくださいよと、どういうふうにやりますかというふうを書く欄がございます。実際研修に行ってきた3カ月後にはですね、自分がどう変わったか、それに対して所属長はどう評価するか、3カ月後にはそういう報告も上げるような格好にして、その行ってきた本人だけじゃなくて、組織全体に研修の成果が波及できるような格好での取り組みをしてきております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 課長、その次のところをちょっとお聞きしたかったんですよ。そういうことをやっています。やった結果、課長のほうでその変わったところをどのように見えているのかなというあたりをちょっとお聞きしたかったんですけども、どうですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 私が全て把握できるわけじゃなくて、各先ほど申し上げましたように、研修報告書をまず上げます。そこで、所属長の期待も書く欄があります。それは総務課にも上がってまいります。3カ月後には3カ

月たった本人の成果と所属長の評価も出ております。そこでは研修の内容をこういうところで業務に生かしているとかときちんと評価されていますので、私のほうではそれで確認をさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 少しずつせっかく研修してね、それが自分のものだけであつたり、あるいは全体に広がることのできなかつたりというようなことであつてはならないんで、そのためにも研修したのを広げていってほしいなと。いろいろな職務の中でもって、個人でもって仕事をしているという、基本的には個人でやっているけれども、やっぱりデスクというかね、そのデスクブロック、グループ単位でもって中身を確認しながら進めていく、これが絶対的に必要なことなんで、そういうところには大いに生かしていただきたいというふうに思います。

それでは、次のページ、20ページになりますけども、協働型地域コミュニティ創出事業になります。これは、総務課の事業だよ、後ろのほうに行くと、それは後ろのほうでやってもいいんですけども、生涯学習のやつも入ってくる。ここでもってちょっと確認だけしておきたいのは、町内会等のということでもって、地域サポート人と市民活動支援センターとの連携による地域コミュニティへの支援強化というのがあつて、先ほど村越委員からの話でもあつたサポート人がここでもってこのように変わるよということで、サポート人が別々の活動になって、1人は入れかわりになるよということになってくると、実際にどっちがどっちなのかというのはわかりませんが、1人入れかえという形になったときに、果たして分かれるというのは今どうなんだろうかなというのをちょっと疑問なんですけども、その辺はどのような対応でいかれるでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 1人は市民活動支援センターのほうに配置をして、今まで活動してきた地域はもう行かないというんじゃないんで、範囲を広げてやるという考えでありますし、そこで支援センターの担当の皆さんといろいろ情報を共有しながら、今までのサポート人としての築いてきたそういうスキルもあわせた中で、各地域の課題を掛けしていくという格好になりますし、いま一人はちょっと交代になる可能性とありますし、なりますけれども、克雪センターのほうに今現在は部屋をお借りして、そこを拠点として南部地区なり、豊橋なりの見守り等をやっておりますし、庭先集荷ですとかの取り組みをやっておりますので、それは継続していきたいという、とりあえずの拠点は離れますけれども、当然地域のこし協力隊の皆さんとも定期的に打ち合わせ、情報交換させてもらっていますので、その中で必要などころには一緒に出かけていくこともあると思いますし、ケース・パイ・ケースの対応をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、1人は活動範囲内容が広がったという、1人で、今そもそもでいくとサポート人というのは、南部もってのもろもろあつて3人入って1人いなくなって2人になって、今度は1人が分かれてまた活動範囲広がるよといって、負担がでかくなるんじゃないかな、南部地域のそこでもって十分な活動といったときには、果たしてどうなんだろうなというのが私は地元としての目線で見たとときに、ちょっと不安というかね、心配というかね、その辺あるんですけども、あえてなんです、そういうふうに広げたよということで1人入れかわるよといったときには、とりあえず3人体制でもって行って、その次に今のステップでいくよという、このくらいのことまで踏み込みはできないでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在お二人で活動していただいております。そのままいく私ども任期は来年度まで、来年度の末までありますので、予定でおつたんですが、お一人から個人的な事情等によりまして、今年度末で退職させてほしいというお話がありましたので、お引きとめができなくてそうなるという、今新たな協力隊を募集していると

いう状況にあります。委員がおっしゃる手薄になるという部分があります。確かにあるかもしれません。来年度少し動いてみまして、2人体制がいいのか、その結果によってもう一人いたほうがいいのかということであれば、募集をしていくということも選択肢の一つにはあるというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） もしその辺のところ選択肢の一つにあるということになったら、1年単位という、基本的には任期としては来年末までということなだけでも、1年先まで様子を見てじゃなくて、活動を始めて様子を見て、もしそこでもって手薄になるようなことであつたら、中間でも踏み込みした対応をするというくらいな考えはどうですか。そのくらいのもは持っていてもいいんじゃないかなというように思うんですけども、差し支えなければそのまんまいてもいいんだけども、もし支障来すようだったら、1年先じゃなくて中間でも補充は考えると、こういう弾力的な考えはいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 予算の関係がございますので、私のほうで今すぐ申し上げることはできませんけど、本当に活動に支障を来して地域の皆さんから困ったよという話になるのであれば、補正をして対応することも場合によっては考えざるを得ない場合もあるのかなというふうには考えます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それだけ確認させておいてもらえばまた次の機会にということになるのかなと思います。

21ページに、えちごトキめき鉄道の関係がございます。実はね、新幹線が通ってから東京へ行くのは近くなったんだけど、新潟へ行ってくるのがべらぼうに遠くなりましてね、それでも以前いろいろと議論する中でもって、朝新井駅でもって切符買って往復することができるようになると喜んでいたとこなんですが、行きはよいよい帰りはなかなかという状況なんですよ。時間の関係もそうなんですが、帰ってくると上越妙高駅でみんなおろされてしまって、歩いて帰ってくるわけにもいかなしという形なんですが、その後の時間帯もなかなかうまくいっていない。もしだったら上越妙高でストップじゃなくて、新井まで朝行くときは新井から出るんだから、帰りも新井まで、それがだめだったら上越妙高からトキ鉄の電車の時間帯をもっとスムーズに乗りかえできるように、こんなふうに思ったりしているんですが、課長どんなもんですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） お答えいたします。

まず、しらゆきのですね、新井乗り入れの関係なんですけど、今5往復のうち2往復ですか、新井まで入ってきております。私どももですね、いろいろとトキ鉄だとか、JRですか、要望を行ってきたというふうな経緯がございます。それで、JRの回答としてはですね、やはり特に新井高田間の乗客が非常に少ないというふうな現状、その辺をやはり改善しないとなかなかこれ以上新井駅への乗り入れは難しいというふうなお話がありました。私どもはですね、妙高高原までできたら乗り入れというふうな話をいろいろ展開してきたんですけど、なかなかJRのほうからはとり合ってもらえないという、そういうふうな状況がございます。その辺の一応対応策ということで、今の住民の方から乗ってもらうといっても、なかなか限界があるのかなというふうな考えをしておりますので、今後はやっぱり観光とか、インバウンドとか、そういう方々をうまく二次交通という形で回していくというふうな方法がどうかというふうな今考えを持っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） なかなかなんですね。何かどこが面倒でそれでできないのかな、我々みたいな単純な考えでいくとね、上越妙高まで来ているんだから、もうちょっと一足延ばして新井までそのまま来てくれればいじゃない

いかと。だから、確かにお客が少ないからというのはあるかもしれないけども、お客が多いか少ないかというのは、電車来ていないから乗ってられないわけで、ただ上越妙高でもっておりのお客も少ないということになるのかもしれないけども、何か上越妙高でおりてね、在来線のところでおりてね、あそこでもって20分、25分待っているたつて、場所的な時間対応の問題もなかなかなんだけども、副市長もう一步踏み込みできませんかね、トキ鉄のほうで。

○委員長（宮澤一照） 市川副市長。

○副市長（市川達孝） トキ鉄のほうと言いますけども、新潟を結ぶのはしらゆきと快速ですけども、そのダイヤの編成については、今企画政策課長お答えしたようにですね、JRとしてはやはり採算性といいますかね、やはりどれだけのお客さんがそこに乗るか乗らんかというのが一つの経営判断ということで、なかなか難しいというのが実態でございます。これまでも霜鳥委員と同じような気持ちで何度もですね、要望活動を重ねていますが、なかなか結果が出ていないということでございます。

一方で、このトキ鉄のほうの今度上越妙高駅とはねうまライン、ひすいラインもそうですけども、そこら辺の接続については、その都度ですね、状況を見ながら改善をしてきているというふうに思っていますし、今後ともそういう努力をしてもらうように要望していきたいというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） せっかくのものであって、ぜひ今後できるところからということでも仕方ないと思うんだけど、踏み込みをお願いしたいと思います。企画の課長から聞いてね、JRの電車なのにトキ鉄の線路を走るときはトキ鉄の運転手、乗務員でなければならぬんだということがありましてね、だから直江津へ来て乗務員かわって、上越妙高、それから直江津へ行って、また乗りかえてという、何かしち面倒くさいというか、我々にはちょっと理解のできないようなことをやっている関係もあったりして、そういうのも含めて難しいという話を聞きましたんでね、もっとスムーズな形でもって、やっぱり地元の間がちゃんとそういう対応できるような、外からのお客さんの関係については上越妙高でおりて観光地へずっとバスで行っちゃうとかとあるんだけども、そういうことも踏まえてひとつ踏み込みをしていっていただきたいなというふうに思います。

次、地方創生推進事業の関係で伺います。22ページ、ここでは地域力創造アドバイザー制度の活用というふうになっているんですが、この内容はどんなことなんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 総務省の地域力創造アドバイザー事業というですね、制度がございまして、あらかじめそういう能力をお持ちの方が登録をされている。それを各自治体をお願いをして使うという、使うときには全額1年間でマックスが一応560万なんです、その範囲内であれば国が費用を負担してくださるということでございます。まちづくりの分野から始まってですね、いろいろな地域力を創造するような、そんなメニューが含まれております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 国からの金で、国からそういう人が来てくれてということなんです、ここでもって新たなということでもって調査研究、それでその下にね、やっぱり新井南部地域における新たな拠点づくりとなっているので、これは私も聞かざるを得ないなと思って伺っているんですが、この内容については、どのようなことになりますか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） これはですね、南部地域で道の駅をですね、つくろうということで、いろいろ今調査研究を行ってきております。平成29年度につきましては、一応構想をつくりまして、昨年の12月ですか、地元ですか

ね、瑞穂地域の方に説明等いろいろ行っておりまして、今現在は瑞穂地域で、今後先進地の視察だとか、いろいろ今度は具体的な協議ですか、それには入っていくという、そういう段階でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これは規模的にはどのくらいのことを構想の中ではうたわれているんでしょうかね、実際煮詰めていくのはまだこれからだと思うんですけども、構想の中では規模的におおむねこういう構想だということを聞かせてもらっても大丈夫なんですか。

○委員長（宮澤一照） 松岡企画課長。

○企画政策課長（松岡由三） 規模といいますかね、一応構想の中では例示ということで、具体的な場所についてもですね、示してきておりまして、大体5000平米から1万平米とか、そういうふうな大きさの土地を示しております。具体的な部分はですね、今後地元のほうとですね、話をする中で、どういうふうな機能ですか、私どもとしては例えば小さな拠点といいますかね、南部地域の方が日用雑貨ですか、そういうふうなものをそこで購入できるような機能、それと国道292号線の通過車両ですか、そこで休憩するような機能、それと例えばそこでですね、何か製造といいますかね、加工とか、そういうふうな機能ももし必要であればですね、考えていきたいという、そういうことでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 構想もいいし、地元の人もしそういうんだったら、本当に頑張ってもらいたいというふうに思うんですけども、従前から見ると、車の量が減っちゃったりしているものだから、ちょっとその辺心配だなという、外からの眺めた目で思ったりもしているところです。ぜひせっかくこういうね、アドバイザーを入れながら検討していくということでありますから、地元の期待に応えたような形のものをつくり上げていただきたいと思えます。

次は、28ページのひばり園の関係でちょっとお聞きをしておきたいと思えます。概要の中ではね、いつものことというふうに思うんですけども、この中にね、項目それぞれ似ています。こういう活動をやるという形の中で、直接的に保育士と言っているのかな、保育士の方と、それから親御さんの方、この辺の意見としては、今まで要望とかいう形のもの、どのようなものを出されておりましたか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） ひばり園の現場のほうで実際に親御さんたちからですね、具体的にどういう要望が出ているかということは、正直細かいことを承知はしておりません。ただ、最近の状況として、非常に支援の必要なお子さんがふえている関係があって、就学前の教室については去年から1クラスふやすなどしてですね、とにかく早い時代というか、世代のうちに療育を始めるということを心がけておりますし、それから昨年から言っております臨床心理士の関係についても、お子さんの一人一人の個性というものをよく理解してもらうために入れておるんですけども、去年ですと、子供の特性を知っていただいて、親御さんから理解してもらって、ひばり園でも家庭でも同じような対応をしていきたいと思いますということをやってきております。ただ、それをもう少し一歩進めるために30年度についてはお子さんと信頼関係を持って、もう少し検査をして詳しい助言をしていくような形をとらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今ここひばり園の運営形態といいますか、職員体制というのは、どういう位置づけになっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） ひばり園につきましては、今管理者としての園長につきましては、園指導主事が兼務という形になっております。それ以外の相談支援については、相談支援専門員が2名おります。それから、実際の現場をやります発達支援の事業所としましては、責任者が1名、それから今年度につきましては、現場をやる保育士の資格を持った者がたしか4名いたと思います。ただ、相談支援のほうの職員も一部そちらのほうの現場を兼務しているという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、これはですね、2名、1名、4名でもって7名、常備7名いるという形じゃないんですね。常備ここにいるというのは、恐らく4名だか5名でもって、そのほかに専門の絡みの中でもって出たり入ったりすると、こういう形になりますかね。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 常に管理者であるひばり園の園長以外は、そこにおります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それとここの関係で、専門士が入ってくるという形でもって対応しているわけですから、それぞれの小学校の関係とかいうところとのつながりの関係ですね、この辺のところはどのような位置づけで取り組んでいるのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） ひばり園につきましては、早期療育ということで一つの大きな仕事としては、園の訪問をしまして、いわゆる支援が必要なお子さんとか、気になるお子さんについてひばり園のほうにつないでくるといいう仕事があります。こちらのほうで早期療育をスタートさせて、なおかつ5歳児になりますと、のびのび教室という形で、就学前の支援をさせていただいております。そういった結果に基づいたものについては、随時学校のほうにこういった指導をしてきましたというものを送らせていただいて、一つの支援ファイルという形で引き継ぎをするという形をとらせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 学校へ行ってからということでもって、今全国的にもあるんですが、下手するといじめの対象になるという、この辺もあり得る話でもありますので、慎重な対応でもって、早目に学校との現場におけるすり合わせもお願いしておきたいというふうに思います。

次に、31ページの統合園舎の関係で伺います。先般も質問項目なんかでも既に議論がなされてきてはおります。いろいろ課題もあったようでございます。実際に地域の皆さんとの話し合いの結果とか、その辺の組み立てとか、それはどのようにになっているのかなど。直接的にその地域の皆様がどうのこうのとあるんですが、第三保育園については、地元という絡みになっていて、建屋が古くなって、矢代のほうも人数少なくなって、斐田南については、どうも小学校の統合問題のときからやっぱり地元意識云々といういろいろあるんですが、その辺のいきさつはどのような認識でおられるのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 先般の本会議のときに少し説明をさせていただいたんですが、統合園につきましては、昨年の3月に最初に全員協議会のほうで整備構想の見直しについて御説明をさせていただいた後に、3園に関するまず保護者の関係者の皆さんには全て通知をさせていただくとともに、各地域につきましては、地区の代表の方のところにお伺いしまして、説明する機会を持たせてほしいということをお願いをしたのが去年の3月でございます。それを受けて、大体新年度4月に入ってから、地区の役員さんの会議というのがありますので、そちらのほう

に出かけていきまして、整備構想の考え方を伝えさせていただいて、お話をさせていただいたというところがござります。ただ、矢代地区さんについては、説明をした翌日に存続の御要望が出されたりしましたので、その後についてもまた呼ばれるたびに説明等にお伺いしたりとか、あと地域のほうで市のほうから出しました回答書に対しての意見聴取をされましたので、そういったものを受けて、最終的にはどうしていかというところで、統合についても受け入れるという話をいただいたところがあります。

一方、斐田地区については、説明会はさせていただいたんですけども、その席で保護者の意見は十分聞いてほしい等の意見はいただいたんですけども、正面から特に反対だというお話がなかったということと、ちょっと先般のお話なんですが、地域ごとの個別の説明会についていかがでしょうかといったときに、そこまではいいというようなお話が当時あったものですから、その後についてはフォローをちょっとしなかったという状況がございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、その後といいますかね、その後の動きというのもあれなんですけど、最近になってから地元からのアクションがあったというふうに聞いているんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 3月の12日の日に五日市校区の協議会の会長さんと、それから事務局の方と、それから渡辺議員のほうがお見えになりまして、整備構想についてまず斐田南保育園に係る部分については、保留の上慎重なる対応をしてほしいという要望をいただきました。いま一度その園整備構想の見直しの考え方からきちっと説明を直してほしいということで、御要望いただいておりますので、今そういったところでもう一度話をさせていただく機会を持たせていただくように日程調整をお願いしているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 話し合いはなんですけども、整備構想を見直してという、当局もそれでもって整備構想までさかのぼって議論するという、そういうことじゃないでしょうか。私が心配というかね、思うのは統合園そのものでもこれだけのところがね、統合するということは、それぞれ私たちはね、いろんな経験をしてきているものだから、地元地域の皆さんにとってはね、そんな簡単にはい、わかりましたというものじゃないんですよね。だから、そこはきちんと膝を交えた話し合いをやっていかないと、後々に禍根を残すようなことがあったんでは困るよということなんです。だから、そういうことでもって、じゃどれだけどうなんだと、私も例えばなんですけど、既にもう終わった話ですけども、新井南小学校の統合問題のときにも、かなり時間をかけて議論して、あそこにおさまったという、こういうのがあるんですけども、やっぱり地元の地域の皆さんの思いというのはね、表面的なものじゃないんで、いかにそこに足を踏み入れて、膝を交えてということがあるかどうかというのなんで、それを受けてということで、今後の対応としてはもう一度ちょっと整理した形でもってお答えいただけますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 園整備構想の見直しのまず考え方からもう一度説明をしてほしいということでございまして、それで五日市校区については、まず役員さん方の説明会に出席した後に、各地区別のほうについても日程をいただいて、話に行くということで今準備を進めているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） その辺のところはちょっと時間かかるかもしれないけども、慎重な対応をぜひやってほしいと思います。

あとその関係で、建設場所の関係なんですけども、先般公園法の条例変更も出されましたけれども、そもそもあの場所というのは、今のアリーナを建設するに当たって、体育館と児童体育館を撤去して、芝生にしてグリーン地

帯をつくって、非常時の避難場所としてという説明でもいたわけですよね。そこのところへ今度建屋が建ってしまったときに、その緊急避難所の位置づけという形のものとはどういう整合性を図っていくのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） あの場所については、そういった緑地ということで、テント等の場所というような感じだったのかなと思うんですけども、今回内部で相談させていただき中で、最終的にこちらに決定をさせていただきました。代替ということではありませんが、ここに今回新たに園を整備することによって、今総合体育館というか、はねうまアリーナも新井小学校の体育館も拠点避難所になっていると思いますが、一方で不足しがちな、いわゆる乳幼児をお持ちの方々の避難所としては、今度はそちらのほうを機能させることもできるのではないかなというふうな考えを持っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私としては、せつかくといつかね、あその場所につくるというのは、のっけから私賛成じゃないんだけど、どうせつくるのであればという、そういう位置づけも見ていかなきゃいけないんだ。ただ、あそこに保育園つくった場合に、もろもろの絡みの中で駐車場の位置づけがね、不足してくるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、今現在もね、水夢ランドの関係の定期的利用者が事あるたびに車を置く場所がなくてというのがね、今時期いいと思うんですよ。今の時期いいと思うんだけど、ちょっとイベントどっちかで絡んだ場合には、車を置く場所がなくて、はねうまアリーナでもってあっこを使って大会やるよという、駐車場がないという、こういう状況の中で保育園がそこに来たときに、果たして駐車場の関係はどうなるのかなという、これも絡んでくると思うんですけども、その辺はどういう位置づけで見ておりますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 今回こちらのほうを整備予定地にさせていただいた後にですね、あその指定管理者であるあらいスポーツクラブですか、そちらのほうとも相談をさせていただいております。そんな中で、まず一つ今回統合園の予定地の中でも職員等のための駐車場については、一部確保することにしております。それとも一つは、御存じだと思いますけど、水夢ランドちょうどまえどのところというんですね、については今区画線が引いていないところが結構あって、その空間については指定管理者側のほうからすると、そちらのほうを駐車場としての区画をきちっとしたほうがいいんじゃないかというお話もされておりました。あと利用時間の関係からすると、園のほうにつきましては、朝の登園時間と、それから夕方の降園時間との絡みからすると、日ごろの運営の中ではさほどどうしてもダブる時間が大きく出てくることはないだろうというお話をさせていただいております。ただ、イベント等があったときについては、どうしてもそういった問題が出てくるということはお互いにありますねという話し合いをさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この園庭については、どの辺の位置づけでもって、この前図面あったんだよね。交通安全の関係もあつたりしますので、その辺のところはそれこそ十二分な注意が必要だなというふうに思います。具体的には後ほどまたそういう話もしていければというふうに思っております。

次に、61ページをお願いいたします。コミュニティ防災組織の育成推進事業という形になっています。防災活動を支援する補助制度の見直しというのがあるんですが、この中でね、私は自主防災組織と自警消防団との絡みの中で、何かすっきりした形にならないかなというふうに思っているんですが、自主防災の関係というのは、みんなそれ各地域にできて、自警消防団というのは旧新井にしかない。自警消防団と地域防災とダブっているところもあ

る。この辺はどこかで交通整理せんけりゃいけないというのがあるんですけども、課長その辺は議論になっているんだと思うんですが、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃるように消防団と自警団がダブってあるところがあります。私どもといたしましては、自警団の方が例えば火災で出動した場合にですね、もしけがをされても補償がないということがあります。それから、ポンプ車ですとか、そういうきちんとした装備もない、壊れた場合は限度額があって2分の1補助しているんですけど、自分たちで負担しなきゃいけない部分が出てきます。特別消防団員という仕組みがあるんですけども、過去に消防でいろいろ訓練をしてもうスキルがある方でリタイアされたりした方で、地域にいて今消防団員の皆さんかなり遠くに勤務されている方もいますんで、いざというときにすぐに出動できないような場合は、その特別消防団員の皆さんから消防団の装備を使って初期消火をしていただけるという仕組みがあります。これについては、通常の報酬は出ませんが、出動していただければ出動報酬は出させてもらいますし、もしけがをされれば、きちんとした補償もあるという仕組みがありますので、可能であればそちらのほうに自警じゃなくてですね、移ってほしいということでの話はさせていただいております。先月だったと思いますけど、委員さんもたしか御出席いただいた中で、21の自警組織があるわけなんですけど、都合のつく方集まっていたら、いろいろ話をさせてもらったんですが、なかなかすぐそっちへいこうという話にはならない話なんですけど、いろいろデメリット等をまた提示させていただきながら、自警団の方もやっぱり高齢化しているという部分がありますので、いつまでも今の体制で維持していくことは非常に困難だというアンケート結果もありますので、そこら辺もお示ししながらお話し合いをさせていただきたいなというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 単純に言ってね、これだけの話じゃなくて、今もう公設消防団員そのものがね、集めることがそれこそ非常に大変だ。組織がどん、どんくらい減ってきている。人数も確保できないでいる。今課長の答弁にあったように、初期消火に対してせめてというのがあったとしても、自警団、例えば特別消防団という形になっただけでも、自警であったり、ここは消防ポンプあるいは消火栓対応ができるんだけど、自主防の会には消火栓は使えるけども、ポンプは使えない、こんな形もあつたりする中でね、公設との絡みがあるから、組織のスリム化というか、交通整理をもう早急にやっつけていかなくちゃいけないなと思うんですけど、今答弁あつたとおりに思うんです。ただ、さりとてそうやってやっつた場合に、山手のほうはみんなポンプがなくなっちゃって、車が行くにもべらぼうに大変だという、こういう状況にもあつたりするんで、これは計画的にやっつけていかなくちゃいけないなと思うんです。ただ、妙高、妙高高原は自警団がないから、旧新井だけでそれを整理していくということになるんだけど見通しとしてはどんな位置づけになりますか。先ほど言った特別消防団員の関係もそれはそれであるんですけども、交通整理そのものはどんな見通しですか、何年先くらいにどうのこうのということがあつたらお聞かせください。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 21ある組織のうちですね、委員さんが所属されている平丸の組織については、31年度くらいから移行したいという御意向があるということでお聞きしておりますけれども、ほかのところについてはですね、なかなか先ほども申し上げましたように、じゃそうしようという状況にはないという、むりやりということもなかなかできない、今現在私のほうでいついつまでにこうできますというような状況にはないということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） わかりました。私は、地元はね、とにかく人間が少なくなってきた、それでも自衛という形でもって消防団、OBばっかなんですけども、確保して何とか動いています。ところが、自警消防というのは、昔ながらの台車に乗ったポンプを引っ張っていくわけですから、初期消火といたって、そこへ行くまでもうみんなくたびれちゃってというような状況なんですね。だから、そういう状況でもあったりするから、今課長31年と言ったけども、30年度にすり合わせをして、できればできるだけ早目の対応でそういった踏み込みしようよというのが地元消防団、高齢消防団と言ったらいいのかもしれないけど、そういう人たちの意向なんです。これは、詰めていきたいというふうに思っています。

それから、じゃ次行きます。無線のデジタル事業の関係なんですけど、これもね、アナログからデジタルになると、私はもうアナログ人間なもんだから、デジタルというのはなかなか大変なんだけど、野外拡声子局というのは、この前も説明あったんですが、121局ということでもかなり減ってくるんですが、戸別受信機との関係があるから減ってもいいんだということになるんかもしれないけど、大まかに減った場合にそれぞれ町うちとの関係と周辺地域との関係では、どのような位置づけになるのかな、大まかな形でいいんですけども、お聞かせ願えますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 屋外拡声子局でございますが、今ほど委員おっしゃったように、135あったものを121にしたいという今計画になっております。内訳といたしまして、新井地域が116を87、高原地域が3局を14局にふやします。妙高地域は16局を20局にふやします。先日もお話しさせていただきましたけど、新井地域につきましては、戸別受信機は基本的にはない状況で、屋外拡声子局で情報をお伝えしていると。高原地域と妙高地域は、戸別受信機がメインでやっていますということで、情報の伝え方が違うという状況がありましたので、同じ状況にしたいということで、新井地域にも戸別受信機をつけるという計画でございます。新井地域は、今まで申し上げましたように、戸別受信機ございませんので、屋外拡声子局を整備するときに、ある程度屋内でも情報が何か流れているぞというのが聞こえるような格好で、細かい配備していたという現状でございます。今回は、戸別受信機をつけさせていただきますので、屋外のスピーカーから無理やり屋内まで聞かせるということじゃなくても対応ができる。それから、高性能スピーカーと言いまして、500メートルから800メートルまでだったと思いますけど、カバーできるスピーカーが出てきております。従来のスピーカーは今の高性能は90度の角度で飛ばすことができる。従来は65度の角度で300から450メートルぐらい届く。それらを組み合わせをしてですね、その場所、場所で高性能スピーカーをつけたり、従来型をつけたりして、効率よく情報を伝達するような仕組みを整備したいということでこういう状況になっているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 妙高もふえて高原もふえてということでもって、みんな戸別対応でいるからね、外の部分はそういうふうになると。戸別受信機との関係なんですけど、山間地のほうは電波状況がどうなのかなというのがあるんですけども、今柱が立っていて、そこではちゃんと受信しているんです。けども、今度これ戸別対応になったらこの受信状況どうなるのかなというのがあるんですけども、柱で聞こえていけば戸別はなくなると、ざいの人にはみんな有線放送の対応になったりしているからね、そっちで聞いたというのがあるんですけども、今度はこういう形でいった場合に、戸別受信機で受信する場合の対応は、私の感覚だと恐らく外にみんなアンテナさなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の位置づけはどうなっていますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在もそうなんですけれども、電波の届く状況が悪いところはですね、ダイポールアンテナというのを付けて、電波を拾うような格好で対応させてもらっています。今の想定ではですね、約3000件くらい

はアンテナが必要になるんじゃないかなということで、想定をしております、実際は戸別受信機を必要か必要でないかも含めて、各家庭を業者から回してもらいたいと思っているんですけど、そのときに電波状況が悪いところについては、アンテナをつけさせていただくというような格好で対応をしたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） せざるを得ないだろうと思うんですけども、アンテナも割かし長いんですよね。雪国でね、冬のまた故障がべらぼうに多いのかなというふうに思ったりも今しているところです。建屋の関係でもって、アンテナは衛星放送みたいにこっち向けりゃいいんだという形じゃなくて、つく方向みんな決まってくると、タイミング的になかなかとなったりしますんで、アンテナつけるについても、余計な負担かからんでちゃんと故障が少ないよというふうにもって、御配慮のほどをお願いしたいというふうに思います。

それで、次に62ページをお願いいたします。教育の関係です。いじめ、不登校対策ということで、実際に今不登校の実態はどうなんだろうかな、最近余り議論はしなくなってきたのでわからないですけども、実態はどのようなふうになっていますかね。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 今手元にあるのが昨年の12月末の段階ですが、不登校児童1年間で30日以上学校に来ないお子さんですが、24名になります。現実にはそれには達していないお子さんもいらっしゃいますので、年度末までいくと昨年度と同等ぐらいの30名程度になるんじゃないかというふうに見ております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いじめの実態はどうですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） いじめのほうにつきましても、認知件数ですが、昨年12月末現在の調査の段階では67件になります。小中ということですが、こちらについても昨年度が28年度が107件でございましたので、それと似たような最終的には数字にはなるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） なかなか減らなくて見えなくてということでもって、そういう形の中でもってソーシャルワーカーの配置という形になっているんですけども、このソーシャルワーカーの配置そのものについては、人数とか、配置場所とかというのはどんな状況ですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） まず、採用したい方1名を考えております。配置につきましては、各中学校に週に1回ずつぐらいの配置を考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） どうせだったらというふうに私思うんですけどね、これだけの件数があって、1名ということになると、これはなかなか見えてこないんじゃないかなというふうに思うんですけども、今学校、いわゆる教師もね、多忙でね、なかなかそこまで目が届かないという形の中で、全国あちこちの学校でもってこういう課題を抱えているんですよ。だから、ソーシャルワーカーの配置でもって、それでもって1人の配置ということで、それでカバーできるかという、決してそういうもんじゃないなというふうに思うんです。今新井中学校にはあれ正式名称ちょっとわかんないんですけども、補助員というか、あれ何になるんですかね、何かお手伝いさんみたいな1人配置になっているんですけども、正式な名前はわかりません。そういう形でもってやっていて、結局ね、そういう位置づけ……

〔「教育補助員」と呼ぶ者あり〕

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 教育補助員になるのかね。そういうことでもって、結局そういう人をふやして、もうちょっと全体が見えるような位置づけにしていくということも必要なんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） まず、ちょっと今委員さんがおっしゃったのは、ともするとスクールカウンセラーさんのことかなと思うんです。そちらのほうについては、週に1回ですね、新井地域とそれから妙高地域のほうに入っていて方がいらっしゃいまして、年間35回程度の方が決まっているんですけど、そういった方がいらっしゃいます。それ以外で今回スクールソーシャルワーカーなんですけども、委員さんおっしゃるとおり、フルで出ていただければいいんですけども、やっぱり校長会等と話しする中では、かつてこういったものの経験のある方とか、そういった方を極力優先してどうにか雇用してほしいというお話もありまして、そういったちょっとめどをつけつつあった方とのいろんな考え方からすると、いきなり週5日間というのが難しいという状況もあったりしまして、今回まず3日間ぐらいでスタートしたいということでございます。

それから、今上越教育事務所管内にはスクールソーシャルワーカーが2人おりますが、この2人で糸魚川まで含めて110校ほどの担当をしているんで、なかなか妙高市の案件には来ていただくことが難しい状況があるということで、今回市独自でも入れたいという考え方でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 正式にこういう資格を持った人というかね、そういう人は直接的にその対応、例えばいじめだったり、不登校であったりということでもって、直接対応ということにも入っていくんですけどね、今新井中に入っているのは、いわゆる特殊学級の絡みの中でもって補助してくれているという、そういうのがあるんですよ。だから、それは誰でもいいっちゃ誰でもいいんで、そういう形のをふやしていってもらったほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんです。これだけの人数がいるということについて、直接これに対応するというのは、専門家であったにしても、いわゆるいじめとか、不登校の原因になるとか、そういうのを見逃さないようにということ考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。その役職というかね、その名前もちょっとわからないんで、後でもってまた具体的な話をさせてもらいたいというふうに思います。

関連なんですけど、先般総括質疑であったように、学校のほうの対応でもって、いじめじゃないけど、要するに学校のほうがいわゆる管理者の責任でもって、勝手にあっちだ、こっちだみたいな形で持ってね、案内状も来なかったみたいな議論があったんですけど、直接的には教育長この件については何か聞いていますか。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（小林啓一） 今ほどの御質疑、先般の総括質疑の内容につきまして、その後また渡辺議員のほうから詳しくお伺いし、その後また該当の校長のほうから聞き取りをしました。当時私のほうで回答させてもらったのが卒業式に呼ぶのは校長の判断であり、またどんなふうにそういうふうに決めたのか、真意を確かめたいというふうにお答えしたんですが、基本的にまず最初の校長の役職務なんですけれども、学校をつかさどるということで、いろんな学校運営について責任を持っております。ただ、市教育委員会のほうでも、コミュニティ・スクールの取り組みを推進しておりますように、学校と地域が連携して子供を育てることが大変大事だと思っておりますし、またいろんな入学式、卒業式という大事な儀式から運動会や文化祭など多くの学校行事につきましては、保護者だけでなく、地域の方からたくさん御案内して見てもらって、その中で子供たちを励ましてもらったり、あるいはこうしたらいんじゃないかという御意見とか、御感想をいただいたりすることが大変重要なことであると考えております。も

もちろん中には、肯定的な御感想もあるでしょうし、あるいはこうしたほうがいいんじゃないとか、問題を指摘される御意見もあるかと思いますが、いずれもそれは学校に対するあるいは子供に対する思いであるということで、大切にしなければならぬと考えております。今回の件につきましては、該当校の校長のほうは、1年前の議会の一般質問の中で、いじめの問題につきまして、学校のほうにこういう話があるんだけど、どうなんかねというふうに聞き取りをされなくて、議会のほうで取り上げられたということで、いかがなものかなという思いで行動したということですが、私としましては、教育長としまして、そのようなことがあったとしても、そのようなことで案内をしないということはあるということであるということで、指導を行いました。また、今後も校長会のほうでも全体に指導していきたいと思っています。

また、今回の件は、教育長としての私の指導の行き届かなかったものであるということでおわび申し上げたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 指導が行き届かなかったって、教育長知らないでこの間初めて知ったわけですよ。その前からなんですけども、いきさつに関係でね、どうのこうのということじゃなくて、流れの関係でなんですけども、一般質問でやったときに、言うなれば我々もそんなんだけど、状況把握の中でこうだと出したときに、それは答弁する当局のほうでもって改めて確認するという、こういうのも一つあると思います。しかし、それはそれとしながらも、今回のようにね、そのことを根に持って案内状も出さなくて、来ないからって連絡したら、私が出さなくていいと言ったというようなね、とんでもないことだなと私思っていますよ。保護者の方からもね、赴任したときにとんでもない発言もしていたんだということも聞こえてきているんですよ。しかもね、今教育長の話にあったように、コミュニティ・スクールの関係もある、道徳教育もきちんとやらなきゃいけない、人権問題とはということでもって議論していかなくちゃいけない、そういうことをちゃんと指導せんきゃいけないところのトップがね、こんな対応しているのか、教育者にあるまじき対応じゃないのかなというふうに思うんですよ。教育長の立場とすれば、まあまあめいめいとおさめたいというふうに思うかもしれませんが、これはね、そんな生やさしい問題じゃないと思いますよ。いつまでもこんな騒ぎを大げさにしてというのを望んでいるわけじゃないけども、しかもそういう話をね、教育長のとこでもって校長と話したけども、校長のほうからはそういう位置づけでもって反省も謝罪も何にもないということでしょう。その気はないんでしょう。そういうのはどうなっているのかな。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（小林啓一） 校長のほうもですね、そういうふうに話をしたことについては反省をしております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 教育長ね、校長は反省しているたって、自分で反省しているというだけのものでしょう。今のあれですよ、森友問題みたいなもんですよ。自分で反省しているたって、その意思が相手に伝わってなかったら何にもならないということじゃないですか。そういうことを反省してどうなんだというこのところはきちんとね、校長会の中でもきちんとした形でもって対応していただきたい、個人の問題として片づけてもらいたくない。小学校のね、トップとして、教育者としてそういうことであるということね、余り詰めていってどうのこのやっても人事まで絡んでしまうと、ちょっとそれも問題でもありますので、ただこういうことがあったということをはきちんと明確にして、本人がきちんと反省するんなら反省するという形の対応をしなかったら、これはこのことはおさまらないんじゃないかなというふうに思います。そんなことでもって大体案内を出さんなんて大人げのないようなあきれて物が言えないというのが正直なところですよ。その件はもし何かありましたら一言どうぞ。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（小林啓一） その件につきましては、また校長のほうを呼んで、一応明日の予定なのですが、当該の渡辺議員のほうにまたお話をする予定で計画しております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 当事者いますんで、本人もあれなんで、ただ所管はこっちでありますのでね、そこだけはきちんとしておかなきゃならんということでもあります。今せっかくね、コミュニティ・スクールだの何だのと、こうやっているのということになりまして、次行きます。

64ページかな、コミュニティ・スクールの話なんですけど、コミュニティ・スクール懇談会、講演会というのがこれから行われるという形にはなっているんですけども、コミュニティ・スクールスタートしたけども、それぞれの学校でもってかなりの格差があるんですよね。私の認識しているのもって一番真剣にという言い方だとちょっと表現違うんだろうけども、踏み込みして事業をやっているというのが斐田北小学校ですよ。ほかと違ってこのコミュニティ・スクールの推進委員の皆さんだって寄って真剣に話をしながらステップを踏んでいっているという、この会議の回数もずば抜けて多い、当然のことながらそこでもって格差が出てくるよという形なんですけど、実態はどうですか、新たにスタートしたけども、本格的な動きになっているのかどうか、新年度中学校入るんですけども、とりあえず今の現状でどうですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） コミスクの関係ですけども、委員さんおっしゃるとおり先行していただいた3校、新井中央小学校、斐田北、新井北については、比較的熱心というか、スムーズに入っていったと思うんですけども、29年度に指定したところについては、今委員さんおっしゃるとおりややもすると少し取り組みが鈍いかなという思いは持っております。そんな中で、ただ妙高の地域においても、例えば先般ちょっとお話ししましたけども、合同遠足におけるルートを少しふやしてみたりとか、あと妙高小学校の私文化祭に行きまして、従来は午後の文化祭は、児童会の主催でお互いの体験を半々の児童がやっているという形で時間を振っていたんですけども、そこに父兄の方がというか、保護者の方、コミスクの関係で入ってこられて、ドローンの体験を今度やっていただいた部分があって、そういったことからしてもですね、コミスクを指定したことによって動いてきているものが確かにあると思います。ですが、例えば斐田北さんとかに比べると、もう少し頑張っていたらいいなというところがありますし、そういったものを踏まえて30年度に懇談会と言いますが、関係する関係者が集まっていたら、お互いにどういうことをやっているかというのをグループワークをしながらですね、高め合っていたらいい内容にしていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それでね、このコミュニティ・スクールをやって、コミュニティ・スクールの役員さんね、どこもここもそうなんだけど、一番最初に出てくるのが地域の充て職役員ですよ。ところが、斐田北はね、コーディネーターが違うでしょう。ああいう人が絡んでこなかったらね、だめなんです。充て職の人がそこへ出てきて、また余計な仕事一つできたと、こういう感覚でそこへ出ていくんだから、会議なんか少ないほうがいいし、おら直接子供関係ないしと、そういうパターンがあるんですよ。だから、そのところはもう一歩ね、踏み込みをして、学校とよく相談する中에서도ね、だから地域の充て職を無理やりそこへ引っ張ってくるんじゃなくて、そういう活動をやっていく適任者を引っ張り出して協力してもらおうと、何かやるときには、その人を通じて地域の役員さんとかね、区長さんあたりに相談してもらおうような、あるいは特別そのときにはそこへ出てきてもらおうような、そういう役員構成、システムをつくっていかなくちゃなかなかなだと思えますよ。どこもここもそうなんだけど、面倒くさ

いからみんなこうやってしていくと、だからそのところを乗り越えなきゃだめだと思うんですけども、課長うなずいているけど、どうなんですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 済みません、おっしゃるとおりだなと思って聞いておりますが、その適任者をどう探し充てるかということについて、なかなか難しいところもあるのかなというふうに思っておりますし、そういったところも踏まえて地域の方々からも御協力いただいて、適任な方を学校と一緒に探していただければありがたいかなというふうに思っておりました。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私はね、このコミュニティ・スクールというのはね、町場とそれから山地と言っているのかな、要するに農村部とかね、対応の仕方違うと思うんですよ。基本的にまずは地域と絡むには、そこでもって保護者、PTAがね、どれだけ踏み込みをするかということだと思うんですよ。地域の皆さんというのはね、山手のほうは学校とか、子供たちがといったかにはね、物すごく積極的にかかわってくれるんですよ。ところが、そういう積極的にかかわってくれるような人をそこへ呼び出していないわけ、充て職が先に来るから。そういうことをやっているから、私はね、コミュニティ・スクールやっていく、まずそのスタートとしては、保護者、PTAの皆さんがその認識を十分に得ているか、そこの関係で地域とのつながりをどう深めていくか、そして学校と一体でもって何ができるかという、こういう組み立てをやっていかなきゃいけないけども、形式的にといたらそれできない、そこを乗り越えているのが斐田北のコーディネーターですから、そういう人からの講演なんかも大いにやってもらったらいいんじゃないかなというふうに思いますけども、1年間どういう組み立てていくんだが、各学校1回くらいでもってやるのか、まとめたところでやるのか、その辺の予定計画はどんなになっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） コミュニティ・スクールの懇談会につきましては、年に1回の予定でございます。そこは今コミスクを実際に実施している学校の関係者、それからCSの委員の皆様が集まっていただくということで、先ほども言いましたけど、先進的にやっている方も踏まえて、グループワークという形でお互いにどういうことをやっているかと認識しながらですね、高め合っていくような会にしていきたいと思っております。

それから、講演会のほうは、これは各中学校区で1回ずつということで、これは地域の方全体に今コミスクをやっているということを知っていただくために開きたいということで考えているものでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういうことでお願いします。

それでもって次に行きます。64ページの下段ですね、特色ある教育活動と先ほど議論になりました。そんな中で、私は特に小規模特認校の関係でお聞きをしたいと思えます。2年間の委員をやってきたその成果を台湾でもって体験してきて、先般報告があつて、いや、よかった、よかったと、これで終わったら何にもならないんだけど、この小規模特認校のそもそも論を今また改めて関係者でもって議論していかなきゃならないかなというふうに思っています。英語という形で言っているけども、彼らは体験してきて、非常に目を輝かせていますけども、単純に英語教育といったときには、これからまた小学校でもって次のステップへ入っていくわけなんですけども、それだけで終わっちゃいけないなということだと思うんですけども、この辺のところは新年度に向けての取り組みでもって、今までのまま流れていくのか、新たに踏み込みするのか、その辺の構想的なものはどんな考えておられますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 小規模特認校につきましては、特徴づけということで外国語活動をやっているわ

けですけども、そのことの集大成として、台湾への体験旅行もしていただいております。従来もそうなんですけども、今市の英語教育の拠点として、あそこを研究場所にしてうちのカルメンコーディネータが毎週のように出かけて行って、市内のALT等を集めてですね、授業のあり方等を研究しております。そういったものをあそこから発信をしていくという考え方でこれからも続けていきたいと思っておりますし、それからもう一つは、ひまわり保育園のほうにも定期的にALTが入っております。そういった形では、就学前からそういった外国語に触れる機会もかなりふやしておりますので、そういった形での特異性といえますか、特徴性というのはこれからも続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それはそれとして、教育委員会の考え方として、そういう絡みの中にね、ぜひできたら踏み込みしてほしいなと思うんだけど、学校の親子活動の中にも、そういう活動の欲張っちゃいけないんだよね。1つ、2つ、ALTのね、彼を巻き込むと、いろんなゲーム感覚のお遊び的となったりするんで、やっぱりそういうのもこれから計画して体験していくというかね、そういうのが必要じゃないかなというふうに思っています。

それから、小規模特認校の関係で、新年度における募集をかけたけども、結局いなかったよと。この募集かけていく範囲が今のところ市内なもんだから、市内で見えて行って、じゃこの特認校の特徴は何なのよと、英語しかない。あと自然がどうのこうのと、その程度じゃだめなんで、これをもし本当に特認校を今後そういう形でもって、ここでもっていかしていんばとといったときには、生徒をいかに位置づけしていくか、ふやしていくか、いろんな方法を考えなきゃいけないというふうに思うんですけども、何か策があるんでしょうか。いかがでしょうか、誰が答えてくれる。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 大変厳しい御質問なんですけども、1つは小さな前進でしたけども、昨年の説明会においては、校区外の親御さんが来られてきたという部分があります。それから、今ひまわり保育園のほうに校区外から通園されている園児の中に、親御さんのほうでこのまま南小学校に上げたいという意向を持っていらっしゃる方も出てきているという話を聞いておまして、そういったところで少しずつ出てきているかなというのはあります。それと先般岩崎議員さんからの御質問もありましたけど、情報発信力が弱いんじゃないかというところがありまして、それはUターンやIターンの関係のそういったところにもこれから情報を出していきたいと思っておりますし、もう一つは、いわゆる総力戦というんでしょうか、行政のほう、教育委員会のほうもいろんな情報を出したいと思うんですけども、関係する方々からとにかく南小学校の子供はこんなによくなったよとか、こんなふうに変わってきたというのをいろんな形でお出しいただいて、いろんなチャンネルを使ってですね、その情報が出ていくことによって、またそこに興味を示していただける方が出てきていただければありがたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この募集の関係なんですけども、もう市内だけじゃなくて、いろんな手続の関係があるんだろうと思うんだけど、もう市内なんていう狭い視点じゃなくて、県内とか、全国とか、思い切った形でもってそういう枠を取っ払って情報発信して募集をかける、そういうことをやって、もし可能であればそういうことをやって、入ってもらうことによって人口減少対策、人口増対策というのでも兼ねたり、そういうところにも発信していけるんじゃないかなと思うんですけども、この枠の関係というのは、法的にどうなんですか。

○委員長（宮澤一照） 教育長。

○教育長（小林啓一） 法的にはですね、その自治体に住んでいるということになりますので、住民票があるというこ

とで、そうでない場合は特別な例ということで、幾つか例があるんですが、区域内就学という形をとりますが、今課長のほうで先ほど答弁したように、先般本会議のほうでも御答弁したように、やはり市内だけではかなり厳しい面もあるかなということ、これは前々からも御指摘されているんですけども、移住、定住の市全体の取り組みの中に、やはり教育、子育てするにもこういういい学校があるんだよということをもっと市内、県外のほうに宣伝していかなければいけないかなと思うんで、そのやはりアクションをしていかなくちやいけないかなと考えておりますし、また先ほどコミュニティ・スクール、まだなかなか動けないんじゃないかということなので、特にまた新井南小学校のコミュニティ・スクールにおいては、そのこともちょっとテーマにしてもらいながら、特認校はまだまだ学校の中だったり、教育の中だけにとどまっている部分があるので、そのあたりまた皆さんからいろいろアイデアを出してもらうことも必要になってくるかなと思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今教育長答弁されたけど、もっとエリアを広げて、視野を広げて、内側を見るんじゃないかと、子供たちと一緒にその同じ立場に立って、同じところに立って、それで外側を見て、そのときに何が見えるか、それは集約したときにどんなことができるかというような形のものをもっと進めていただきたいというふうに思います。そんなところでぜひ頑張ってください。

次は、あと1つ、2つほどになりますが、簡単にいきます。先ほど69ページのいきいき市民活動という関係なんですけど、この中身が直接じゃないんですけど、ここは先ほど村越委員がね、議論していたところでありまして、生涯学習からいろんなのがみんな総務課に行ったんですけども、その総務課でもってこういう事業をみんなやっていく受け入れ体制といいますかね、そういう形の中で、そして組織的にはどんな形になりますか、係でもっておさめるのか、その係も何人くらいで対応するのか、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 総務課に事業が移管するわけなんですけど、新しい係をつくるのではなくて、係名は市民協働推進という格好で変えますけれども、今の係の数の体制の中で動いていきたいというふうに思っておりますし、来年度の人事異動に今乗りかかっているところでありまして、その中で何人で対応するかというのを明らかにしていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私はね、どういう形になるかというのはまだよく見えていないからなんですけども、いわゆる生涯学習でやっていた活動そのものが総務課へ来て、総務課でもって一括してそれをやり繰りしていくという、別にそこを否定しているわけじゃないんです。ただ、デスクワーク中心でもってこの事業に向かっていたら、ちょっとなというふうに思っているんですね。スタッフがどういう形になるかというのはあるんですけども、ちゃんと現地に出向いて、そこでもって実態把握したりしながらこの活動をやっていくといいますかね、そういう位置づけをつくっていただきたいというふうに思いますが、生涯学習といたら結構スポーツ絡みがあったりして、外へ出たりしているんですけども、総務課というのはなかなか外へ出るというそれが少ないもんですから、現地と地域と、そういうところでもってきちんとつながった対応も視野に入れながら、そういうことでやっていく場合には、スタッフが果たしてどうなんだろうなという、ここがちょっと私心配しているところなんですけど、その辺の位置づけはどうですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 総務課の組織は、かなり幅広うございまして、今委員さんは外へ出ることはないというふうなお話をされましたけど、防災も総務課です。広報、情報も総務課です。外へ出るのはお手の物でございます。

今現在の地域コミュニティにつきましても、人数のぐあいもあるんですが、市長からも現場に行かなければ仕事なんかできないんだというふうにはハッパをかけられております。極力現場のほうへ出るような格好で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） とにかく現場へ出て、総務課全体で見たときには失言でございました。私もちょっと狭いところを見ていましたけども、とにかく現場へ出て、地域の人とのかかわりを持たないと、こういう活動は発展していかないし、手続上の問題で終わってしまっただけでは困るということだと思いますので、そういう位置づけでもってぜひお願いしたいと思います。

1つだけちょっと戻っちゃって申しわけないですけど、その前に68ページの生涯学習推進事業の関係で、地域ボランティア人材派遣制度の実施というのがあるんですけども、これを具体的にどのようなことでどうするのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 地域ボランティアの派遣の関係ですが、今までですね、子縁活動人材制度ということで、地域のいろんな方々が持っている知識とか、スキルを学校の教育現場に生かしてということで、活用していたものをですね、今度はそれももちろんですが、地域の中で活躍してもらおうということで、その部分を生涯学習推進事業の中に組み込みまして取り組んでいきたいという考え方です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地域の中でということで、子縁人材は結構幅広くといいますかね、あちこち飛んだりもしていて、特に学校関係なんか結構絡んではいたんですけども、これは地域の中だけじゃなくて、もっとほかまで広がっていくのかな、これは学校とのつながりの関係ではどんなになるのかなというふうに思うんです。その辺はどうですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今までではですね、人材の皆さんの活躍の場が主には学校現場だったんですが、今度は地域等の要望に応じていろんなところでそういう人材を派遣していこうという制度に変えたいということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地域というのは、自分のところじゃなくて、よその地域どこでも行くよと、こういうことなんです。そういつてもらわんと地域、地域と言っていると、自分の地域みたいに感じちゃってなんです。そういうことは大いにアピールしないと要請そのものもなかなかだと思しますので、しっかりとアピールしてもらって、活動そのものは発展させるような形でぜひお願いしたいと思います。

5時過ぎてしまいましたので、私はこれで終わります。

○委員長（宮澤一照） 議事整理のため、17時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時14分

○委員長（宮澤一照） 休憩を解いて会議を続けます。

阿部副委員長。

○阿部委員（阿部幸夫） 皆さん、大変お疲れさまです。

それでは、私の順番になりますと、相当ですね、ダブっておりますので、少し流れるには非常にぎくしゃくする

かもしれませんが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ページで言いますと24ページ、先ほど横尾委員のほうからも妙高市の出会いサポートの関係につきまして、質疑あったかと思うんですが、私のほうからも少し初めてこの総文の関係で質疑させていただきますので、わからない点についてお聞きさせていただきたいと思います。ここでは、独身者を対象に多彩な出会いということで、妙高市が先般一般質問でも多く出ましたが、人口問題が非常に話題になっているわけでありまして。その点からいきますと、非常に大事な点ではないかというふうに思っているところなんです。その上で、多彩な出会いの機会を創設していくということですが、先ほど来一部都会から来られる方含めてですね、いるという話がありましたけど、少しそこら辺の具体的ですね、内容、さらには参加予定者、開催頻度等を検討されておられましたらお聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 平成29年度の実績関係になります。30年度はこれからになります。29年度は、イベント関係は4回開催しております。古民家×縁日ということで、これ再婚を御希望の方と再婚に理解者のある方という格好で開催しております。男性9人、女性8人、計17人、子供さんが12人ということで、カップルはその場で1組誕生したということです。それから、トキメイト！列車コン！ということで、トキ鉄を1両貸し切りまして、男性、女性それぞれ12人、24名参加してイベントがありました。こちらは、マッチングはしなかったんですが、結果して1組成婚に至ったというイベントでございます。それと、君の井さんで見学して、その後かっぽう料理店でお酒と料理を楽しむというようなイベントでは、男性12人、女性8人、計20人が参加いたしまして、カップルは2組誕生いたしました。それから、冬にはかんずり雪さらし体験イベントというのがありまして、男性12人、女性12人、計24人、そこでは4組のカップルが誕生いたしました。そのほか大人数ではなかなか集まりにくいというのがありまして、少人数パーティーというのを6回開いておりまして、これはマッチングはしておりませんので、わかりません。このイベント以外に出会いマッチング通信というのを発行しておるんですけど、紙上、ペーパーでですね、男性、女性プロフィールをして、それで会っていただいたり、そこで1組成婚しております。カップルができたのと、結婚したのは違います。カップルになって交際をして、結婚に至ったのが昨年は2組ございました。23年度からこれらの取り組みをしておるんですけども、29年度までで15組が結婚されております。私どもで把握しているやつだけです。極めてプライベートなものですので、結婚したらもし可能であればお知らせいただきたいぐらいのことしかできませんので、ただ15人結婚されているという事実がございます。来年度につきましては、少し少人数パーティーという格好で、気軽に集まれるようなやつをちょっとふやしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。非常に努力されているということと、いかに結果に結びつけてですね、人口に貢献していくかということになるかと思ひますし、この中でも記載されていますように、今もお話がありましたような情報発信をですね、どのような形で全体をですね、盛り上げていくかということが非常に大事だというふうに思ひますし、記載もされていますので、その点ですね、情報発信をぜひともしっかりとお願いしたいと思います。

私のほうからも思うんですが、妙高市は私この1年間ずっと見ていまして、温泉とか、スキーとか、山でとか、海でとか、それから四季を通じてとか、いろんなことをやっているわけでありまして、このPRをですね、うまくこういうニーズにつなげていく、先ほど課長も言われましたように、少人数でいいから、そういう出会いをですね、しっかりとつくっていくということが非常に大事なんではないかなというふうに思ひますので、ぜひとも強力に進めていただければというふうに思ひます。

それでは、いっぱいダブっていましたので、次の質疑に行かさせていただきます。68ページ、地域づくり活動の

支援事業につきまして少しお聞きしたいというふうに思います。地域づくりそれぞれ団体の自主的な、そして自立を促進するですね、よりよい地域を目指した取り組みだというふうに思っております。この中でですね、地域づくり活動への支援、その上乗せ交付金メニューというのが記載されていますが、これについてですね、地域の助け合い、つながる場づくり、そして楽しく運動健康、地域子ども活動等々ですね、上乗せ交付金的なものがわかっておりますらお聞かせいただければと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 地域づくり活動団体の支援の交付金の関係でございますが、先般の山川議員の総括質疑でも少しお答えしましたが、これまで地域支援のためにあった複数の交付金、補助金を整理統合、拡充して30年度からは総合交付金とするということでございます。その中身とすると、基礎交付金というものと今委員さんからお話のあった上乗せ交付金、この2本立てになるということです。上乗せ交付金のほうにつきましては、今いろんな地域課題等を見る中で、市としてやはり地域でこういう活動に取り組んでほしいということと、あわせて地域のほうでも今地域でこういうことが課題になっているというようなこと、そういう視点からですね、4つのメニューを設けさせていただいて、こういったことに取り組んでいただいたら、さらに交付金を上乗せしますというような考え方です。地域の助け合い推進事業というのは、いわゆる高齢者などへの生活支援活動ということで、既に取り組んでおられる地域もありますけども、お助け隊のようなものを組織してですね、買い物支援とか、除雪支援とか、そういったことに取り組んだ場合ということでございます。

それから、つながる場づくり推進事業ということで、こちらは高齢者を中心にですね、お年寄りの居場所づくりというんでしょうか、地域の茶の間のなですね、そういうつながる場づくりに取り組んでいただいた場合ということです。

それから、楽しく運動健康づくりというのは、市としてもラジオ体操の普及等取り組んでおりますが、これ年間一定回数以上地域住民の皆さんがお集まりになって、ラジオ体操等に取り組んでいただいた場合というようなことです。

それから、最後地域子ども活動推進事業ということで、これは子供たちですね、地域の中で体験活動とか、地域の活動に子供たちの参加を促すとかということで、地域全体で子供たちを育む、そういった活動に取り組んでいただいた場合に交付するというようなことで考えているものでございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。

それでは、今新たにですね、予算も含めてついているわけですけど、推進事業におけるですね、参加団体というのが大体これぐらいを見込んでですね、取り組みを展開していきたいなということが具体的にあるのであれば教えてください。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 30年度の見込みということですけども、地域の助け合い推進事業に関しましては、一応12地区程度を想定しております。予算額につきましては、82万2000円ということです。それから、つながる場づくりににつきましては、34地域68万円を想定しております。それから、楽しく運動健康づくりににつきましては、20地域といえますか、20会場40万円、それから地域子ども活動推進事業につきましては、8地区40万円ということで新年度このくらいの取り組みを進めていきたいということで考えております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。それぞれの事業の地域の目標なり、金額設定されたわけでありま

すので、私らもまた地域に帰ってそれぞれまた報告をしながらですね、多くの皆さんから参加していただくように取り組みたいというふうに思いますので、また御指導よろしくお聞きしたいと思います。

それでは続きまして、69ページですね、地域活動の施設整備の支援事業についてお聞きしたいというふうに思います。ここでは、地域のコミュニティーですね、拠点ですね、整備を、また機能向上等々を含めてですね、一部補助をしていくということで、今回7つの施設について補助を出していくということになっております。ここでのですね、できれば7施設の予算計上したわけでありますので、この7つの設定についてですね、具体的な考えについてお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） こちらの箇所設定の関係ですけれども、毎年ですね、地域の皆さんにこの地域集会施設等の整備あるいは改修等の要望について調査しております、その調査結果に基づいて原則地域から要望のあったものは全て予算化するというような形で取り組まさせていただきます。30年度はそういう照会した結果、ごらんの7地域、7施設について要望がございましたので、予算化をさせていただきたいということでございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） そこでもう一つお伺いしたいというふうに思います。

ここで予算づけしてきたわけでありますので、ほぼ全てですね、この後の実態としてですね、新たにまだ同じような要望というのは来年度も出てくるというような状況なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 実際に31年度地域の皆さんに照会したときに、どの程度出てくるかというのはなかなか予想は難しいと思いますけれども、やはり地域の拠点になっている集会施設も建設からかなり年数がたったものがあったりですね、地域独自で整備されたものも老朽化しているという部分ですとか、見受けられますので、ある一定の件数は要望として上がってくるのではないかなというふうには考えております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。ぜひともまた地域からの要望が出てきましたら、ぜひとも応えていっていただくようお願いしておきたいと思います。

続きまして、20ページを見ていただきたいというふうに思います。先ほど来から非常に地域コミュニティ含めて地域のこし隊等々について意見が出ております。私もこの件につきましては、同じ地域におりまして、いろいろと話を最近聞くことが多く、基本的なことをですね、もう一度ちょっとおさらいをさせていただきながら、地域のこし協力隊のですね、新たに大鹿に設置するわけでありますので、少し整理をさせていただければというふうに思っています。これまでのですね、地域のこし隊のですね、導入地区、そして人数はですね、この間ですね、どのような状況にあるか、教えていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） まず、25年度に初めて入ったわけなんですけど、25年度に3人、4人ですかね、委嘱させていただいて、入れかわり立ちかわりはあるんですけども、今現在は長沢と、それから水原と瑞穂地区に3人の協力隊から入っていただいているという状況であります。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） その中でですね、この地域のこし協力隊が25年から入ってきてですね、今それから数年目的としては3年を中心にですね、移住、定住を図るという一つの大きな目標もあるわけであります。そこでですね、なぜですね、そういう経過がある中で、どのような課題があって移住、定住につながらないのか、もしくはまた地

域の皆さんとの関係で、どういう課題があつてそれにつながっていないのか、または協力隊の皆さん方がどんな課題を抱えてそういう状況になっているのか、もしその点についてですね、少し具体的にお聞きしておきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） いろいろと一度に、ちょっとあれなんですけど、課題と申しますのは、毎回毎回同じようなお話しさせていただいていますが、当初協力隊から入っていただいたときには、受け入れする地域で協力隊から入ってもらって何をを目指したいのか、明確になっていない、行政も初めてでしたんで、そこら辺どういう状況で入ってもらわないといけないのかというのがなかなかきちんとなしなまま入ってもらったというのが一番の課題だと思っております。ですから、2期目につきましては、各地域から事前に話し合いをしていただきまして、地域として何をを目指したいのか、そのために協力隊から何を協力して一緒にやってもらいたいのかというのを明確にしてもらってからでないと、募集もできませんので、それをまずやっていただいております。それをもちまして、募集をして応募があれば、地域の代表の皆さんからも一緒に面接をしていただいて、この方であればという方を採用させていただいているという状況であります。課題と対応です。もう一つ何かありましたでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） そういう課題等々あるわけではありますが、なぜ当初目的、3年ですね、という期間立てて移住、定住につながらないという部分について、どういう課題があるのか、そのことについてお聞かせいただきたい。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 25、26、27が1期目の3年でございました。残念ながら途中で先ほど申しあげましたようなもろもろの事情がありまして、おやめになった方がかなりいらっしゃいます。ただ、お一人はこの地域じゃないんですけど、近隣にお住まいになって、近隣の市にお勤めになっていたという方がいらっしゃいます。残念ながらその方もこの3月に御実家のほうへお戻りになるということでございますけれども、それともう一方活躍されていて農家民泊等をやりたいということで、我々のほうでも資金を援助する予算を計上させていただいたケースが昨年ございました。不幸にして交通事故で亡くなってしまったというのがありまして、今現在任期を満了して定住してくださっている方は残念ながらいないという状況になっておりますけれども、私どものほうとしましては、協力隊として活動していただいている間にも、いろんな任期が終わった後にこうなりたいというところの研修みたいなものも積極的に受けてもらったりですとかしておりますし、先ほども申しあげましたように、任期が終わって起業する場合には、補助金を交付するという仕組みもつくらせていただいております。ただ、なかなかさっき言いました理由で、残念ながら定着には至っていないというのが実態でございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 今報告を聞かせていただいたんですけど、国ですね、助成含めてある中で、個人が1年間生活するとざっと今般お聞きしましたら、南部地域において生活してもですね、400万前後のですね、年収的なものがやっぱり支給されているというような形をですね、聞きながら、一方でですね、自分の通常の仕事とは別にですね、自分がやりたいことがあれば時間外にそのような対応をしてもいいというですね、話もある。そういったいろんな中で、やはり3年間でですね、その地域で年収400万プラスですね、補助的なですね、そういう収入を得てですね、生活できる仕事というのが南部地域にあるんだろうか、またその地域で生活したときに、それにつながるものがあるんだろうかと、それがやっぱり地域におけるですね、課題でもあり、行政的な課題でもあり、やっぱりその人が将来そこに生活をしていくですね、安定した財源を求めていく形になっているんだろうかというところが非常にやはり3年間の中で蓄積できるんかどうか、または将来安定につながるような形になるんだろうかというところ

ころが非常に心配なところなんじゃないかと。私も昨年いろんな先進的なところへ行って見てきました。やはりそこから辺が非常にそれぞれ地域に受け入れた皆さん方もそれだけのですね、形が本当につながっていくんだろうかということもそうですし、お互いにそこが不安が新しい働く場所がないと、または企業においてもそうなんです。そういうところをいかに地域と行政と本人含めてですね、やはりしっかりとマッチングしていかないと、移住、定住にはつながらないという感じを受けているところです。その中で、やはり今南部地域のほうに非常に多くそういう高齢者もふえているということで、いろいろと施策をとっていただいているんですが、いずれにしても、その地域、その地域という課題は当然あると思いますけれど、共通した課題と個別の課題とがあると思いますので、そういったところの整理をですね、少し進めていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。その地域が望んでいるからその地域に配置していく、それは当然だと思います。しかしながら、お互いその地域において共通している部分もあるというふうに思いますので、ぜひともそれは行政の立場でできれば横をつないでいただくような形をですね、検討していただければというのが私の今思いであります、何かそちらのほうであればお聞かせいただければ。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほど申し上げましたように、協力隊の仕組みと言いますのは、1つの集落なのか、もう少し広い範囲なのかはありますけれども、そちらの皆さん、住んでいる皆さんがこの地域をどうしていきたいんだ、そのために自分たちだけではちょっと難しいので、都会に住んでいるいろんなアイデアを持った協力隊から入ってもらって、その目的を達したいという、地域から上がってくるものだというふうに考えております。ですから、行政がこの地区はこうしてください、こうしてくださいという性格のものではないということで御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。今力強い言葉をいただきました。それぞれの地域が1つになって、同じ目的を持つならば同じ方向を抱いてもいいと、こういう私は理解をさせていただきました。ぜひともそういう形で、みんなで1つになってですね、そういう目的を達せればいいなということ、私としての思ったことを述べて次は質疑に移らせていただきます。

それではですね、もう一つですね、64ページをお願いします。実は、64ページ、パソコン等に対する情報の推進事業であります。これは、小学校も中学校もですね、それから総合支援学校含めてですね、それぞれパソコンの統一したですね、それぞれ小中にアクセスの増設状況等々、さらにはタブレット型への切りかえ状況という記載されていますし、総合支援学校のほうは専用のタブレットを先生方にもという形で記載されています。今の現状と今後どのような考え方を進めようとしているのか、少しお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） パソコン等のあいつた配置状況でございますが、平成30年度まで予算のほうでいかさせていただきます段階では、タブレットの端末については、全体で345台、小中、総合支援学校入れて345台になる予定です。それ以外にいわゆるパソコン教室という部屋が各学校にあります、そこにはデスクトップタイプのもので置いてありまして、そちらの合計台数が予定では385台あります。そんな関係で全体では平成30年度末では730台になる予定でございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、今この台数でいきますと、何人で1台なのか、どんな状況なのかをですね、それぞれの学校の人数にも、学年数にもよりますので、どのような実態になるのかですね、ちょっと実態を教えてください。

さい。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 平成30年度の整備後の状況ですが、児童生徒数今総数で2,198名おりますので、730台で分母分子にしますと、3.0人に1台という形になります。ちなみに文科省の整備目標は3.6人に1台ということでございますので、それよりは上回る内容で今整備はできているという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。時代の変化も非常に早く、技術的なものも進みますので、後追いだけでなく、新たな技術の導入をですね、妙高市としては積極的にお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは次にですね、最後になりますが、36ページ、健康保養所づくりの推進事業につきましてお聞きしたいというふうに思います。ここでは、健康保険課からですね、それぞれ生涯学習課のほうに移るということになるかと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これね、所管違うの。

○阿部委員（阿部幸夫） そうですか、わかりました。

じゃ、最後になりますが、先ほど22ページのところでですね、地方創生推進事業の企画政策課の中ですね、新たな事業創生に向けた調査研究ということで話がありですね、その中において少し私も気にはずっとなっていて、ダブる話になるかもしれませんが、新井南部地域における新たな拠点づくりという活字が出てくるわけでありまして、生涯活躍のまちづくり等々という話がありました。この背景なりですね、現実ですね、それを受けとめて言葉的にはあらい道の駅なんていう言葉も出てきたんですが、そこら辺の状況についてですね、もう少し詳しい状況がありましたらお聞かせいただきたい。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 少し詳しい話をしたいと思います。一応目的としてはですね、先ほどもちょっと申し上げたんですが、国道292号線の利用者の利便性を高めながら交流人口の拡大を図るということだし、もう一つはですから中山間地においてですね、市民が住みなれた地域でいつまでも生き生きと暮らすことができる環境をつくるということでございますし、場所の一応設定としてはですね、大沢新田地内から長沢原地内ということで想定しております。一応候補地としては、5カ所くらいですか、定住を行ってきておりまして、今現在地元のほうとですね、協議を進めてきております。設置といたしますか、事業主体としては、妙高市でございますし、今つくっております基本構想ですか、この概要としてはですね、一応基本機能ということで、休憩の機能とか、情報発信の機能、それと地域の連携機能ですか、防災機能とか、そういう機能、これが基本機能ということでありまして、あと独自機能ということで、例えば地域福祉の関係だとか、地域交流機能とか、生活の支援機能ですか、そういうことも想定しているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。ちょっと私これを聞いてですね、実はこの南部地域という活字があるわけですし、南部地域全体についての本当にそういう話にどのような形でしていくのかなということが少し気になったところであります。特に今この292号線という言葉聞きますと、今292で一番の問題はどこかという、道路が拡張きちっとされていかないということなんです。橋もできない、猿橋から長沢に対するですね、工事も進んでいない、一部は進んでいると思いますけど、あれいつまでどうなるんだというですね、ことも明確でない、

そういう中で道の駅だけが先行していくということは、非常に全体的なバランスがですね、どうなんだろうかなどということがですね、叫ばれるような気がします。南部地域全体であれば、そういった点では魂が入り、盛り上がりがあって、そしてそれにゴールしていくというですね、機運、ムードづくりが非常に大切なような気がしました。したがって、非常に地方創生の事業ですね、やること自体は決して私は否定する立場ではありませんけれども、今お話しさせていただきましたような点をですね、十分考慮していただきながら、やはり望まれる実態に合ったタイミングのいいですね、形にしていっていただかないと、結果またそういうですね、計画になかなかそぐわないような形にならないように形にですね、ぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 副市長。

○副市長（市川達孝） 今292のですね、未整備の状況が言われましたけども、一応今めどとすれば、平成30年台の前半で工事完了するというめどで今県のほうから工事を進めてもらっています。それをにらみまして、今回の南部地域に新たな拠点というのは、292が全部飯山から妙高まで全線改良されますと、今よりも交通量がふえる、交通の流れが変わるだろうと、その機会を通して、単なる通過交通でなくて、やっぱり地域にですね、人の流れでの変化というものを踏まえて、地域の経済の活性化に生かすような仕掛けが必要だろうということで、市長のほうからこの南部地域による拠点づくりが必要だろう。それにあわせて今克雪管理センターの話も出ましたけども、先ほどですね、老朽化していると。その機能をどういうふうに野外機能として確保するののかとの課題、そういうのをあわせながら新たな拠点をどういうふうに整備したらいいかということで、今後検討を今進めているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ちょっと認識がおくれていまして、292のですね、道路自体が30年のそれで全てでき上がるということであれば、またそれはそれで市民の地域の皆さんにですね、きちっとまず理解をいただく形になればありがたいというふうに思います。

同時に今も副市長のほうから話がありましたように、克雪センターにつきましては、南部のですね、区長会のほうで話し合いもされてですね、方向づけがほぼ6月か7月にはされてくるというような状況にもありますので、ぜひとも総合的な形でですね、英断をしていただければと、こんなふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろと議論を重ねてきました。総括質疑でも明らかになっておりますように、三六協定があるからといって、300時間にも及ぶ残業があったり、あるいは強引な市政運営による途中退職等トップダウンの事業形態等市民目線で見るときのこの本予算には賛成できかねますということでもって態度表明しておきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより起立により採決します。

議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算のうち、当委員会所管事項については原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○委員長（宮澤一照） 着席願います。

賛成委員多数であります。

よって、議案第13号のうち当委員会所管事項については原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第19号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） ただいま議題となりました議案第19号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。予算書特152、153ページをごらんください。1款財産収入617万6000円のうち、617万1000円が土地貸付料で、貸し付け件数は27の相手方に対し35件を見込んでおり、歳入予算総額は687万7000円になっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。特154、155ページをごらんください。1款1項1目一般管理事業は、管理委員7名の報酬が主なもので、160万2000円を計上しました。

2目財産管理費では、笹ヶ峰地区を中心とした財産区有地の維持管理や景観向上のための草刈り等の管理委託料が主なもので204万9000円を計上しております。

2款1項1目地区環境整備費では、杉野沢区民の福祉の充実を図るために行う環境整備事業に対して、負担金を前年度と同額の300万円を計上したものであり、歳出予算総額は687万7000円となっております。

以上、議案第19号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第19号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第19号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○委員長（宮澤一照） 以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

また、本日予定しておりました日程が終了しましたので、これをもちまして総務文教委員会を散会します。どうも御苦勞さまでした。

散会 午後 5時54分